

北海道議會時報

第 5 卷 第 12 号

昭 和 28 年 12 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第5卷第12号(昭和28年)

議会の動き

常任委員会……………

一

特別委員会……………

四

総合開発特別委員会

電源開発対策特別委員会

水害対策特別委員会

冷害凶作対策特別委員会

綱紀肅正に関する調査特別委員会

会 合

一道北部七県議会議事務局長連絡協議会……………

二三

全国都道府県議会議長会参与会……………

二三

資 料

第十七臨時国会の展望……………

四

戦前戦後における府県の処理
すべき事務比較（法令対照）……………

六

全国議長会口頭陳情に対する政府側答弁……………

三

欧米各国における国会の運営状況について……………

五

税制調査会の答申……………

七

第二次補正予算閣議決定……………

三

第一次補正予算に伴う地方財政計画……………

六

地方債の道府県別割当……………

三

雑 録

十月十五日現在産米收穫予想……………

六

二十八年産全国供米割当……………

五

町村数変更遷調……………

五

都道府県別、人口段階別、町村数調……………

六

昭和二十八年産北海道費歳入
歳出予算現計表（12・5現在）……………

六

地方行政疑義問答集……………

三

報道から拾う……………

五

愛媛の副知事制廃止議決取消を提訴……………

五

臨時道路特別補修税は目的税ではない……………

五

火災ピン論争に所……………

五

続、李ライン問題（三回）……………

五

真珠貝漁業国際司法裁判に付託……………

五

マ米国務省局長竹島問題で声明……………

五

日米著作権条約に調印……………

五

道人事異動（11・13現在）……………

八

図書室便り

時報第五巻総合目次……………

六

（昭和28・1月—12月）……………

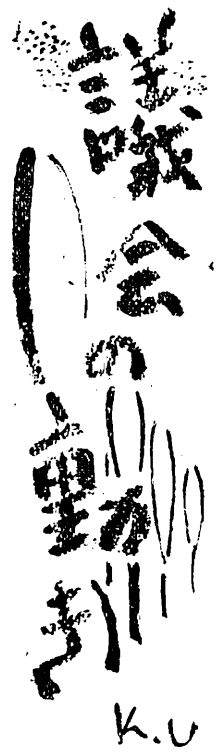
六

十一月のメモ

表紙写真

冬 山

北海道観光課提供



常任委員会

総務委員会

○十一月二十日、午後二時五分、第一委員室において開議

① 冒頭、遊興飲食税国税移管反対期成同盟本部相談役及び北海道カフエー組合長より、遊興飲食税国税移管反対に関する陳情を聴取。

② 立原委員長(自)より、四回の第八回国体施設調査の報告を求め、桑野副委員長(自)より報告、吉田(定)(改) 大久保(改) 井川(改)各委員より、選手宿泊料と宿舍について意見があつたが、国体関係については次回の委員会で審議することとし、

③ ついで委員長より、電気事業に対する固定資産税(償却資産)の道府県移管の問題については意見書を出したきりになつてゐるが、この扱いについて諮り、桑野副委員長(自) 山内委員(労)より意見あり、また桑野副委員長(自)より、石炭手当及び寒冷地手当を所得税の対象外とする問題についても発言があり、一旦休憩、再開後、

④ 固定資産税減免問題、石炭手当及び寒冷地手当を所得税の対象外とする免稅措置立法化の二つの要望について中央折衝すること、その期日及び派遣委員は委員長一任に決して、午後三時三十八分散会。

文教委員会

○十一月六日、午後一時十分、第一委員室において開議。

① 林委員長(改)より、教職員の定員及び配置とこれに伴う教育行政に関する調査方針を議題とし、まず第三回道内調査の報告を求め、第一班は中野委員(社左)より、第二班は勢田副委員長(自)より、報告があつて、委員長より、第三次調査をもつて実地調査は打切り結論に持つていくとの話し合いであつたが、結論を打出す委員会をいつ頃から開くかについて諮り、委員長より、腹案として、残された問題は道当局の財政面の検討であり、従つて本問題について最終段階の結論を打出す委員会の初日か二日目に知事側の説明を聴取し、全日程を十日間程度とし、第四回定例会招集十日ぐらい前から開きたい旨を述べ、そのことに決した。なお調査報告書は委員会が始まる一週間ぐらい前に発送すること、報告書は正副委員長で目を通す程度とすることとした。

② 次に町村立高校の道立移管問題を議題とし一旦休憩して協議することとし、午後二時再開、結局、視察対象校は沼田、天塩、長万部、千歳増毛の五高校とするが、増毛高校については起債補助等に疑義があるので、教委と打合せの上疑義ある場合には視察より除くこととし、第一班は天塩、沼田、増毛高校とし、十一月十日より十五日まで、本多(改)坂東(浩)(自)委員と林委員長(改)第二班は、千歳、長万部校とし、十一月十日より十三日まで、中野(社左)、高橋(社右)委員派遣に決した。

③ 次に冷害地學童給食問題を議題とし、木呂子教育委員より、中央折衝状況について説明を聴取、僻地教育振興法制定要望問題並びに只今の給食問題について中央折衝を行うこととし、派遣委員については委員長一任に決した。

④ 日高町村会代表より道立図書館分館を日高地区に設置について陳情を聴取して、午後二時五十五分散会。

農務委員会

○十一月十七日 午後一時三十分、第三委員室において開議。

① 大津村長より、米軍接收地反対陳情を聴取、委員長より、接收地問題は所管の農地開拓委員会において審議されると考えられるが、連絡があれば慎重審議したい旨を述べた。

② 平野副委員長（自）より、道内冷害事情調査報告があつた。

③ 宮本委員長（協）より、冷害対策について九月來折衝の経過を報告当委員会としても関係が深いので善処方を願いたい旨を述べた。これに対し荒委員（社右）より、今日に至るまでの冷害凶作対策特別委員会と農務委員会の運営の問題及び今後の委員会の活動について発言、若林（社右）三沢（社左）天谷（協）土山（公）朝日（改）各委員よりそれぞれ意見があつた後、朝日委員（改）より、温床苗代融資等については委員会として中央折衝を行うべき旨、また三沢（社左）天谷（協）若林（社右）各委員より、二十九年農政予算について意見及び質疑があり、委員長より温床補助、種籽問題、二十九年農政予算関係等中央折衝のため委員の上京について諮り、堀田（自）若林（社右）荒（社左）各委員派遣に決した。

④ 委員長より、専決処分によつて制定された北海道食糧需給対策委員会条例について説明を求め、農政課長よりその経過について説明があつた。

⑤ ついで冷害予算関係で現在までに判明せるものについて説明を求め関係各課長より説明があつた後、

⑥ 天谷委員（協）より、農業試験場国費財産移管問題について質疑があり、また平野副委員長（自）天谷委員（協）より、来年度において牛馬原々種予算、ばれいし原種更新について原種農場の計画実現方等について要望があり、次期委員会は中央の情勢判明次第開くこととし、午後四時五十五分散会。

○十一月二十六日 午前十一時三十七分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協）より、前回の委員会において中央折衝に派遣した堀田（自）若林（社左）両委員より冷害対策費本道配分農務関係予算について連絡のあつた旨を報告。

② 次に議長より、各省の冷害対策関係予算の配分が行われるとの情報により十九日上京（冷害凶作対策特別委員会正副委員長上京困難のため）折衝した経過について報告、ついで委員長より昨日の冷害対策特別委員会の経過について報告した。

③ 次に委員長より冷害対策豫算について説明を求め、農政課長、畜産課長より説明があり、平野委員（自）より、①融資第二次分の決定時期及び水産関係つなぎ資金の使用について、②融資の地域指定について荒委員（社左）より、果樹の凍霜害についての融資借入れ状況等について、大沢委員（自）より、水産関係つなぎ融資の扱い方及び単独事業の起債見透しについて質疑、応答があり、また天谷委員（協）より融資の手続は決定していかなくても信連、農協を指導して明年の資金計画をつくらせ、事前の打合せを行うよう努め、なお損失補償、利子補給等は道において十分考慮するよう要望があつて、午後一時七分散会。

水産委員会

○十一月二十八日、午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 冒頭、道漁連代表より、留萌、宗谷、後志等のにしん地帯の着業前に磯船底曳網漁業並びに小手繰漁業が密漁と禁止区域の操業をするため沿岸漁民に与える影響がはなはだしいので、取締の強化徹底と被害補償の問題について陳情を聴取、この問題について井野（社左）沖野（公）浜森（社右）田呂（改）旭（自）笠井（社右）各委員と陳情者との間に質疑、応答があつた。

② 坂本委員長（自）より、宗谷海域における小樽底曳船の従たる根據地設定反対折衝状況について報告を求め、旭委員（自）より、中央折衝の経過について報告、これに対し、井野委員（社左）より、委員会付託の権限外の問題について、田呂委員（改）より、知事の意見として水産部がとつた措置について質疑があり、更に旭委員（自）より業者の仲裁にはいつた経緯について説明、一旦休憩、午後一時三十分再開。

③ 二十九年度北洋漁業出漁實施について、水産部長の説明を求め、同部長の説明聴取後、井野委員（社左）より、石狩湾のけいその流網の転換問題について、また舩田委員（協）より、内水面管理委員会の構成員について、沖野委員（公）より、委員が視察したときの陳情等の処理について質疑、水産部長の答弁あつて、午後一時四十五分散会。

農地開拓委員会

〇十一月二十七日 午前十一時四十分、第一委員室において開議。

① 冒頭、雄武町長より雄武町に保安隊の大演習場を設置することに反対の陳情を聴取。

② 安達委員長（自）より、過般上京した冷害対策の折衝状況について報告を求め、田呂副委員長（改）より報告、農地開拓部長の補足説明の後、質疑に入り、田呂副委員長（改）より、種子購入補助の内容、土地改良の保留分について質疑、さらに国からの冷害予算だけでは完全な救済措置はできないから道自体で単独事業を起して被害農家を救済すべきである旨の意見あり、笠井委員（社右）よりも臨時議会前に正副委員長で知事に対し道単独事業を起すよう要望すべき旨の発言があつた。

③ なお井野委員（社左）より、既定予算（国費）の削減割合について、旭委員（自）より、人造米の設備に対する助成の問題について、沖野委員（公）より、冷害状況の把握に著しい差異が認められるのでこれの調整について理事者に要望すべき点等について、質疑及び意見があつた。

④ 井野委員（社左）より、雄武町の保安隊演習地問題について保安隊との折衝経緯、調査の結果についての結論、それから道が開拓農家に貸付している牛に課税している見解について書面回答を求め、委員会は三十日再開、冷害予算の具体的事項の検討を行うこととし、午後一時十五分散会。

〇十一月三十日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 田呂副委員長（改）より、先般の委員会では要望のあつた道の單獨で救済事業を起すべき点について知事に對する申入れについて報告、これに関連して笠井委員（社右）より、既定予算でまだ予算算達のないものについて、舩田委員（協）より、道の冷害予算編成の状況について質疑があり、また岡田委員（社右）より、補助や融資については各部課よく協議の上実施されたい旨の要望等があつた後、農地開拓部長より農地開拓部としての冷害対策豫算について説明があつた。

② ついで右に對する質疑に入り、田呂副委員長（改）より、開拓協同組合に流す資金の取扱ひについて、これに関連して舩田委員（協）よりも質疑があつた。救済事業についての開拓部梓について開拓、土地改良事業に関する効果的施行について、舩田委員（協）より、今年は雪が早いので除雪費などの見積りについて、また被害農家の現金収入を得られるような事業の考慮、土地改良関係予算削減についての新聞報道、小規模造田に對する補助問題等について、笠井委員（社右）より支庁権限で使用できる冷害予算の使ひ方、町村総体から見れば被害は少いが、個々の農家の被害がはなだしい場合の調整の問題、これに関連して岡田委員（社右）よりも質疑があつた。営農資金の實際の流し方等について、また岡田委員（社右）より、救済土木事業の補助融資のかみ合せについて、沖野委員（公）より、奥地の開拓者に對する保健衛生問題について質疑があり、それぞれ答弁があつて、午後二時散会。

商工委員会

〇十一月十六日 午前十一時二分、第三委員室において開議。

① 北日本航空基地整備拡充について協議の結果、上京折衝委員に菊地委員（改）を決定、

② 災害及び年末金融対策、回鐵道貨物運賃割引、昭和二十八年年度競輪開催結果の三点について、商工部長、商工振興課長、工務課競輪班長等よりそれぞれ概況説明聴取を行い、これに對し、舟木（社左）

和平(勞)清水(自)武田(改)各委員及び福島副委員長(自)より質疑があり、終つて(1)回の件について今後の対策を協議の結果、状況により委員を上京折衝せしめることとし、派遣委員については委員長一任に決定。

③ ついで宮坂委員長(改)より請願、陳情の審査を行う旨を述べ請願第百十九号、第百六十号、第百九十六号、陳情第三百四十九号は継続審査に、陳情第三百六十一号は採択、同第三百九十九号、第四百六号は不採択に決定、午後二時三十三分散会。

建築委員会

○十一月十四日 午後一時四十八分、議長室において開議。

① 坂東委員長(公)並びに工営課長より過般の四国各県における国体施設調査結果について報告をなし、これに対し和平(勞)清水(自)宮坂(改)舟木(社左)福島(自)各委員より質疑を行う、

② 次に道内公營住宅建設事情について協議の結果上川、胆振、渡島、後志各支庁管内における公營住宅建設事情を調査することとし、調査委員に伊藤副委員長(自)及び清水(自)森川(社左)舟木(社左)和平(勞)各委員を決定、午後二時二十分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○十一月十七日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 坂東(秀)委員長(公)より、過般の本会議で議決された四件の意見書の処理及びこれに関連する二十九年度開発予算の獲得について諮り、理事者の説明聴取後、宮北(協)浜森(社右)委員より、未開發地域の内特殊気象地帯並びに特殊土壌地帯の点について意見あり、この関係については、専門委員室の裏付け作業が完成してから検討する

こととし、

② 次に苫小牧工業港問題について道としての考え方、北海道の工業振興に対する考え方について西田(信)委員(自)より意見及び質疑があり、さらに山内委員(勞)より公衆電氣通信施設の整備擴充について意見あり、また西田(信)委員(自)より、固定資産の償却率は是正について意見案を提出したい旨の発言があつて一旦休憩、午後一時二十五分再開。

③ 次に泥炭地開發促進については、企画室長の説明について、宮北委員(協)より質疑があり、応答の後、委員長より、泥炭地開發問題、公衆電氣通信施設整備、苫小牧工業港問題促進のため近日中に委員派遣について諮り、そのことに決し、午後一時五十五分散会。

電源開發対策特別委員会

○十一月十四日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 西田(信)委員長(自)より、夕張川総合開發に伴う發電事業の經營主體問題が円満妥結に至つた折衝経過について報告、桑野委員(自)より、發電所の維持管理の問題、損益計算の取扱ひ、損失負担の割合等についてまた棚川委員(協)より、課税の問題について質疑があり、応答の後、委員長より、本件に関する折衝経過並びに二股及び川端における電氣事業の運営案について異議なきやを諮り満場一致をもつて承認に決した。

② ついで本件の經營主體は決定し、来年度から実施計画に入るが、公共事業費をつける問題、起債の問題等が残つてゐるが、委員会今後の運営をどうするかについて諮り、池田(協)桑野(自)和平(勞)時田(社右)各委員及び宮坂副委員長(改)より意見が述べられたが一旦休憩、午後一時七分再開。

③ 委員長より、委員会の今後の運営について今までのいろいろな論議されたが、本件については今後残された問題も多く、運営問題は次期の委員会において協議決定したい、なお本件の中間報告案文作製は委員長

に一任願いたし旨を述べ了承の上、午後一時二十分散会。

水害対策特別委員会

○十一月十六日 午後一時三十五分、第一委員室において開議。

① 沼田町長より、雨電ダム放流による被害について陳情を聴取。

② 次に秋山副委員長(協)より、第三班の上京について上京中の委員長と相談したが、短い日程となるため第二班が残つて折衝したので了解願いたいと述べ、ついで水害対策予算の各省別最終枠は決定したが本道配分についてはまだ確定していない旨を報告。中牧(自) 荒(社左) 原田(自) 村上(自) 各委員より、道配分で現在までに決定済のもの、つなぎ資金配分表の提出要求あり、また若林委員(社右)より雨電ダム放流による被害に対する陳情の取扱いについて発言、池戸(労) 荒(社左) 委員より所管常任委員会に移すべきである旨の意見あり、これに関連して原田委員(自)より委員会存廃の問題について質疑あり、結局明日までに中央折衝の経過報告を作製、明日さらに協議することとし、午後二時三十分散会。

○十一月十七日 午前十一時五分、第二委員室において開議。

① 秋山副委員長(協)より昨日要望のあつた中央折衝経過概要を報告書によつて報告、これに対し、若林(社右) 道下(改) 棚川(協) 平野(自) 原田(自) 荒(社左) 各委員より、政令案基準による指定町村の見直し、融資割当とその流し方、實際起きているつなぎ資金の額流した金額等について、またこの関係の臨時道議会の開会等について、質疑応答が行われた。

② ついで委員会の今後の運動方針について諮り、村上(自) 池戸(労) 荒(社左) 各委員より意見があり、結局委員会は大体初期の目的を達したので、議会開会の際委員長報告の後に解散することに決し、午後零時十五分散会。

冷害凶作対策特別委員会

○十一月二十五日 午前十一時二十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、網走支庁管内冷害対策委員会代表者より、道単独救農工事施行及び種籾購入者に対する道費助成に関する陳情を聴取。

② 田呂委員(改)より、本日は重要な会議であるから、野口副知事の出席を求める発言あり、これを諮つてそのことに決し、ついで宮本委員長(協)より、委員会設置以来の活動状況並びに冷害対策予算折衝の経過について報告。

③ 三沢委員(社左)より、一道北部七県協議会について説明を求め、委員長より説明。

④ 次に議長より、各省の予算配分が行われるとの情報により十九日上京(正副委員長上京困難のため)折衝した経過について報告。

⑤ 次に委員長より、冷害対策豫算について各部長に説明を求め、まず農地開拓部長より説明、田呂委員(改)より、救農土木事業の就労範囲について、三沢委員(社左)より、温床苗代問題について、また天谷委員(協)より、種籾種子確保について質疑があり、応答の後、委員長より、融資について説明を求め、農政課長より説明、次に林務部長より林務関係について説明、旭委員(自)より、冷害対策事業は直営を少なくし地元民に行わせるよう努むべき旨要望あつて、午後一時十分、一旦休憩、午後二時十五分再開。

⑥ 議長より、救農臨時議會招集に関し知事に申入れた経過について述べた後副知事より理事者の意向を説明、これに關して三沢(社左) 笠井(社右) 田呂(改) 各委員より意見があつた。

⑦ 次に委員長より土木関係予算について説明を求め、管理課長より説明聴取後全般的な質疑に入り、笠井委員(社右)より、臨時議會に關連して道担事業の実施について、また天谷委員(協)より、種籾問題について質疑があり、副知事よりそれぞれ答弁、次に各部に対する質疑に入り、笠井委員(社右)より、①救農土木事業の保留額、②配分

基準の問題、③該当市町村及び部落決定の方法、④道路改修、河川災害補助の中に含まれる賃金収入の割合について、田呂委員(改)より①減収率の算定について、②賃金収入を与え得る時期について、③事業の実施方法について、④力のない地帯に対する融資について、⑤農家に対する食糧配給の問題について、天谷委員(協)より、①被害市町村の指定と承認について、②薪炭材の払下げについて質疑があり、農地開拓部長、管理課長、農政課長等より答弁があつて質疑を終了、一旦休憩、午後三時四十分再開。

⑧ 委員長より、委員會の今後の方針について諮り、田呂委員(改)より、配分も進みつつあるので臨時道議會を機に解散して所管委員会に委せてはどうかと意見あり、また天谷委員(協)より、冷害対策実施に關して知事に勧告することについて要望があり、これについては児玉副委員長(自)時田(社右)三沢(社左)笠井(社右)各委員より意見あり、結局冷害対策の実施要望は臨時議會開会の前日午後一時より委員會を開き、全員で決めることとし、午後三時五十分、一旦休憩、午後五時十五分再開。冷害凶作対策の緊急実施案について諮り、異議なくこれを決定して、午後五時二十分散會。

網紀肅正に關する調査特別委員會

○十一月十日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より前回の委員會において提出を要求してあつた不足資料が提出されたので個々について説明を求め、出納局総務課長蔵出課長、教育委員會財務課長等より説明を聴取、各委員より質疑を求め、新川(勞)時田(社右)西田(正)(改)各委員より①土木部の乗用車について予算委員會に提出の資料と本委員會に提出の資料との相違について、②東京事務所の乗用車の台数について、③八保健所のカメラの未回答理由について質疑があり、総務課長より答弁。

② ついで委員長より委員會の進め方について発言があり、西田(正)

(改)時田(社右)新川(勞)西村(社左)三室(自)西田(信)(自)各委員よりそれぞれ意見があり、また新川委員(勞)より、本事件について全道庁職組より知事に対し申入れ、話し合いを行つてゐる事情について知りたい旨の要望があつた。

③ 次に総務部長よりカメラ、自動車の資料については費目の変更があつた分もあり、今回再提出した旨説明があり、ついで西田(正)(改)三室(自)各委員より、①前回の資料と今度の資料とで公舎の戸数及び坪数の符合しないものがあるか、②前回の調査の根拠は何か、③財産台帳が不完全でないか、④数字が逆に減つてゐるのは何故か等について質疑があり、総務部長より答弁があつて、午後より知事、出納長、教育長、監査事務局長の出席を求めることに決し、午後零時二十四分、一旦休憩、午後一時三十五分再開。

④ 西田(信)委員(自)より、①発表以外に類似の事件の有無及びこれらを探知しているか否かについて、②事件発生の場合の処理の仕方について、③道立千歳病院の問題について、④事件発生の場合これを知る経路等について、また三室委員(自)より、行政監察長に關して、①監察協議會の当面の責任者について、②監察制度設定は時宜を得た措置と考へてゐるかどうかについて、③監察協議會を監察制度に切換えたことにより、道職員に与える影響について、④監察長の権限について、⑤道幹部職員の人事異動及び監察長の任命について、⑥監察制度設置に対する教育長、監査事務局の考え方について、⑦監察協議會の設置と九月九日の訓令との關係について、⑧協議會の公式、非公式の問題について、⑨協議會と監察長との關係について、⑩十一月六日の北海道行政監察長設置規程と九月九日設置の監察協議會との關係について、再び西田(信)委員(自)より、①自治法上協議會と監察長の地位について、②監察長は部長級の扱いとするかどうかについて、次に新川委員(勞)より、監察長の職務範圍について、また西村委員(社左)より、①この監察制度を最上の方法と考へてゐるかどうか及びその職員数について、②協議會委員のメンバーの問題について、③監察

長の権限及び協議会の会長と監察長との関係等について質疑があり、野口副知事、出納長、教育長、監査事務局第一課長等よりそれぞれ答弁があつた。

⑤ 次に時田委員（社右）より、最近頻発する道立高校の火災に対する対策と部下の監督について質疑があり、教育長より答弁、三室委員（自）より、再び監察協議会に関する九月九日付訓令第四十九号と行政監察制度との関係について質疑があり、総務部長より答弁があつて結局通牒の配布について調査を要求し、一旦休憩、午後三時二十三分再開、明日午前十時開会して質疑を続行することとし、午後三時二十四分散会。

○十一月十一日 午前十一時十分、議長室において開議。

① 大島委員長（改）より、汚職事件に関し道関係分について質疑を求め、西村委員（社左）より、①懲戒処分の刑量について、②横領金の弁済方法及び弁済不履行の放置について、③職員採用の際の身元引受人及び横領金に対する債務証書の保証人の支払能力等について、④判決確定後の弁済金に充当するため、退職金の供託について質疑がありこれに関連して、新川委員（労）より依頼退職者の退職金と未弁済金との関係について全部の調査要求があり、次に西田（正）委員（改）より、①未弁済金の回収不能という法律的理解について、②公正証書による差押えの執行等について質疑、人事課長、出納局総務課長よりそれぞれ答弁あり、ついで西村（社左）三室（自）新川（労）各委員より個々の汚職事件について質疑があつた後、西村委員（社左）より、昭和二十六、二十七、二十八年年度の年度別汚職者の横領額、賠償未済額弁済率について資料提出の要求があつた。

② 次に西田（信）委員（自）より、①懲戒処分に対する方針について、②人事課長が不正事件を知る経路について、③千歳病院事件等について質疑、また三室委員（自）より税務職員が旅行の際携帯している徴収税金の最高額と最高携行日数について状況調査の要求があつて、午後零時三十八分、一旦休憩、午後一時四十三分再開。

③ 三室委員（自）の質疑に対する答弁があつて、委員長よりこれに関連して汚職事件関係者の公金所持期間及び金額についても質疑があり税務課長、出納局総務課長より答弁があつたが、結局全支庁、税務出張所について調査の上回答することとなつた。

④ 次に西村委員（社左）より、①汚職の非行継続中に監査委員による監査が行われているが発見できなかった理由について、②非行の原因としての人事配置上の欠陥について、③事件の結果に鑑み税務に關して改善を行った点について、④留前支庁税務課の汚職が監査委員の監査で発見できなかった理由及び留前支庁に対する道の税務課が行つた監査においてとつた措置、従来行つてきた未納額の徴収方法等について質疑があり、監査事務局第一課長、税務課長、出納局総務課長よりそれぞれ答弁があつた。

⑤ 次に西田（信）委員（自）より、汚職事件発覚の動機について詳細な内容の説明を求め、総務課長より個々の場合について説明、ついで留前支庁税務課の帳簿の押収により生じた徴収事務の停滞に対して講じている措置、④徴収原簿の消込及び領収原符の保管管理等について質疑があり、税務課長より答弁、

⑥ 次に新川委員（労）より出納員交替の際の出納長の立合検査の責任について、三室委員（自）より監督者の処分及びその処分の一貫性に関連して個々の場合について質疑があり、出納局総務課長、人事課長よりそれぞれ答弁があつて、一旦休憩、午後三時四十三分再開。

⑦ 新川委員（労）より、身元保証と服務宣誓について、西田（信）委員（自）より、刑事事件の懲戒処分の時期及び事件関係者、休職者の給与等について質疑があり、人事課長より答弁、次に西村委員（社左）より、内部検査で汚職が判明した事件発見の具体的端緒について資料提出の要求があつた。

⑧ ついで三室（自）新川（労）各委員より再び出納員に対する出納長の監督権について質疑があり、出納長、出納局総務課長より答弁、出納員交替の際の出納長の監督の責任についてはなお調査研究を求め、

資料要求のあつた事項については委員会として議長を通じて要求すること、また指摘すべき重要調査事項は一通り質疑が終つてから協議することとして、午後四時四十三分散会。

〇十一月十二日 午前十時五十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より昨日に引続き汚職者に関する調を中心質疑を行う旨を述べ、出納局総務課長より昨日要求のあつた、①退職金の供託の問題、②出納員交替の際の出納長の立合検査の責任について答弁、これに對しまたこれに関連して退職金差押の問題、汚職者の退職の扱い方及び退職金の支給の問題等について、新川(勞)三室(自)時田(社右)西村(社左)西田(信)(自)各委員より重ねて質疑が繰り返され出納局総務課長、人事課次長よりそれぞれ答弁があつた。

② 次に新川委員(勞)より、地方公務員法第三十三条の解釈について自治庁への照会及び時刻により無効となつた身元保証書の更新について要望、次に教職員の給料支払に關して事故防止対策について質疑があり、出納局総務課長、監査事務局第一課長より答弁、西村委員(社左)より、汚職者の横領金の未弁済分について一件ごとに未済の原因を調査した資料の提出要求があつて、午後零時十分、一旦休憩、午後一時二十二分再開。

③ 委員長より、ただ今民生部長より昨夕から本朝にかけて行われた保険課の金庫破りの事件について報告があつた旨を述べ、次に教育委員会所管の汚職事件について質疑を求め、西村(社左)西田(正)(改)西田(信)(自)新川(勞)各委員より各公立学校及び共済組合道支部職員の横領事件を中心に個々の事件について細部にわたつて質疑があり、教育長、教育委員会人事課長、厚生課長補佐より答弁があつたが、汚職者の処分の問題、司法処分要求の問題について追及、教育長より打合せのため暫時休憩を願いたい旨の発言あり、午後三時、一旦休憩、午後三時三十分再開。

④ 引続いて共済組合道支部職員の不正事件のその後の措置を中心に質疑が続行された。この間共済組合及び教育委員会財務課の経理担当者

の経歴及び在職年数等に関する調書の提出要求、共済組合及び教育委員会に対する監査資料として提出した以外に不正事件の有無等について質疑があり、一旦休憩、午後四時四十五分再開、明日午前十時より続行することとし直ちに散会。

〇十一月十三日 午前十時四十分、議長室において開議。

① 三室委員(自)の辞任を許可し桑野委員(自)を選任補充した旨報告があつて、自動車に關する質疑に入り、西村委員(社左)より、①用度課で行う購入及び検収について、②地方部局(東京事務所も含めて)と用度課との關係について、③本庁の予算を地方部局に令達して乗用車を購入した場合の法的見解及びその事実について、④水産部において浅海増殖事業費を東京事務所に令達し乗用車を購入した問題について⑤開拓計画課における乗用車購入の経緯等について質疑、

② 次に西田(信)委員(自)より、①自動車購入の科目及び予算の流用について、②自動車の購入価格の折衝について、③購入乗用者の全部の購入先及び走行哩の記録について、④知事使用の乗用車(これに関連して西村委員(社左)よりも発言あり)等について、また西田(信)(自)時田(社右)委員より、土木建設機械整備費をもつて乗用車を購入した問題等について質疑があり、用度課次長、財政課長、出納局総務課長、水産課長等より答弁があつて、西田(信)委員(自)より①自動車購入に關するプロカーの氏名及び購入科目②土木建設機械整備費で購入した、乗用車についてこのような高価なものを必要とした理由及び現在使用している者の氏名等について資料の提出を求め、午後零時五十分、一旦休憩、午後一時四十八分再開。

③ 引続き水産部及び開拓計画課の自動車購入問題について質疑を続行西村委員(社左)より①自動車購入に關する出張の問題について、②自動車の集中管理の実施について、③自動車使用の自肅について、④狂犬病予防費で自動車購入を行つたことについて、⑤議会事務局の自動車購入手続の経緯等について、また西田(正)委員(改)より①物品購入事務の権限の問題について、②教育委員会の物品購入の権限等に

ついて質疑があり、総務部長、財政課長、環境衛生課長、議会事務局庶務課長、用度課次長等より答弁があつた。

④ 次に桑野委員（自）より、①自動車の管理と検査について、②不動産台帳について、③消耗品の在庫及びその取扱について、④自動車のガソリンスタンドについて、⑤人事課所管の自動車の使用及び集中管理について、⑥自動車の購入計画の問題について、⑦議会事務局の予算経理の問題について、また西田（信）委員（自）より再び物品購入の権限に関して用度課と出納局の関係について質疑があり、出納長、出納局総務課長、文書課長、用度課次長、議会事務局局長等よりそれぞれ答弁があつて、一旦休憩、午後四時三十五分再開。

⑤ 引続き西田（信）委員（自）より、物品購入に関して最終責任者の問題について質疑があり、総務部長、出納長、文書課長より応答があつて、新川委員（労）より①土木現業所別の自動車の台数調について、②札幌及び小樽両土木現業所の自動車台数についての確実な資料の提出を求め、一旦休憩、午後五時四十五分再開、直ちに散会。

○十一月十六日 午前十一時三十分、議長室において開議。

① 十三日に引続き乗用自動車の問題について質疑を行い、まず西村委員（社左）より、前議会でせいたくな乗用車の購入は取りやめ、実用車の購入をすると答弁があつたが、実際はそれとは全く逆になつてゐる点、上川支庁へ令達された予算で開拓部が乗用車を買つた経緯、富良野のエキスカレーターの製作、開拓計画課のギヤデラック購入等について具体的詳細な問題を提示して質疑、更に開拓部で購入することになつた車はテストケースとして用度課における検収判定を行い、その調書を委員会に提出することを要求する旨の動議を出し、これを諮つてそのことに決した。なお以上の問題に関連し、時田委員（社右）より、支庁に対する配車の基準、道の車の盗難事故について、また宮北副委員長（協）より、道の各種機械購入の実際問題について質疑、開拓計画課長、人事課次長、用度課次長等よりそれぞれ答弁があつて、午後一時九分一旦休憩、午後二時十一分再開。

② ついで委員長より教育委員会の厚生課長が帰任したので先般保留した教職員共済組合の不正事件について質疑を行う旨を述べ、西村（社左）西田（正）（改）新川（労）西田（信）（自）各委員より、事件発生当時の状況、その後の経過、関連して文部省の意向、裁判所との関係、教委自体としてのその後の措置等について質疑が交されたが、その措置緩慢明確を欠く点について追及、新川委員（労）より教委として結論を出す時期についてただし、西村委員（社左）よりも関連発言、教育次長より、教育長とも協議したいので暫時休憩願いたい旨発言があつて、暫時休憩、午後四時二十分再開。

③ 休憩前の問題について教育課長より本年中に教育委員会としての結論を出し、本部の意向をうかがつて見ることにしたと答弁あり、西村（社左）西田（正）（改）委員及び宮北副委員長（協）より意見あり委員長より十日間位で結論を出す考えはないかとただし、教育次長よりできるだけ年内早くということと希望があつたが、西村委員（社左）より責任者の告発について追及、新川委員（労）より、年内結論の発言は撤回する等の経緯を経て結局委員長より、十日間でやる、若干（五日以内位の意）の余裕は見るが、教委として結論を出し、委員会に答弁することについて諮り、そのことに決し、午後五時散会。

○十一月十七日 午前十一時二十五分、議長室において開議。

① 大島委員長（改）より本日は先ず道当局より提出資料のカメラに関する調より調査を行うこととし、各委員より質疑を求め、新川（労）西村（社左）三室（自）各委員より、①林務部関係等が事業に使用しているカメラの台数が実際事業面に必要な数量を超えていないか、②高級なカメラを相当購入しているが、その必要があるか、③購入が正當予算科目から購入されているか、④フィルム、焼付等消耗品の購入及び使用状況、⑤カメラが公用に使用されるよりも私物化しているのではないか、等の面について質疑を行い、これに対し、林政課次長、用度課次長、総務課長より答弁があり、本庁保管のカメラ中フィルム、の購入要求のないものの各部課別台数、農政課保管のニコンS型及び

林政課保管のキャノン4FBの高級カメラについて購入後一年間に使用したフィルム等の調を資料として提出を要求することとし、午後零時二十五分休憩、午後一時十五分再開。

② 午前中に引続きカメラに関する調を議題として、新川(労)西村(社左)西田(信)(自)各委員より、①土木部及び林務部関係のカメラについて各部局間の配置の均衡と必要性、②現品保管状況の検査と亡失したものの有無、③カメラの各部課保管を取止め出納局での集中管理等について質疑、これに対し、監理課長、監理課総務係長、林務課次長、用度課次長、総務課長より答弁、一応カメラ問題については質疑を打ち切り、

③ 引続き道提出資料の公宅に関する調を議題とし、三室(自)西田(信)(自)両委員より、①土木部関係の公宅購入及び新築予算の流用関係②本庁の財産台帳の整備と部局における財産台帳整備の状況、③寄附金による増築と寄附採納の手続、④仮設建物の公宅転用と財産台帳整理との関係、⑤入居資格のないものの公宅使用、⑥公宅料の基準、⑦公宅における電話施設とその使用、⑧手稲公宅の使用状況とバスの運航等について質疑、これに対し、財政課予算第一、第二、財産各係長、監査事務局第一課長、監理課長、監理課総務、予算両係長、総務課長、職員厚生課次長よりそれぞれ答弁あり、本庁の公宅附属の電話台数、昭和二十六年以降購入した電話の施設箇所、価格、支出予算科目等について資料を要求することとし、午後三時三十分一旦休憩、同三時四十分再開、一応公宅関係の質疑を打ち切ることとして、直ちに散会。

○十一月十八日 午前十一時二十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、本日は道より提出資料の食糧費及び交際費に関する調を議題として調査することとし、各委員より質疑を求め、新川(労)西村(社左)西田(信)(自)三室(自)時田(社右)各委員より、①交際費及び食糧費の定義と予算計上の根拠、②交際費及び食糧費の各部局への配分基準、予算令達の取扱、③部局特に支庁に対す

る交際費の必要性と支庁に対し予算を配分しないために生ずる外郭団体を利用しての支庁長の管内地方問題処理方式、④交際費を知事交際費と道交際費に区分経理の可否、⑤十勝沖震災等中央より来道者の多い時における部局の食糧費経理等について質疑、これに対し、歳出課長、総務課長、同課審査係長、財政課予算第一係長、監査事務局第一課長、地方課次長、秘書課次長、渉外課長より答弁、午後一時五分、一旦休憩、午後二時十二分再開。

② 西田(信)西村(社左)新川(労)三室(自)各委員より、①交際費の予算計上方式、②部局の交際費的支出と予算令達との関係、③事務事業量と食糧費配分の不均衡、④食糧費の減額修正の影響、⑤東京での食糧費の使用、⑥支庁長の東京出張の際の旅費及び接待費の捻出方法として町村に負担をかけているものの有無、⑦部課長、部局長の食糧費による宴会の自粛と卒先垂範、⑧会計事務職員の適任者の任命と研修、⑨不正防止対策としての証憑取扱の改善、⑩出納長の部局出納員の監督、⑪食糧費による宴会の接待側多く被接待側との均衡の問題、⑫監査委員の食糧費監査による不正事件摘発と改善方式、⑬これらの監査と監察長の監察との関係等について質疑し、出納長、歳出課長、財政課予算第一係長、秘書課次長、総務課長、通信室長、監査事務局第一課長より答弁、午後三時五十三分一旦休憩、午後四時十分再開。

③ 引続き西田(信)(自)新川(労)三室(自)各委員より、①支庁長の団休役員就任と本来の職務との関係、②支庁長の管外出張の許可と旅費並びに中央に対する政治的折衝活動との関係等について質疑、人事課総務係長より答弁したが、なお明日人事課長より答弁を求めることとし、昨日の公宅に関する調の答弁中保留していた予算流用について、財政課予算第二係長より答弁あり、これに対し三室委員(自)より更に質疑、歳出課長、財政課予算第二係長より答弁、その答弁中公宅附属の電話購入について定外のものであり、二十六年以降購入の電話について資料を要求することとし、午後四時五十分散会。

〇十一月十九日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 昨日に引続き質疑に入り、支庁長の管外出張の許可と旅費並びに中央に対する政治的折衝活動との関係、支庁長の団体役員就任と本来の職務との関係についての、昨日の三室(自) 西田(信)(自) 委員の質疑に対し人事課長より答弁、これに対し更に西田(信)(自) 三室(自) 委員及び西村(社左) 新川(労) 各委員及び宮北副委員長(協) より意見あるいは質疑があり人事課長、監査事務局第一課長より答弁の後、西田(信)(自) 委員より、昨日質疑の来年度予算の見通しについての答弁を求め、副知事(野口) より需要費食糧費はなるべく切る旨答弁、食糧費の問題について、西田(信)(自) 西村(社左) 時田(社右) 各委員及び宮北副委員長(協) より質疑があり、副知事(野口) 財政課第一係長より答弁があつて、午後零時二十分、一旦休憩、午後一時二十分再開。

② 食糧費の問題について、引続き質疑、宮北副委員長(協) より土木現業所の食糧費の配分、三室委員(自) より、土木現業所でやる地鎮祭、落成式等の地元の負担金の問題について質疑、土木部管理課長、出納局総務課長、同歳出課長よりそれぞれ答弁あり、更に西村委員(社左) より、交際費的な食糧費の中から主賓、接待員について十二課、十二カ月分(適宜の課、月も随意)の資料、新川委員(労) より、道東京事務所の食糧費についての再調査、二十七年の十勝沖地震の際使われた食糧費の調査資料について要求があつて、

③ 次に行政監察協議会の件を議題とし、まず西村委員(社左) より、本協議会設置を条例による意思はないかという問題をめぐり、企画室長、同調査班長との間に質疑、応答が続けられた後、新川委員(労) より、知事の権限とこの協議会との関係、宮北副委員長(協) より、監査委員の権限との関係、会計、税務に関する監督権の問題、西村委員(社左) より、更に地方自治法上の問題、三室委員(自) より、部の設置条例、各部課の所管事項と監察長、監察協議会の関連等について質疑が行われ、企画室長、出納長、副知事(野口) 監査事務局第一

課長、税務課長、出納局総務課長より答弁があつたが、三室(自) 新川(労) 西田(正)(改) 西村(社左) 各委員よりこの制度の検討について意見あり、副知事(野口) は必要なことは十分練り、部課長とも相談した結果であるからやめる気はないと思うと答弁、暫時休憩、午後四時十五分再開。

④ 宮北副委員長(協) より、この委員会開会中に道の自動車事故を起しているが、その真相について質疑、関連して新川(労) 西村(社左) 各委員より質疑、人事課長、人事課総務係長、車庫長より答弁があつたが、内容判然せず、結局明日までに調査の上報告することとし、午後五時七分散会。

〇十一月二十日 午前十一時七分、議長室において開議。

① 昨日の宮北副委員長(協) よりの自動車事故に対する質疑に対して人事課長より答弁があり、行政監察関係についてはこの程度とすることに決し、次に監査委員会関係の問題について質疑を求め、三室(自) 新川(労) 西田(信)(自) 各委員より、①補助金関係について、②年度末物品購入の問題について、③留萌支庁の監査結果と不正事件の発生について、④監査結果の指摘事項及び改善の要求等について、⑤物件労力の寄附採納の処理の問題等について質疑があり、出納局総務課長、税務課長、歳出課長、監査事務局第一課長等より答弁があつて、西田(信)(自) 三室(自) 各委員より、物件労力の地元寄附の問題については更に検討されたい、またこの関係の財務、土木当局者の出席を求めて午後零時三十二分、一旦休憩、午後一時三十分再開。

② 引続き物件労力の地元寄附の取扱ひの問題について三室委員(自) より質疑があり、関係課長より応答があつて、次に三室(自) 新川(労) 時田(社右) 各委員より、①監査の場合の立会の問題について②定期監査及び部局の臨時監査の問題について、③監査委員就任の形式について、④監査委員と監査事務局職員の関係等について質疑があり、監査事務局第一課長より答弁があつて、一旦休憩、午後三時二十六分再開。

③ 教育委員会関係で審議未了の案件について質疑を求め、西村委員(社左)より、共済組合道支部職員の不正事件に関してその後の経緯について質疑を行い、教育委員会厚生課長より答弁があつて、次に新川(労)西田(信)(自)時田(社右)各委員より、①交際費支出の基準及び食糧費との区別の問題について、②市町村立高等学校の道立移管その他の事由により教委との間に確約された事項の不履行等について質疑があり、教育委員会行政課長、財務課長等より答弁があり、時田委員(社右)より、確約事項を履行しない町村についてその学校名と金額等の一覧表の提出要求があつた。なお三室委員(自)より、確約された事項の不履行問題に関連して、公宅の問題について質疑があつて、

④ 次に学校火災の責任者処分の問題及び火災防止対策等について、時田(社右)西田(信)(自)新川(労)各委員及び宮北副委員長(協)より質疑があり、関係各課長よりそれぞれ答弁があつて一旦休憩、午後五時十六分再開、直ちに散会。

○十一月二十一日 午前十一時六分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より今後の方針について審議を求め、出先機関の現地調査について、西田(正)(改)西田(信)(自)西村(社左)新川(労)各委員及び宮北副委員長(協)より意見あり、結局現地調査に決定。

② 次に調査の方法及び範囲等について各委員より種々意見があり、次のように決定した。

一班 宮北副委員長(協)西田(信)(自)窪田委員(公) 東京事務所、渡島、檜山支庁

二班 時田(社右)桑野(自)委員 後志、胆振、日高支庁

三班 大島委員長(改)新川(労)委員 留萌、上川、宗谷支庁

四班 西村(社左)西田(正)(改)委員 十勝、釧路国、網走、根室支庁、なお窪田委員(公)は東京を除き渡島、檜山支庁のみとし、石狩

空知支庁は議会開会中に行ふこととし、現地調査の期間は、一班は二

十七日より十日間、二班は二十五日より十二日間、三班は二十七日より十二日間、四班は二十四日より十二日間と決定した。

③ 次に調査項目については委員長に一任すること、また先に申出のあつた出納長同行の件はことわること、次期委員会の招集日は委員長に一任することに決して、午後零時五十五分散会。





一道北部七県議事事務局長連絡協議会

〇十一月五、六の兩日、青森県において開催、議題つぎのとおり。

協議事項

- 一、意見書として取扱う問題の範囲について、
- 一、会議録署名の方法について、
- 一、委員長の互選と副議長の代理権について、
- 一、継続審査の特殊事例について、

懇談事項

職員研修その他十二件について懇談、

研究事項

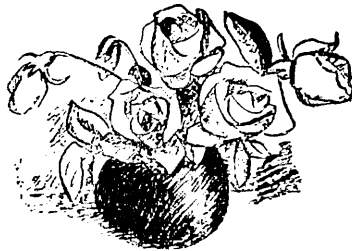
- 一、議員の懲罰事項の中から「除名処分」を削除することについて、
- なお席上岩手県局長より、第三十二回定例会関係の決算報告があつた。

全国都道府県議事議長会参与会

〇十一月二十四日、東京都において開催、次の諸事項について協議した。

- 一、地方自治法中改正及び行政実例改訂方に関する参与会の意見とりまとめについて、
- 一、第十二回議会職員研修会（議事事務中心）の計画及び実施について
- 一、弔慰見舞金等贈与申合せの実施方法について、
- 一、全国議員野球について、
- 一、全国婦人議員協議会について、

- 一、常任委員会の改善問題について、
- 一、地方制度調査会における地方議会の組織運営に関する問題の再度取上げについて、
- 一、議員の招集旅費等について、
- 一、職員研修について、
- 一、日中貿易促進について、





第十七臨時国会の展望

去る十月二十九日召集された第十七臨時国会は、会期を三日間延長し十日間をもつて十一月七日閉会した。今次国会は、いわゆる救農国会といわれた通り、提出された法律案は主として、本年六月乃至九月の風水害及び稀有の冷害による罹災農漁民救済対策関係のものであり、二十八件のうち十七件が成立したほか、補正予算二件、条約一件がそれぞれ成立承認された。

法律案

提出区分	提出件数	成立	継続審査	否決
内閣	一五	一五		
衆議院	一三	二	六	五
参議院				
計	二八	一七	六	五

内閣提出													提出番号
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	件名
昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律	昭和二十八年六月及び七月における風水害による被害の救済に関する法律
二、七二、九	二、七二、九	二、七二、一二	二、六二、一六	二、六二、一六	二、六二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六	二、七二、一六
二六三	二六二	二六五	二七七	二六九	二七二	二六八	二七三	二六四	二六七	二七六	二七四	二七五	法律番号

戦前戦後における府縣の処理すべき 事務比較（法令對照）

この調査は自治庁において①土木、②建築、③運輸、④農業、⑤林野、⑥水産、⑦商工、⑧労働、⑨民生、⑩衛生、⑪教育、⑫その他の十二の行政部門及び選挙管理委員会公安委員会関係について戦前（昭和12、7、1）と戦後（昭和28、1、1）の法令を對照調査したものが、予想以上の激増振りを示していることが判る。（時事通信、地方行政版より）

昭和12・7・1現在

昭和28・1・1現在

一 土木行政

河川法（明元・法七）

河川法（明元・法七）

水防法（昭四・法二五）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭六・法七）

砂防法（明三・法二九）

砂防法（明三・法二九）

運河法（大ニ・法二六）

運河法（大ニ・法二六）

道路法（大八・法五）

道路法（昭三・法二〇）

都市計画法（大八・法三）

国土調査法（昭六・法八）

特別都市計画法（大三・法三）

都市計画法（大八・法三）

公有水面埋立法（大〇・法七）

特別都市計画法（昭三・法三）

国立公園法（昭六・法五）

公有水面埋立法（大〇・法七）

土地収用法（明三・法二）

国立公園法（昭六・法五）

測量法（昭四・法一〇）

土地収用法（昭六・法三）

建設業法（昭四・法一〇）

二 建築行政

市街地建築物法（大八・法七）

測量法（昭四・法一〇）

建築基準法（昭五・法三）

建築士法（昭五・法二〇）

貸家組合法（昭二六・法四）

- ① 昭和二十八年年度一般会計予算補正
- ② 昭和二十八年年度特別会計予算補正
- ③ 承認された條約
- ④ 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- ⑤ 可決された決議案
- ⑥ 日韓問題解決促進に関する決議案
- ⑦ 沖繩及び小笠原諸島に関する決議案
- ⑧ 領土に関する決議案（以上衆院議員提出）
- ⑨ 日韓問題解決促進に関する決議案（参院議員提出）
- ⑩ 審議未了となつた決議案
- ⑪ 給与ベース改訂実施に関する決議案
- ⑫ 給与ベース改訂実施に関する決議案
- ⑬ 繼續審査に付された仲裁々定
- ⑭ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（印刷事業に関する件）
- ⑮ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（専売公社に関する件）
- ⑯ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（造幣事業に関する件）
- ⑰ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国有林野事業に関する件）
- ⑱ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（アルコール専売事業に関する件）
- ⑲ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国有鉄道に関する件）
- ⑳ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（郵政事業に関する件）
- ㉑ 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（電信電話公社に関する件）
- ㉒ 以上衆院議員提出

住宅組合法(大二・法六)

三 運輸行政

自動車交通事業法(昭六・法五)

自動車交通事業法(昭六・法五)

軌道法(大二・法六)

四 農業行政

耕地整理法(明四・法三)

牧野法(昭六・法七)
農會法(大二・法四)
蚕糸業組合法(昭六・法四)
茶業組合法(明三・法三)
產案組合法(明三・法三)
家畜保險法(昭四・法二)

公營住宅法(昭六・法二)

住宅組合法(大二・法六)

宅地建物取引業法(昭七・法二)

道路運送法(昭六・法八)

道路運送車両法(昭六・法八)

軌道法(大二・法六)

港灣法(昭五・法三)

自転車競技法(昭三・法二)

自動車抵当法(昭六・法八)

旅行あつ施業法(昭七・法三)

國際觀光ホテル整備法(昭四・法三)

土地改良法(昭四・法一)

開拓者資金融通法(昭三・法六)

農業委員會法(昭六・法八)

農地法(昭七・法三)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法

(昭七・法三)

濕田單作地域農業改良促進法

(昭七・法三)

耕土培養法(昭七・法三)

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法

(昭六・法八)

牧野法(昭五・法二)

農業協同組合法(昭三・法三)

農業災害補償法(昭三・法二)

農山漁村電氣導入促進法(昭七・法五)

蚕糸業法(明四・法七)

原蚕種管理法(昭九・法五)

輸出生糸取引法(昭九・法四)

製糸業法(昭七・法二)

害虫駆除予防法(明四・法七)

家畜伝染病予防法(大二・法八)

種牡牛検査法(明四・法四)

種牡馬検査法(明四・法三)

牛馬商取引規則(明四・農商令七)

獸医師法(大五・法五)

蹄鉄工免許規則(明三・法三)

米穀統制法(昭八・法二)

政府所有米穀特別處理法(昭九・法三)

凶作地ニ対スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ關スル法律(昭九・法三)

米穀自治管理法(昭二・法三)

穀共同貯蔵助成法(昭二・法四)

肥料取締法(明四・法五)

農業倉庫業法(大六・法五)

中央卸売市場法(大三・法三)

五 林野行政

森林法(明四・法四)

森林法(明四・法四)

狩猟法(大七・法三)

六 水産行政

漁業法(明四・法五)

蚕糸業法(昭三・法七)

製糸業法(昭七・法二)

主要農作物種子法(昭七・法三)

植物防疫法(昭五・法五)

家畜伝染病予防法(昭六・法六)

家畜改良増殖法(昭五・法三)

家畜商法(昭四・法三)

獸医師法(昭四・法八)

裝蹄師法(昭五・法八)

食糧管理法(昭七・法四)

肥料取締法(昭五・法三)

農藥取締法(昭三・法六)

農業倉庫業法(大六・法五)

中央卸売市場法(大三・法三)

森林法(昭六・法四)

造林臨時措置法(昭五・法二)

林業種苗法(昭四・法二)

森林病害虫等防除法(昭五・法五)

狩猟法(大七・法三)

漁業法(昭四・法五)

漁船法(昭五・法二)

水産会法(大二三・法六〇)
漁船保険法(昭三・法三)

七 商工行政

銃砲火薬類取締法(明三三・法五)
圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法
(大二三・法三)
度量衡法(明三三・法四)
重要物産同業組合法(明三三・法五)
工業組合法(大二四・法六)
商業組合法(昭七・法五)

八 労働行政

職業紹介法(大二三・法五)

漁港法(昭五・法三)

水産業協同組合法(昭三三・法四)

漁船損害補償法(昭三三・法六)

水産資源保護法(昭三三・法三)

小型機船及び網漁業整理特別措置法
(昭三三・法七)

農林漁業組合再建整備法(昭三三・法四)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全
保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に
水面を使用させるための漁船の操業制
限等に関する法律(昭三三・法四)

火薬類取締法(昭五・法四)

高圧ガス取締法(昭三三・法四)

計量法(昭三三・法三)

中小企業等協同組合法(昭三三・法六)

協同組合による金融事業に関する法律
(昭三三・法八)

金融機関再建整備法(昭三三・法五)

金管理法(昭五・法三)

臨時石炭鉱害復旧法(昭三三・法五)

電気及びガスに関する臨時措置に関する
法律(昭三三・法四)

電源開発促進法(昭三三・法六)

物価統制令(昭三三・勅令二)

地代家賃統制令(昭三三・勅令四)

職業安定法(昭三三・法四)

労働争議調停法(大五・法七)

九 民生行政

救護法(昭三三・法五)

軍事扶助法(昭三三・法六)

母子保護法(昭三三・法六) 未施行

方面委員会(昭三三・勅令五)

児童虐待防止法(昭三八・法四)

少年救護法(昭三八・法五)

行旅病人及び行旅死亡人取扱法
(明三三・法五)

公益質屋法(昭三三・法五)

健康保険法(大二三・法七)

退職積立金及退職手当法(昭三三・法四)

退職積立金及退職手当法(昭三三・法四)

失業保険法(昭三三・法四)

社会保険診療報酬支払基金法
(昭三三・法三)

災害救助法(昭三三・法二)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

罹災救助金法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

労働組合法(昭三三・法二)

労働関係調整法(昭三三・法五)

緊急失業対策法(昭三三・法六)

生活保護法(昭三三・法二)

民生委員会(昭三三・法二)

児童福祉法(昭三三・法二)

社会福祉事業法(昭三三・法四)

母子福祉資金の貸付等に関する法律
(昭三三・法五)

身体障害者福祉法(昭三三・法六)

行旅病人及び行旅死亡人取扱法
(明三三・法五)

戦傷病者戦没者遺族等援護法
(昭三三・法三)

公益質屋法(昭三三・法五)

消費生活協同組合法(昭三三・法四)

健康保険法(大二三・法七)

国民健康保険法(昭三三・法六)

国民健康保険再建整備資金貸付法
(昭三三・法四)

厚生年金保険法(昭三三・法六)

船員保険法(昭三三・法五)

失業保険法(昭三三・法四)

社会保険診療報酬支払基金法
(昭三三・法三)

災害救助法(昭三三・法二)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

北海道旧土人保護法(明三三・法七)

十 衛生行政

浴場ニ於ケル男女混浴取締方

(明三・内務省令五)

宿泊届其ノ他ノ件

(明三・内務省令三)

水道条例(明三・法九)

伝染病予防法(明三・法五)

墓地及埋火葬取締規則

(明七・大政官布達三)

屠場法(明元・法三)

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律(明三・法五)

律(明三・法五)

飲食物用器具取締規則

(明三・内務省令五)

有害性著色料取締規則

(明三・内務省令七)

牛乳營業取締規則(昭八・内務省令七)

清涼飲料水營業取締規則

(明三・内務省令三)

人工甘味質取締規則

(明三・内務省令三)

氷雪營業取締規則(明三・内務省令三)

飲食物防腐劑漂白劑取締規則

(昭三・内務省令三)

メチルアルコール(木糖)取締規則

(明五・内務省令八)

人造バター表示ニ関スル件(昭九・

興行場法(昭三・法三)

公衆浴場法(昭三・法二)

旅館業法(昭三・法三)

美容師美容師法(昭三・法三)

クリーニング業法(昭五・法二)

水道条例(明三・法九)

伝染病予防法(明三・法五)

墓地、埋葬等に関する法律(昭三・法八)

屠場法(明元・法三)

い獣処理場等の設立に関する法律

(昭三・法二)

食品衛生法(昭三・法三)

農商令

種痘法(明三・法五)

家畜伝染病予防法(大ニ・法五)

結核予防法(大八・法五)

花柳病予防法(昭二・法四)

癩予防法(明三・法二)

寄生虫病予防法(昭六・法五)

「トラホーム」予防法(大八・法三)

精神病患者監護法(明三・法五)

精神病院法(大八・法五)

医師法(明元・法四)

歯科医師法(明元・法四)

産婆規則(明三・勅令三)

看護婦規則(大四・内務省令九)

按摩術營業取締規則

(明四・内務省令二)

鍼灸術營業取締規則

(明四・内務省令二)

薬剤師法(大四・法四)

毒物劇物營業取締規則

(明五・内務省令五)

麻薬取締規則(昭五・内務省令七)

予防疫種法(昭三・法六)

狂犬病予防法(昭五・法三)

結核予防法(昭六・法五)

性病予防法(昭三・法三)

癩予防法(明三・法二)

寄生虫病予防法(昭六・法五)

「トラホーム」予防法(大八・法三)

精神衛生法(昭五・法三)

医療法(昭三・法三)

医師法(昭三・法三)

歯科医師法(昭三・法三)

歯科衛生士法(昭三・法三)

保健婦助産婦看護婦法(昭三・法三)

あんま師、はり師、きゆう師及柔道整復師法(昭三・法三)

診療エックス線技師法(昭六・法三)

栄養士法(昭三・法三)

薬事法(昭三・法二)

毒物及び劇物取締法(昭五・法三)

覚せい剤取締法(昭六・法五)

死体解剖保存法(昭六・法三)

優生保護法(昭三・法二)

温泉法(昭三・法二)

大麻取締法(昭三・法三)

有毒飲食物等取締令(昭三・勅令三)

十一 教育行政

地方学事通則(大三・法二三)

小学校令(明三・勅令四四)

幼稚園令(大二・勅令四)

高等女学校令(明三・勅令三)

中学校令(明三・勅令元)

師範教育令(明三・勅令四六)

盲学校及聾啞学校令(大三・勅令五五)

青年学校令(昭二〇・勅令四)

私立学校令(明三・勅令五九)

私立学校令(明三・勅令五九)

教員免許令(明三・勅令二四)

教科用圖書檢定規則

(明三・文部省令)

市町村立小学校教育費国库補助法

明三・法元

市町村立義務教育費国库負担法

(大三・法二〇)

市町村立尋常小学校費臨時国库補助法(昭七・法三)

実業教育国库補助法(大三・法六)

図書館令(昭八・勅令七)

榮養改善法(昭七・法四〇)

学校教育法(昭三・法二)

教育委員会法(昭三・法一〇)

私立学校法(昭四・法二〇)

教職員免許法(昭四・法二四)

教育公務員特例法(昭四・法一)

学校施設の確保に関する政令

(昭四・政令五)

教科書の発行に関する臨時措置法

(昭三・法三)

新に入学する児童に対する教科用圖書の

給与に関する法律(昭七・法三)

市町村立学校職員給与負担法

(昭三・法二五)

予約出版法(明三・法五)

国宝保存法(昭四・法一七)

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

(昭八・法四)

史蹟名勝天然記念物保存法

(大八・法四)

宗教ノ宣布又ハ儀式執行ヲ目的トスル

法人設立等ニ関スル規程(明三・内務省令元)

十二 その他

地方税に関する法律(大五・法四)

臨時町村財政補給金規則(昭二・内務省令元)

恩給法(大三・法四)

不動産登記法(明三・法四)

資源調査法(明三・法四九)

統計資料実施調査に関する法律

(大二・法五)

案内業取締規則(明四・内務省令二)

代書人規則(大二・内務省令四)

外国旅券規則(昭二・外務省令)

条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セ

サル外国人ノ居住及營業等ニ関スル

件(明三・勅令五)

予約出版法(明三・法五)

文化財保護法(昭五・法三)

銃砲刀剣類所持取締令(昭三・政令三)

ユネスコ活動に関する法律

(昭七・法二)

宗教法人法(昭六・法三)

国土総合開発法(昭五・法二)

地方税法(昭五・法三)

地方財政平衡交付金法(昭五・法三)

恩給法(大三・法四)

町村職員恩給組合法(昭七・法二)

国民貯蓄組合法(昭六・法四)

不動産登記法(昭七・法六)

統計法(昭三・法二)

運送案内法(昭四・法三)

行政書士法(昭六・法四)

旅券法(昭六・法三)

外国人登録法(昭七・法三)

ドイツ財産管理令(昭五・政令五五)
連合国財産の返還等に関する政令

(昭五・政令六)

連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する

政令(昭三・政令五九)

調達庁設置法(昭四・法二九)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保

障条約第三条に基く行政協定の実施に

伴う土地等の使用等に関する特別措置

法(昭三・法四〇)

警察法(昭三・法一九)

保安庁法(昭三・法三五)

競馬法(昭三・法二五)

消防組織法(昭三・法三〇)

消防法(昭三・法一六)

公職選挙法(昭五・法一〇〇)

選挙管理委員会関係

貴族院伯子男爵議員選挙規則

(明三・勅令七)

貴族院帝国学士院会員互選規則

(大十四・勅令三三)

貴族院多額納税議員互選規則

(大十四・内務省令二)

衆議院議員選挙法(大十四・法四)

府県制(明三・法六)

市制(明四・法六)

公安委員会関係

行政警察規則(明八・大政官達三)

刑事訴訟法(大二・法五)

質屋取締法(明六・法四)

古物商取締法(明六・法二)

道路取締令(大九・内務省令四)

自動車取締令(昭八・内務省令三)

形象取締規則(明三・内務省令一)

漁業法(昭四・法二六)
農業委員会法(昭三・法八〇)

警察法(昭三・法一九)

刑事訴訟法(昭三・法三)

警察官等職務執行法(昭三・法二)

風俗営業取締法(昭三・法三)

質屋営業法(昭五・法二)

古物営業法(昭四・法一)

道路交通取締法(昭三・法三〇)

銃砲刀剣類等所持取締令

(昭五・政令三六)



全国議長会口頭陳情に對する政府側答辯

全国都道府県議会議長会第三十二回定例会で決議された事項中特に重要なものについては、去る十月二十九日開催の同会幹事会で口頭陳情を行つたのであるが、これに對し政府側からそれぞれ答弁があつた。その中で現下関心の深い二、三の問題について速記録によりつぎに摘出掲載した。

① 地方制度改革問題について伝えられる塚田自治庁長官の答弁に「府縣の廢止」というような極端な字句が使われているが、その真意について。

自治廳長官（塚田十一郎君）……きのうの地方行政委員会で、加藤委員が、今度の答申案の線は行政部会の方は、府縣は國の出先機關だという考え方がある。財政部会の方では、そういう府縣であるならば、財源措置などは考えないでもいいと思ふということだが、それは府縣に對して矛盾することじやないかという御質問があつた。それに對して私が答へた中に、答申の考え方はまさにそうだろうと思ふ制度の面におきましては、府縣を國の出先機關という考え方が普通なされているんじゃないかと思ふ。しかし、今の段階では、そんなことはとても出来る問題ではないから、現實の問題としてではない。……

× 私的理想的なものの考え方としては、自分もそういう考えである。但しこれは理想論であつて、かりに現實に實現を見るとしても、十年先になるか二十年先になるか、そういう考え方があります。それでは、私にそういう考え方が出て来る理由はどこにあるかということでありますならば、それはさつきも機構改革のときにちよつと申し上げたように、中間のものは、できる限り整理した方がいい。従つて同じものが固まつているなら、それは整理の段階が来たならば、整理した方がいいじやないかということも市町村がもつと大きくなり、國の交通機關ももつと發達して行けば、それはそういう時がある。そうして國の出先機關が各省ばらばらにあるのが、もちろん、その時は完全に變つておろかしませんが、そういう時には、いま府縣に地方事務所という形で、府縣内に持つておられるものも、すつきりと整理ができるんじゃないかという考えなんです。ということをはんの理想論として申し上げた。形式論といたしましても、私がそう考えておつたからといって、地方制度の改革がそのように行われるものでもなし、また私は實際の政治をいたします場合には

自分の考え方よりも、皆様の考え方を主にして考えたいと存じております。それがまた民主的な考え方だと思つておりますので、ほんの参考程度に、自分がいま行政改革を担当している立場から、理想的な考え方を申し上げるというように、表現をいたしましたのであります。……

② 戦犯の減刑釋放の問題について。

外務大臣官房長（大江晃君）……關係各國ともいづれも、この戦犯問題に關しましては、司法的な手續を促進して行きたい、政治的に全面釋放、あるいは全面的な輕減というようなこと、すなわち、われわれ日本政府として一番希望する、日本國民として最も希望いたします全面釋放というようなことは、これは各國とも、その國內の對日感情、あるいは日本に對する補償問題、賠償問題というような含みそれらにちらつかせまして、なかなかそういう方向には進んでおらない、すべて司法的に法律できまつた。すなわち日本政府が關係各國に戦犯者に対する減刑なり、釋放の勧告をして、その勧告を各國政府がケース、バイ、ケースと申しまするか、個々の人の事情を參照してそれできめて行きたい。こういう態度をとつていたのであります。その態度は關係各國ほとんど全部さうでございます。一、二の例外はございます。フランスあるいは國民政府というようなものは、そういう態度ではなくて、全面的に政治的な解決をはかつてくれたわけでございますが、その他の國々はいずれもこの司法的な措置を促進するというところに、現在は重点を置いてゐる。……

× 具体的に申し上げますと、まずアメリカがやはり一番最初に假出所あるいは釋放に關する手をつけてくれまして、昨年の九月に戦犯の三人委員会すなわち國防省國務省、司法省の三省代表が集まります三人委員会をつくりまして、ここで先ほど申しました日本からの個人別の申請を審査して、ここで仮出所あるいは減刑を考へてやろうということになりまして、爾來十人とか、あるいは五人とか、場合によつては二人というふうな、ずつと司法的な釋放その他が行われました。ごく最近のところでは、アメリカの關係におきます戦犯は約九十四名が假出所を見ている次第であります。なおアメリカにつきましては政府もその後さらにこういう司法手續をもつと減刑その他の点まで及ぼして、大巾にやつてもらわなければ困る。アメリカ關係の戦犯が一番多いのでございますから、こういうふうな五人、十人という数で一カ月に一回ぐらゐ出でるのでは、何年かかるかわからない。もつと大巾の定期の減刑をやつてもらいたいということの申し入れをいたしております。……

×

英國は昨年六月に初めて十三名というものを減刑を許しましたけれども、その後
の仮出所その他の大きな動きはないわけでありまして、英國におきましてもアメリカ
と同じような類似の委員会をつくつて審査をいたしておるといふことでございま
すが、まだ大きな釈放その他の動きが出て参つておらないのであります。フランス
は御承知だと思ひますが、一昨年フランスの革命記念日に大統領が日本の戦犯に
關して、人道的考慮を拂つて、全面的に好意的取扱ひをするといふことを言明いた
したのであります。なかなかその手続が早く進みません。結局本年の六月になり
まして、ほとんど全員の減刑を許して、そのために大部分が満期出所といふことにな
つたのであります。残つております者がなお三名でございます。しかしこの三名
の者も、もうわずかな時間で出所することができるといふやうな感じが考へております
比較的數の多いオランダに關しましては御承知のように、對日感情がなかなかむず
かしいのでございまして、殊に蘭領インドにおきまして、日本から受けた損害の賠
償の問題がからんでおりまして、戦犯問題もそうスムーズには参らないのでござい
ますが、本年四月に東京にありましますオランダの大使館の中に館員三名からなりま
する委員会をつくつて、この委員会で、日本政府からの勧告を審査して、それを本
國政府に報告して、本國政府の許可を求めるというやり方をとつておりますが、最
近約十三名の仮出所をオランダが許して参りました。これが大体アメリカ、英國、
オランダ等、只今残つております主な國々の仮出所の状況でございます。

その他は御承知の通りヒリツピンはモンテンルバにおりました服役者を、全部日
本に返してくれました。その半分以上を釈放という恩典に浴させてくれたわけでご
ざいます。この点は政府として大いに感謝いたしておる次第でございますが、引続
いてまだ刑期の残りをやる者が入つております。これにつきましては引続きヒリツ
ピン政府に対して早急な釈放方を、いろいろ工作をいたしておりますが、一説によ
りますと、年内くらいには同じく釈放してくれるのではないかとこの情報もござい
ます。ただこれにつきましては政府として何らの確証を持つておるわけではござい
ませんが、引続いて現地あるいは東京におきまして交渉をして、一日も早く出られ
るように努力いたしたいと考へております。また濠洲のマヌス島に抑留せられてお
りました百六十五名という方々は、これは最も不利な條件の下におられたのであり
ますが、これも今夏、内地送還が許されまして只今集積に入つております。これに
つきましても正規の手続によりまします仮出所その他の勧告をいたしておりますが、

まだ一名もこれによつて出た者はないわけでございます。

現在集積に在所しておられる方は八百六十七名ございまして、これは講和発効當
時は千百五十三名あつたわけでございますが、これが八百六十七名に減つておるの
でございますけれども、この數は比較的まだ少いわけでありまして、今後大巾に先ほ
ど申し上げた減刑の措置、あるいは政治的考慮による大量の釈放といふことを各國
に要請いたしまして、それによつて大巾の出所者を見るということにいたしません
と、こういう數が只今までのテンポで減つて参るようでは甚だ心許ないと考へてお
るのであります。実は外務省といたしましては、地域がアメリカあるいは歐洲あ
るいはヒリツピン、濠洲、いろいろわかれておりまして、担当の主管局長のアジア
局長なり、欧米局長なりが交渉に當つて、その総括的の仕事といたしまして、官房
長であります私が、昨年一杯はやつておつたのであります。……

×

また政府といたしましても最近法務次官、外務次官、厚生次官という關係の各次
官が、これは法的なものではございませんが、連絡委員会を設けまして、集積の内
部の人々の待遇問題、あるいは只今申し上げましたような対外的な折衝の必要な意
見といふものを交換いたしております。引続いて強力に關係各國に適切な措置
をとつてもらふよう、交渉いたしたいと考へております。

何と申しましても終戦後すでに八年という長い月日が経つておりますので、集積
におられる方の氣持も大分緊迫した模様でございます。そういう事情を政府といた
しましても十分考へまして、万一不祥なことが起きれば、これは対外的にも、
かえつておもしろくない結果を来すと思ひますので、この際できるだけの措置をと
りたいと考へております。戦犯の問題につきましても、先ほどの沖繩、小笠原諸島
の返還の問題と同じく、どういふ場合にどういふ外交交渉をしたかといふことを申
せといわれまします。これは非常に數が多い、書面をやつた場合、あるいは口頭の場合、
あるいは総理から直接アメリカの大統領に電報を出した場合と、いろいろあら
ゆる手を打つて参りました。ただ不幸にして、これを發表いたすことが、かえつて
外國を刺激する、そのために逆効果を来すのだといふことが、關係各局の事務當
局の希望でございます。これをあまり發表しないでくれ、われわれの方はできるだ
け事務的に司法的に早く促進するからといふことでございまして、一々その措
置は發表いたさなかつたのであります。われわれの承知している限りにおきまし
ても非常に高いレベルから事務當局まで、始終この問題につきましても先方と折衝

を繰返して、執拗に熱心に努力をいたしておる次第でございます。

⑨ 朝鮮水域の非常事態(李ライン問題)に關する要望について。

外務大臣官房長(大江晃君)……そこでそれならば政府としてはどうするのかというところでございますが、先ほど申し上げました通り、ここで強力措置をとるということは、これをとりましたなどの詰りの結果を考えますと、そう簡単なことではないのであります。やはりできるならば話合いによつてこれを片づけて行く、殊に日本の漁業界のいろいろなむずかしい問題もあります、まずもう一遍この会談を再開いたして、そうして話合いをつなぐということが、一応考えられるわけでありまして、しかしながらこれは先方が会談を決裂に導きまして、席を立つたわけでありまして、日本から軽々に持出すわけには参らん状態でございます、いかにして話合をつけるかという点につきましては、いまだ何らの決定を見ておりません。政府といたしまして、第三國の調停すなわちアメリカというような最も日韓兩國に利害關係のあります國の調停ということも、一應は國際交渉の原則によりまして考えられるのでございますが、この問題につきましては、まだはつきりとした結論を得ておりません。ただ水産庁と連絡いたしまして、今後の日本の漁業のやり方をどういうふうに主張するか、あるいは会談が万一開かれた場合の、この水域問題というものに対する主張を、今後はどういうふうにもつて行くかというような点につきまして、ただいま研究はいたしておるわけでございますが、はたして早急に会談が開かれ得るかどうか、いまのところ見通しがつかないのであります。……

×

さらに一般の方針といたしましては、國連あるいは國際裁判所に提訴するということも考へてゐるわけでありまして、こういう問題も事務的には準備をいたしておりますがいまきつそく、それでは國連に提訴するか、あるいは國際司法裁判所に持出すかというまでの最終の結論には達しておらないのであります。これらの点につきましては、内閣の最高首脳において決定相なる問題だと思つてあります、私も事務當局といたしましては、あらゆる場合の模範を考へて、それに対処し得るような準備をいたしておるわけでございまして、強硬の議論が相当あるだろうと思ひます。フリゲートに護衛官をつけて強硬出漁をしたらいいじやないか、あるいは場合によつては経済的の報復をやつたらどうか、在京韓國代表部の引揚げ、あるいは閉鎖を要求したらどうか、これらはいずれも一応の對抗策のようでありまして、それを実行いたしました場合の結果について、はたしてそれ将来の日韓

關係、あるいは一般の國際情勢から見ても、それが日本のためになるかどうかということも十分考へなければならぬ問題じやないかと、われわれは考へておるのでございまして、軟弱であるとお叱りはあろうと思ひますが、これはよほど十分研究あるいは慎重に考慮した上でやらなければならぬ問題であつて、軽々にただ強く出て押せばいいという問題ではなからうと考へている次第でございます。

非常に深刻な重大な問題でございます、日本の漁業界の方々その他に對しましては、はなはだ遺憾であり、残念な問題であります、これが現在日本のおかれた非常に困難な事態であるということ考へざるを得ないのであります。外務省といたしまして、万全の措置と、十分慎重な態度によつて、対処したいと考へておるわけでございまして、非常に緊迫した國民の大きな関心事であるこの問題に對する回答といたしまして、はなはだ手緩い、何か漠然としたような感じをお持ちになると思ふのでありますが、私ははなはだ遺憾ではあるが、これが現實の日韓の問題である。ただこれを何とか解決するという大きな情熱は、もつと政府としても持たなければならぬ。こういうふうに考へております。

④ 駐留軍の演習による漁業被害補償について。

その一、魚付林の伐採補償、防風林その他が伐採された場合は、農家にその損失を補償することになつてゐるが、魚付林は、いわゆる魚族の餌集施設であつて、これを伐採すれば自然魚族は散逸し、漁場は荒廢するので、魚付林を伐採した場合の補償規定を設けること。

調達廳不動産部長(大石孝章君)……魚付林の伐採におきましますところの補償につきましては、當然法律が定めてあります防風林あるいは防砂林の伐採によつて、農業経営上に損失が起きた場合に補償せられるという法律の趣旨から見ましても、當然これはわれわれが補償すべきものという観点に立つてゐる次第でございます。その二、演習區域として指定せられた區域外においても爆射撃、飛行機の發着が頻繁に行われた場合は、その爆射撃、振動等によつて、魚族は全く散逸し、漁場を著しく荒廢せしめるので、これらの間接補償の規定を設けること。

調達廳不動産部長(大石孝章君)……それから飛行機の發着が頻繁に行われました場合に、その爆射撃あるいは振動等によりまして、魚族が散逸する、いわゆる漁場を荒廢せしめるという、この關係につきましても、私もはいろいろ御趣旨もつともの点がございまして、作業をいたしております。ただ実は抽象的には、この問題はいろいろあはれておるのでありますが、今日私もいろいろ作業の過程

におきまして、最も適切な事例であると思われるものがないので、そういうふうな関係で、ちよつと問題になつておるのであります。大体におきましてこういうような事態は、制限区域あるいは、ある制限区域を予想せられるようなところで起きた。そのために事実上いわゆる制限せられたというような関係になりまして、必ずしもこの法律によらないでも、できる場合が多いということに話が落付きますので、そういったような関係で、政令に規定するかどうかということは研究中でございます。しかし御趣旨の点につきましては、全く私も同感でございますのでぜひこれは補償ができるようにしたいものと考えております。

その三、漁船、漁具その他の資料損壊補償、演習場内外の漁船、漁具、漁網その他の資料に對し、損壊を與えた場合の規定を設けること。

調達廳不動産部長（大石孝章君）……それから演習場内外の漁船、漁具、漁網その他の資料に對しまして、駐留軍の行為によつて損壊を與えられた場合につきましては、補償をするのが当然でございます。現在でも漁場がいわゆる施設区域の演習場の外であつても、そういう問題が起きてそれが駐留軍の当然の不法行為であるというような観点に立ちますものは、行政協定の第十八条の規定によりまして国内法では民事特別法という法律がございますが、それに基きまして当然補償いたしました例も二、三ございます。それから演習場内、こういう問題が発生した場合につきましては、いろいろその具体的な場合が想定されるわけでございますがこれなどにつきましても、御趣旨に沿うように私も考えておる次第でございます。

歐米各国における国会の運営状況について

参議院では十一月六日「最近の海外事情について」を議題とし参議院規則第四百七条による自由討議を行つたが、その中で「歐米各國における國會運営状況について」つぎのような興味ある報告があつた。

① 國會運営の根本となるものは、結局、國會の構成、あるいは上下兩院の権限がどうなつてゐるか、あるいは議員の選出方法はどうか、あるいは政黨の間がどうなつてゐるかということが運営の基本になるわけでございますが、……

スウェーデンにおきましては、案内をいたしてくれました議員の一人のいうことには、自分のところでは、上院、下院それぞれ権能が同じであるのだ、そうしてま

た選出方法もほぼ同じで政黨關係等も同じであるので、こういうふうな兩院制度というものは必要ないので、一院のほうがいいように思うということを頻りにいつておりました。

しかしまたその次に参りましたデンマークでは、この春、兩院であつたのを一院制度にいたしました。丁度われわれが参りましたときに、一院にして人数が殖えたから、議場の改造をやつてゐる最中でありましたので、そういうふうな傾向が一部にあるということを示し添えたいと存じます。

もう一つは議員の、特に上院議員の選舉の問題であります。これはわが国でも、参議院議員の選舉、特に全国区の選舉ということがしばしば問題になつてゐるのであります。これはベルギーの上院は百七十五人の議員を以てやつております。そのうち百六人は日本と同じように直接の選舉をしております。それから四十六人は、これは各地方議會からそれぞれ割當てられた員数の選舉をいたしております。で、残る二十三人、これはいまの百六人と四十六人と合計百五十二人の選出された者が、お互いに更にあとの二十三人を選舉するという。こういうふうな選舉の方法をやつております。勿論この二十三人は百五十二人が選舉するのであります。が、實際問題といたしましては、その百五十二人の属している各黨派が人員を按分して推薦決定するという段取りになつておるようであり得るけれども、これによつて最も練達可能な士を選ぶということが非常にできやすいということを説明しております。これは今日、日本でも問題になつてゐる点であるだけに、印象を深くして参つたのでございます。

② さて見て廻りました各國の國會の現實の運営であります。

まず第一に、本會議場の運営について申し上げたいと思ひますが、大体どの國へ参りましたも、非常にこの本會議場というものが、何かもう少し日本よりやわらかみがある。話がしやすいというふうな感じを持ちました。これは私一人の印象かも知れませんが、日本の國會は、この議場にいたしましたも、非常に何か、かたいような感じを持つております。われわれ見て参りましたところは、そういうふうな感じよりも、話しやすい、話がしやすいというふうな印象を持つたのであります。でそれがどこから来るかということいろいろ見て廻りましたが、この議場のこしらえ方ということが非常に大きな原因であるように考えております。今日、日本のこの議場におきまして、大臣席がこういうふうになんでいて、いわゆる離壇ということ、そこから大臣諸公が議員を睥睨するような形とよく悪口をいつておりますが

こういうふうな議場は、見て参つたものではドイツだけでございます。ほかのところは、日本と同じような、大臣が上の段におりまして、議員と相對して並んでいるという議場は一つもございません。ただイタリアにおきましては、やはり大臣席は議員と向い合つておりますが、それは、ここに見るような相對しているという、あるいは睥睨しているという恰好でありませんが、丁度この速記者席くらいの高さのところに大臣の席がずつと並んで、その大臣は議員のほうに向いておるといふような恰好をとつておりまして、これはむしろ大臣が議員を睥睨しているのじやなしに議員のほうが大を監視しているかのごとき丁度高さの關係にありました。これは相向い合つております。その他の所は、特に大臣席といふふうなものが設けられておるといふことはなかつたように見て参りました。ベルギーにおきましては議員席の一番前、本議場で申せば演壇のすぐ前のただいま空席になつて二列、そこに大臣は居並んで、議員の發言を謹聴するという仕掛になつておりましたことは、ドイツと全く對照的でありました。

それから、この演壇の問題でありますが、これもイタリアの国会丁度上院の開會中でありましたが、演壇がございません。演壇がないので、大臣あるいは政府委員といふものは、いまの向い合つた席で答弁なり演説をする。議員はどこでするかという、議員はいずれも自席からやることになつております。従つて、あそこは傍聴席は議席のうしろに、この日本のこの議席と同じような恰好にありますので、説明に立つた議員が曰く、ここでは傍聴者をうしろにおいてやるので、議員が傍聴席目当ての大演説をぶつわけには行かないのだ、こういうふうな非常に皮肉な話をしておりましたことを申し添えたいと思ひます。

それからもう一つ、議場の造り方の問題といひますが、飾りつけの問題でもありますが、多くの、殊にヨーロッパの議場におきましては、議場の正面あるいは側面等に、その国の歴史的な事件の大きな絵画を掲げてございます。いずれもその国の非常な有名な画伯の描いたものでありますが、あるいは戦争の絵であるとか、あるいは戦争を前にしての重大閣議をやつたときの絵であるとか、こういうふうなものを掲げてあります。これは一つには歴史的な意味もありましようけれども、美術的にも非常に立派なものであるといふふうに見て参りましたし、そのほか議事堂に彫刻が相当ある。こういうふうなところに、この上のように彫刻がある。裸体の美人の彫刻もあるし、あるいは少女の裸体の群像といふふうなものを描いたものもあるといふふうなことでありまして、これらのことは、議會がただむずかしいこと

をいうだけでなしに、その國に伝わっている一つの文化を象徵するという意味もありましようし、またそれがために、議場の何となしに入つたときの空氣がやわらかく、こういうふうなことも貢献しておるのではないかといふふうに見て参つたのでございます。

④ それから次は委員會の問題でございます。

日本のように委員會中心主義でやつているところもありますし、やはり本會議が第一議會から第三議會までやつておるところもありますけれども、しかしやはり委員會というものは議案の本當の意味の審議をするという意味では、各國ともこれを重視しているようでありまして。従つて委員會室といふふうなものは日本のようにちやんと揃えてございまして、これもやはり中にはいいまいつたような彫刻、絵画等を以て飾つているところも多うございました。

この委員長の選任はどうするかといふふうな問題でありますが、これも大体いまの參議院と同じように与野黨それぞれ委員長を按分して出すといふふうなところがあります。あるいは身黨だけで出すといふところもあつたやうであります。ただそのいずれの場合におきましても、委員長はむづみに代へない。大体委員長に失態がなければ、あるいは特別な事故がなければ、委員長は代へないといふことを大體モットーにしているように見受けて参りました。で、これにつきましては、説明者曰く、委員長は大体その委員會の委員長を長くやつているので、非常にその事務については精通している。従つてこれは大臣は代つても委員長は代らないことあるので、むしろ大臣よりも委員長のほうが知識も上だし識見を持つていられるし、力が大いなのだといふふうなことをいつておりまして、これは國會對政府の關係においては相當吟味して味わうべき言葉であつたかと感じて参りました。

それから委員會の議事につきましては、これは傍聴を許さないのがほとんど例外なしてございます。で、それにつきましては、傍聴人がおりますと、特にその議案について利害關係を持つていられる傍聴人がおるときには、議員は、選挙の弱さからとかく何か輿論にものゝ挟つたやうな氣持になるのが普通であらう。従つて委員會といふものは、何も見栄をきるところでもないし、あるいは選挙民に見せる場所でもないもので、何が本當にいい結論であるかといふことを見出すための、本當の相談室であるからして、これは傍聴を許すべきものでない、議員が本當に自分の良心に従つて論議をし合ふべきところであるといふふうなことが主となつていふように見受けて参りました。で、これにつきまして、全然傍聴を禁じているところ、あるい

は新聞、通信記者等はいいところ、それから一番ひどいところはベルギーでございましたが、ベルギーでは、軍事委員会と、外交委員会は、議員であつても当該委員以外には入れないということをいつておりました。これは軍事及び外交が非常に機密を要するという点から来ているのかと存じますが、かくのごとく、いずれの国でも委員会の傍聴はさせないので、本当に親身の相談、論議をするという意思をもっていることも、これも私、今日のわが参議院のやり方等に鑑みまして、深い感銘を持つて参つたのでございます。

④ それから次は、議院内外の静謐といいますが、静謐といいますが、静けさの問題でございます。実は今日わが国では、国会の外からはしばしばデモをかけられておりますので、これがだめに窓から音が入つて、やかましくて論議ができないということも騒連等で話し合ひも出たことがありますので、その点につきまして、果して外国でも国会の議決に影響させようという意図を以て国会にデモをかけるというようなことがあるかというようなことを疑問に思つて、もしあるとするならば、それをどうして防ぐか、どうしてその場合の静謐を保つことができるか聞いて参つたのであります。初め、アメリカ、イギリスの二国でこれを聞きまして、聞きましたところが、向うは一体そういうことを日本では心配しなければならぬのかなあというふうな顔つきをして答弁をされた。そんなものは、まあないのだという答弁ですが答弁の顔つきがそういう顔つきでありましたので、実はこちらが氣恥しくなりましてそれ以後の国会見学のときには、これは正面に出して質問することは遠慮して参りましたが、間接にいろいろ聞いてみしても、こういうことはないということでありましたので、従つてそれに対する対策等も聞くを得なかつたのでございます。

⑥ 更に今度は國會内の問題であります。今日わが参議院におきましても、陳情、面会が非常に多うございまして、あるいは控室にあるいは廊下にと、非常に国会の中がごたごたいたしておりますので、これにつきましては、フランスでは衆議院の開会中でありました、イタリアでは上院の本会議開会中でありましたが、入りましたも、廊下、控室と非常に騒がでありまして、人が余りおりません。休会中であるかと思うくらい静かでありましたので、一体この国では、面会、陳情というものはないのかということを開いたのであります。で、多くの国におきまして、無論選挙した選挙民、一般國民が議員に對して面会を求め、陳情することはありますけれども、これはいずれも、自分が信頼している議員に對して陳情をし、面会を求めるといふことであります。従つてその数は非常に少い。日本の

ように、自分が選挙した人でもない人に隊を組んで面会を求めて行く、あるいは文部関係の事柄につきましては、知ると知らずにかかわらず、文部委員を片っぱしから面会して歩く、こういうふうな陳情はないので、自分が選挙して自分が信頼した人にだけ陳情する。従つて陳情を受ける議員も、本当にまじめにその陳情を聞き、その陳情の実現に努力するというふうなことに相成るかと思ふのでありまして、これは陳情の成果をあげる意味から行きまして、国会内の静けさを保つて議事をうまくやるという上からいつても、これは非常に傾聴に値するところの例であるかというふうに考へて参つたのであります。(参院速記録より)

税制調査会の答申

かねて、国税、地方税を通ずる税制改革案について検討をつづけてきた税制調査会は、十一月十二日の総会においてその結論を得て政府に答申した。

なお答申中地方税に関する部分については、なおむね先般提出された地方制度調査会の答申の線に副つたものであるが、特に相違したまたは付加された点は、

- ① 事業税について、負擔軽減を圖るため、税率の引下げ、基礎控除の引上げ等を行うこと、これに伴う減収を補填するため、酒税収入の一部を人口按分により府縣に配付すること。
- ② 事業税の課税標準について、電気供給業等に對し採られているいわゆる外形標準課税を廢止すること。
- ③ 自動車税の税率を五割程度引上げること。
- ④ たばこ消費税の總額について、煙草小賣價格(税抜)の三割であつたのを五百億円程度としたこと。

税制調査会 答申

税制調査会は、内閣総理大臣の依囑により、国税及び地方税を通じて、わが国現下の実情に即した合理的な租税制度の確立を期するとともに、税制及び税務行政の簡素能率化を図るために必要と認められる改善事項について、本年八月以来鋭意検討を加

えてきたのであるが、ここにその結論を得たので、次のとおり答申する。

国力を無視した財政の膨張がインフレの原因となり、国民負担の加重を強いるものであることは明らかである。最近における中央、地方財政の姿は正に国力の現実を無視し、既に国民負担の限界をこえたものといふべく、このままにして推移せんか、インフレは昂進し、対外競争力の喪失、輸出の不振をもたらして国際収支は悪化の一途を辿り、終りには国民経済を破滅に導くに至るであろう。今日わが国民経済に課せられた最大の問題は、如何にして財政規模を圧縮し、国力と均衡を得せしめ、国民負担の軽減を実現するかにある。

国民の租税負担が、今日その限界をこえたものとなつてゐることは、いまだ説明を要しない。所得税の重課が生産、勤労の意欲を減殺し、賃金斗争を激化せしめ、ひいては税負担の企業への転嫁を通じて企業のコストを高めてその競争力を弱体化せしめ、法人負担の重課と相まつて資本蓄積ないし輸出振興を妨げていることは、多く説明を要しないであろう。標準世帯にあつては、所得税について一年の勤労所得二十四万円程度までを無税とすることはすでに常識化し、決して過大の要求とはいえない。租税負担がその限界をこえていることを是認する以上、租税の総額をせいぜい現在程度に止め、国家財政の規模を一兆円程度に抑えるべきことは、当然の要求である。もとより財政規模の圧縮は決して容易なことではないであろう。しかしながら、その途は決して一、二に止まらぬ。中央、地方を通じての行政機構の重複、いわゆる出先機関の濫設、公共事業費の膨大な支出、徒らに地方自治体に事業を強いる数多の補助金その他の非効率的な零細補助金の支出等について再検討を加え、新規経費の要求におけると同様に既定経費についても根本的検討を加えて、中央、地方を通じて財政支出を重点化し、効率的運用を図れば、財政規模の圧縮は期すべきものがある。

租税負担の軽減は、所得税を中心として直接税を軽減しなければならぬ。しかしながら、財源を無視して減税することはできない。従つて、減税財源を主として経済活動の進展による租税の自然増収に求めるとともに、奢侈的消費に対する増税その他間接税の増徴に求める他はない。所得税等の軽減が国民生活の安定に資し、明日の生活への希望を与えることを目的とする以上、この際間接税をある程度増徴するのはやむを得ない。また地方税制の改正については、地方に能う限り独立財源を与えるよう配意するとともに、税源の偏在是正につとめることを必要とする。

なお、この際特に一言すべきは、公債の発行及び蓄積財政資金の使用についてである。インフレは最要の大衆課税であることにかんがみ、インフレ防止のためには最善

の努力を尽すべきであつて、公債の発行及び蓄積財政資金の使用は極力これを避けなければならない。

以上の趣旨により、当調査会は、昭和二十九年において、国の財政規模は一兆円程度に抑え、地方財政の規模はおおむね現在程度にとどめることを経済自立の絶対的要件と考え、中央、地方を通じて七百億円程度の減税を行うことを目途として、次のとおり税制を改正することを適当と認める。

(一) 改正の基本方針

- 1 国民負担の現状並びに資本蓄積の緊要性にかんがみ、国税及び地方税を通じ、所得税を中心として次のような直接税の軽減を行うものとする。
 - (イ) 所得税について、基礎控除額、扶養控除額、給与所得控除額等の各種控除額の引上及び税率の引下等を行うこと。
 - (ロ) 法人税の税率の引下等を行うこと。
 - (ハ) 個人の事業税の基礎控除額の引上及び税率引下を行い、また法人事業税の税率の引下を行うこと。
 - (ニ) 法人の負担する市町村民税の軽減を行うこと。
- 2 直接税の軽減に要する財源の全部を自然増収で賄うことは困難であるので、その財源の一部に充てるとともに、奢侈的消費の抑制に資する等のため、次のように間接税等について若干の増徴を行うこと。
 - (イ) 奢侈品、高級品等に対する物品税、高級酒類に対する酒税、砂糖消費税、揮発油税、骨ばい税、印紙税及び登録税の税率を若干引き上げること。
 - (ロ) 新たに繊維品に対する消費税を設けること。
 - (ハ) 高級たばこの小売価格を引き上げること。
 - (ニ) 自動車税の税率を引き上げること。
- 3 地方税については、地方公共団体にできるだけ独立財源を与えよとの要請もあるが、現下の情勢の下においては自ら制約もあるので、この要請に応えつつ現行税制の下における財源の偏在を是正するため、次のような措置を講ずること。
 - (イ) 入場税及び遊興飲食税は国において賦課徴収し、その収入の大部分を人口に按分して都道府県に配付すること。
 - (ロ) 都道府県民税を創設すること。
 - (ハ) 償却資産は固定資産税の対象から除外し、これに対しては都道府県及び市町村

において新たに償却資産税を課するものとする。

(二) たばこ消費税を新設し、都道府県及び市町村において課税するものとする。

(三) 地方財政平衡交付金制度に代えて地方交付税制度を設け、所得税、法人税及び酒税の一定割合を地方へ交付するものとする。

(四) 大都市に關する行政制度の特例が認められる場合には、税制上も特別の配慮を加えること。

4 国税及び地方税を通じて税制及び税務行政の簡素化を図ること。

(一) 改正要綱

第一 国税に關する事項

所得税に關する事項
所得税については、現在の負担及び国民生活の状況等にかんがみ、中小所得者の負担軽減に重点を置いてこれを軽減合理化するとともに、各種所得間の負担の適正を図る等所要の改正を行い、国民生活の安定、資本蓄積及び税務行政の改善等に資するものとする。

(一) 控除及び税率を次のとおり改正すること。

1 標準世帯（夫婦及び子供三人）の給与所得者の場合に月収二万円程度まで所得税がかからないようにすることを旨として、基礎控除額及び扶養控除額を次のとおり引き上げること。

基礎控除額 八万円（現行六万円）

扶養控除額 最初の扶養親族一人について四万円（現行三万五千元）

その他の扶養親族各一人について二万五千元（現行二万円及び三人目について各二万円、その他各一人について一万五千元）

2 税率について、その累進度がきわめて急激であることを緩和するため、次のとおり改正すること。

課税所得金額

二万円以下の金額	（現行二万円以下の金額）	百分の十五
二万円をこえる金額	（現行二万円をこえる金額）	百分の二十
七万円	（〃）七万円	百分の二十五
十五万円	（〃）十二万円	百分の三十
三十万円	（〃）二十万円	百分の三十五
六十万円	（〃）三十万円	百分の四十

百万円

二百万円

三百万円

五百万円

千万円

給与所得者に対する負担の軽減に資するため、給与所払控除の控除限度額を七万五千元（現行四万五千元）に引き上げること。

4 資本蓄積の促進に資するため、生命保険料の控除限度額を一万二千元（現行八千元）に引き上げること。

(二) 各種所得について次のとおり改正すること。

1 退職所得について、勤務年数二十五年以上に達する退職者の場合に五十万円まで所得税がかからないようにするため、退職所得に対する控除額（現行二十万円）を、勤務年数が十年をこえる者については、十年をこえる一年ごとに二万円ずつ加算した金額（ただし、最高五十万円）とすること。

2 山林所得について山林資源の確保等の事情を考慮し、中小所得者を中心として負担の軽減を図ること。

3 配当所得について利子課税との関係を考慮して、源泉徴収税率を十％（現行二十％）に引き下げること。

4 利子所得に対する現行の特例措置（すなわち、他の所得と区分して十％の税率で課税すること。）は、他の所得に比して負担が軽く権衡を失しているものと思われるが、この際としては貯蓄奨励のためやむを得ない措置と認められるから、臨時的措置としてこれを存置すること。

5 農業所得に対する所得税について、超過供出奨励金等各種の奨励金に対する免税措置は、負担の権衡上適當でないことにかんがみ、米価及び供出に關する措置の検討と相まつて可及的速やかにこれを廃止するよう措置すること。

(三) 青色申告制度について、その普及奨励に資するため、青色申告者に対するいわゆる専従者控除額を年額八万円（現行六万円）に引き上げるとともに、配偶者に對しても専従者控除を認めること。

(四) その他

1 申告所得税について、税務の簡素化を図るため、一般的な予定申告制度を改めて予定納税制度を採用することとし、前年分の所得金額に對應する本年分の

税法に基く税額により申告を要しないで予定納税するものとする。ただし所得金額が前年分の所得金額よりも減少することについて予め税務官庁の承認を受けた場合または前年分の所得金額をこえる金額を申告した場合には、その承認された金額または申告した金額により申告納税するものとする。

2 税務官庁の更正決定が不当に遅延した場合における利子税額の負担を軽減するため、更正決定が申告期限から一年を経過した日以後になされた場合には、同日から更正決定による追徴税額の納期限までの間に係る利子税額を徴収しないものとする。

二 法人税に関する事項

法人税については、資本蓄積の促進及び輸出の振興等に資するため、法人の税負担を国税（法人税）及び地方税（事業税及び市町村民税）を通じて税率で所得に対して五％程度軽減することを旨として軽減合理化するとともに、負担の調整を図る等のため所要の改正を行うものとする。

(一) 所得に対する法人税の税率を次のとおり改正すること。

普通法人 所得金額の百分の四十（現行百分の四十二）
特別法人 所得金額の百分の二十（現行百分の三十五）

ただし、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫については、現行税率を据置くこと。

右に関連して、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びこれらの組合の各連合会に対する現行の特別免税措置は、これらの組合等の法律の規定による整備が終了するまでの暫定措置とすること。

(二) 積立金に対する課税について、主として中小法人の負担の軽減に資するため次のとおり改正すること。

(イ) 各事業年度の積立金の累積額に対して課税する制度を廃止して、各事業年度において新たに積み立てた金額に対してのみ一回限り課税すること。

(ロ) 課税標準は、資本金額（または出資金額）の四分の一または百万円のいずれが多い金額をこえて積み立てている場合において、そのこえる部分の積立金の金額（当該事業年度において新たに積み立てたものに限る。）とすること。

(ハ) 税率は、百分の十程度とすること。

(三) 積立金に対する課税は、同族会社に対してのみこれを課税するものとする。各種の準備金制度等について次のとおり措置すること。

1 価格変動準備金について、価格が上昇する時期においてもこれを積み立てることができるとするため、たな卸資産（有価証券の売買を業とする者の有する有価証券を含む。）の期末帳簿価格が当該資産の取得価格または期末時価のうちいずれか低い方の金額の九十％相当額（株式以外の有価証券については、九十五％相当額）をこえるときは、そのこえる金額を価格変動準備金勘定に繰り入れることができるとすること。ただし、後入先出法を適用しているたな卸資産及び有価証券の売買を業とする者以外の者の有する有価証券については現行制度を維持すること。

2 輸出振興のための措置については、現行の輸出所得の一部を控除する制度について、プラント輸出の場合に適用される控除率を五％（現行三％）に引き上げるとともに、輸出商社に対する控除限度額（現行輸出所得の五十％相当額）を引き上げることとし、その他の点については、本制度の今後の実効をみて検討することとし、差し当りは現行制度を維持するものとする。

3 資本蓄積の促進及び企業合理化等は、法人の負担を一般的に軽減することによつてこれを図ることとし、これらを目的とする各種準備金等の個別的な特別の措置の範囲は原則として現行程度にとどめるものとするが、現行制度を更に合目的とするために必要と認められるもの、現行諸制度との権衡上合理的な理由のあるものないしは国民経済全般の発展のため望ましいものでその効果が期待し得るものについては、実情に即してこれを考慮するものとする。

四 その他

更正、決定が不当に遅延した場合における利子税額の軽減について、所得税の場合と同様の改正を行うものとする。

三 相続税に関する事項

相続税については、現行の取得者課税制度はこれを維持することとするが、負担の調整を図る等のため次のとおり改正するものとする。

1 税率については、戦後における貨幣価値の変動に応じた調整が未だ十分でないから、これが緩和を図ること。

2 死亡保険金及び退職金に対する控除額を五十万円（現行三十万円）に引き上げること。

3 相続財産である立木について、相続税及び所得税による二重負担を回避するため、時価に対して一定割合を控除する等その評価の特例を設けること。

四 間接税（たばこ専賣益金を含む。）に關する事項

間接税及びたばこ専賣益金については、所得税、法人税等の直接税の軽減に關連して、負担の調整及び奢侈的消費の抑制を図るとともに、現下の財政需要に應ずるため、次のとおり現行間接税の若干の増徴及び新税の創設を行うものとする。

（一）現行間接税について、次のとおり増徴すること。

1 物品税について、例えば、高級大型乗用自動車に対する税率の五十%（現行三十%）に引き上げ、テレビジョン受像機に対して三十%の税率で新たに課税する奢侈品、高級品なしい嗜好品に対して増徴ないし新規課税を行うこと。ただし、納税義務者が零細業者である等により税の転嫁を困難にするを認められるような物品の増徴は、これを避けること。

2 酒税について、清酒、味りん及び雑酒の高級品に対する税率を一割程度引き上げること。

3 砂糖消費税について、樽入黒糖及び樽入白下糖を除き、税率を三割程度引き上げること。

4 揮発油税について、税率を一割程度引き上げること。この場合において、増収分を国の道路財源に充てることなく、地方公共団体の道路財源に充てるよう措置すること。

5 骨ばい税について、例えば、麻雀に対する税率を、象牙製のものについては六千円その他のものについては三千円（現行いずれも千五百円）に引き上げる等相当の増徴を行うこと。

6 印紙税について、定額税率を、例えば受取書については十円（現行二円）に引き上げる等相等増徴すること。なお、これに伴い、受取書に対する免税点を三千円（現行千円）に引き上げること。

7 登録税について、定額税率を二倍程度に引き上げること。

（二）新たに、昭和二十九年において二百億円程度の収入をあげることを目途として、毛糸、絹糸及び麻糸またはこれらを原料とする織物に消費税を課するものとする。

（三）たばこ専賣益金について、高級たばこの小売価格を、ピースについては十円程度、光については五円程度引き上げることによりその増収を図ること。

五 その他の事項

1 税法の法文について、複雑難解なものを平易に改め、引用条文を極力整理する

等その平明化を図ること。

2 国及び地方公共団体を通じて、税務機構を極力簡素化するとともに、税務職員、資質の向上を図ること。

3 所得金額の調査、決定及び課税財産の評価等について、国及び地方公共団体の各税務当局間の連絡、協調を一層促進することとし、課税の均衡を図るとともに納税者に対して無用の手数を煩わすことを避けるものとする。

4 課税に対する異議申立について、処理事務を一層促進するとともに、協議団の人事の刷新及び運営方法の改善等を行つて、異議処理の改善を図るものとする。

5 いわゆる第三者通報制度は、これを廃止すること。

6 滞納を防止するとともに納税の便に資するため、納税貯蓄組合の普及奨励のために所要の措置を講ずること。

7 過誤納税金の還付が遅延している状況にかんがみ、過誤納金の支払に要する予算に不足を来さないようにする等の措置を講じて、還付の促進を図ること。

第二 地方税に關する事項

一 地方税各税に關する事項

1 事業税に關する事項

附価価値税は諸般の事情にかんがみてこれを廃止することとし、現行事業税及び特別所得税に次の改正を加えてこれを存置するものとする。

1 名称を事業税とすること。

2 現行の非課税規定及び同一業種のうち特定の業務に対する特別の軽減税率の規定は、事業税の本質に照らし、原則としてこれを廃止すること。

3 個人事業税について、中小企業者の負担を緩和するため基礎控除額（現行五万円）を十万円（昭和二十九年分については八万円）に引き上げるとともに標準税率を、第一種事業については八%（現行十二%）に、その他についてはこれに準じて、それぞれ引き下げる。

4 法人事業税について、法人の負担を国税及び地方税を通じて軽減するとともに、中小法人の負担を緩和するため、その標準税率を、所得五十万円以下の部分の金額に対しては八%、同五十万円をこえる部分の金額に対しては十%（現行一率に十二%）に引き下げる。

5 電気供給業、ガス供給業及び運送業に対するいわゆる外形標準課税は、これ

ら事業の収益の状況等にかんがみ、これを維持すべき理由に乏しいと認められるから、これを廃止して、他の事業におけると同様に所得課税とすること。

6 事業税の課税標準は、納税者の便宜等を考慮して、原則として、所得税または法人税の課税の基礎となつたものによるように法定すること。

7 事業税の軽減に伴う都道府県の減収を補てんするため必要があると認められる場合においては、酒税の収入の一定割合を各都道府県の人口に按分して配付することを考慮すること。

2 入場税及び遊興飲食税に關する事項

入場税及び遊興飲食税については、その収入の偏在を調整し、貧弱県の財源を強化するため、国においてこれを賦課徴収することとするとともに、収入額の九十％相当額を人口に按分して各都道府県に配付するものとする。

なお、国において賦課徴収することとする機会において、課税の適正を図るため、現在程度の収入をあげることを旨として、税率の調整、課税範囲の合理化を行うものとする。

3 自動車税に關する事項

自動車税については、負担の現況及び地方公共団体における道路改修費の状況等にかんがみ、五割程度の増収をあげることを旨として税率を引き上げるものとする。ただし、自動車の性状等に応じて税率区分を更に細分して負担の適正を図ることとし、高級大型乗用自動車及びガソリンを使用しないバス、トラック等については相当大巾の増徴を行うこと。

4 都道府県民税に關する事項

都道府県民税については、収入の普遍的な租税を設けるため、次により新たに都道府県民税を設けるものとする。ただし、本税の創設に伴つて、負担が実質的に増加することがないようにすることとし、市町村民税について後述のような改正を行うものとする。

1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。

2 賦課総額は、昭和二十九年において百七十五億円程度とすること。

3 賦課徴収は、できるだけ徴税費を増加したまたは納税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法によるものとし、徴収は市町村に委任するものとする。

5 市町村民税に關する事項

市町村民税については、都道府県民税の創設に伴い負担が実質的に増加しないこととする。とともに、法人の負担を国税及び地方税を通じて軽減する等のため、次のとおり改正を行うものとする。

1 市町村民税のうち都道府県民税相当額（百七十五億円程度）を軽減すること
2 法人については、法人所得に対する市町村民税と都道府県民税との合計額が現行法人税割の負担額に比して二割程度減額されることとなるように、法人税割の税率を引き下げる。

6 固定資産税に關する事項

固定資産については、収入の偏在を是正するとともに課税の適正を図るため、償却資産に対する課税を固定資産税から除外して償却資産税を設けることとする。等の改正を行うものとする。

1 次により償却資産税を設け、道府県及び市町村においてそれぞれこれを課するものとする。

(1) 課税客体は、現行固定資産税における償却資産と同一とすること。

(2) 課税標準は、償却資産の価格と、道府県の示す評価基準に従い、市町村がこれを決定すること。

(3) 標準税率は、道府県、市町村それぞれ〇・八％とすること。

なお、評価の適正化による増収が期待されるときには、なるべく早い機会にこれを引き下げる。

2 固定資産の評価については、固定資産の価格の一応の安定をまつて、なるべく早い機会に毎年の評価を一定期間（三年または五年程度）ごとの評価に改めることとし、課税事務の簡素化を図ること。

7 たばこ消費税に關する事項

次により新たにたばこ消費税に設けるものとする。

1 たばこの消費に対し、消費地たる都道府県及び市町村において課税するものとする。

2 賦課総額は、昭和二十九年において都道府県分及び市町村分を合わせて五百億円程度とし、たばこの消費本数を課税標準として税率を定めること。

3 賦課徴収については、実情に即してできるだけ簡素な方法によるものとする。

8 その他の事項

1 地方税の各税目について、非課税規定及び税率の特例規定を整理して、負担の公平を図るものとする。

2 財政状況に応じて雑税を整理することとし、税制の簡素化を図るものとする。

二 地方公共団体の財源調整に関する事項

1 地方交付税に関する事項

現行の地方財政平衡交付金制度は、地方公共団体の財政を不安定にするおそれ強い等弊害が多いと認められるので、次のとおり改正することとし、財源の合理的な配分に資するものとする。

1 地方財政平衡交付金制度を廃止して、地方交付税制度を設けること。

2 地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税のそれぞれの一定割合とし、特別会計を設置して、これに繰り入れること。

なお、右の一定割合は、原則としてこれを変更しないものとする。

3 地方交付税は、普通交付税及び特別交付税とし、普通交付税の総額は、地方交付税の総額の九十二%相当額、特別交付税の総額は、地方交付税の総額の八%相当額とすること。

4 毎年度各地方公共団体に交付する普通交付税の額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額の合計額のうち当該地方公共団体の当該不足額の占める割合に応じて、普通交付税の総額を按分計算した額とし、右の財政収入額及び財政需要額の算定は、おおむね現行の地方財政平衡交付金の算定方法を簡素化したものによるものとする。

5 特別交付税は、災害復旧費その他の予測し得ない経費等を考慮して、普通交付税の交付額が過少と認められる地方公共団体に對してこれを交付すること。

6 現在の地方財政平衡交付金の算定方法のうち、未だ法律化されていない部分はこれを合理的に明確化して速やかに法定し、地方交付税制度の安定を図るものとする。

2 大都市の税制に関する事項

大都市の税制については、一般の市町村の税制による外、大都市に関する行政制度の特例が設けられる場合には、大都市の存する区域に係る道府県税について次の特例を設けるものとする。

1 大都市の区域に係る自動車税、償却資産税及びたばこ消費税は、当該大都市

において課税するものとする。

2 道府県に配付すべき入場税及び遊興飲食税のうち大都市の区域に係る部分は当該大都市に配付すること。

なお、大都市については、地方交付税の交付基準について特別の配慮を加えるものとする。

三 改正案による増減収額

第一 直接税の減税による減収額

一 所得税

(1) 控除、税率の改正	八二〇億円（二八年度ベース、六八二億円）
(イ) 基礎控除	八万円
(ロ) 扶養控除	一人目四万円、二人目以上二万五千元
(ハ) 給与所得控除限度額	七万五千元
(ニ) 税率	現行

	二万円以下	(二万円以下)	一五%
	二万円超	(二万円超)	二〇%
	七万円	(七万円)	二五%
	一五万円	(一五万円)	三〇%
	三〇万円	(三〇万円)	三五%
	六〇万円	(六〇万円)	四〇%
	一〇〇万円	(一〇〇万円)	四五%
	二〇〇万円	(二〇〇万円)	五〇%
	三〇〇万円	(三〇〇万円)	五五%
	五〇〇万円	(五〇〇万円)	六〇%
一、〇〇〇万円	(一、〇〇〇万円)		六五%
(2)	青色申告者の配偶者に対する専従者控除の新設	三〇億円	
(3)	退職所得税の改正	一〇%	
(4)	生命保険料控除限度額（一万二千元に引上げ）	七%	
(5)	配当に対する源泉徴収税率（一〇%に引下げ）	三五%	
(6)	事業税引下のはねかえり	増収	一〇%
(7)	合計	八九二億円（二十八年度ベース）	七六四%

二 法人税

(1) 税率 四〇%	四九億円(平年度 八二億円)
(2) 価格変動準備金の改正 (後入先出法の場合及び有価証券の売買を業とする者以外の者の有する有価証券を除き、取得価額または時価のいずれか低い方の九〇%)	二六億円() 二六〃
(3) 同族会社の積立金課税の改正 (累積課税廃止、税率一〇%)	一二億円(平年度 二二億円)
(4) 事業税引下のはなかり増収	六億円() 増収 四五〃
(5) 合計	八一億円() 八四〃
三 事業税	
(1) 個人事業税	
基礎控除 八万円	六〇億円
税率 八%	九七〃
小計	一五七〃
(2) 法人事業税	
所得 五〇万円以下	八%
〃 五〇万円超	一〇%
(3) 外形標準課税をすべて純益課税とする。	一七億円
(4) 合計	二三七〃
四 市町村民税	
(法人税割を二〇%軽減)	二七〃
五 減収額總計	
(1) 所得税	八九二〃
(2) 法人税	八一〃
(3) 事業税	二三七〃
(4) 市町村民税	二七〃
(5) 合計	一、二三七〃
第二 間接税等の増徴による増収額	
一 現行間接税の増徴	
(1) 物品税の増徴	一一億円
(2) 酒税	一〇〃

(3) 砂糖消費税の増徴	九〇億円
(4) 揮発油税	二〇〃
(5) 骨ばい税	〇、五〃
(6) 印紙税	四九〃
(7) 登録税	一、五〃
小計	一八二〃
二 自動車税の増徴	二五〃
三 繊維に対する消費税	二〇〇〃
四 煙草専売益金の増徴	一三〇〃
五 合計	五三七〃
第三 増減収差引合計(一、二三七億円―五三七億円)	七〇〇億円

- 四 昭和二十九年における国及び地方公共団体の歳入見込額
- 昭和二十九年においては、昭和二十八年当初見積額に比し、国及び地方公共団体を通じて千三百億円の自然増収額を生ずるものと推定される。
 - 改正要綱によれば、国及び地方公共団体を通じて約七百億円の減税となるから、改正後における昭和二十九年の歳入見込額は昭和二十八年当初見積額に比してなお六百億円の増加となる。
 - 改正後の昭和二十九年の国の一般会計は、租税(配付税として配付すべき分を含む。)及び印紙収入並びに専売納付金に雑収入等も加えて一兆百億円の程度と推定され、昭和二十八年の補正後の一般会計歳入予算額九千九百九十九億円に比して約百億円の増加となっている。
 - 国及び地方公共団体を通ずる昭和二十九年の租税収入見込額(たばこ専売益金を含む。)は、別表の通りである。

租 税 収 入 見 積 額 表

(単位:百万円)

税 目	28年度当初予算 (A)	29年度 自然増収 (B)	現行法による29年度 収入見積 (C)=(A)+(B)	税制改正試案による 減税額 (D)	改正試案による 収入見積 (E)=(C)-(D)	国 税 と の 地 方 整 (F)	国税と地方税との調整 後の改正試案による収 入見積(G)=(E)+(F)
源 泉 告 計 税 所得税 小 人	190,376	50,000	240,376	△	163,476	0	163,476
酒 税	75,309	10,000	85,309	△	73,009	0	73,009
砂糖 糖 費 税	265,685	60,000	325,685	△	236,485	0	236,485
酒 税	168,807	16,000	184,807	△	176,707	0	176,707
酒 税	146,221	0	146,221	△	147,221	0	147,221
酒 税	30,253	6,000	36,253	△	45,253	0	45,253
酒 税	22,183	3,500	25,683	△	26,783	0	26,783
酒 税	18,684	1,500	20,184	△	22,184	0	22,184
酒 税	—	—	—	—	—	0	21,100
酒 税	—	—	—	—	—	0	17,900
酒 税	—	—	—	—	—	0	20,000
酒 税	—	—	—	—	—	0	22,223
酒 税	17,123	0	17,123	△	22,223	0	22,223
酒 税	—	—	—	—	—	0	47,335
酒 税	44,335	3,000	47,335	△	744,191	39,000	783,191
酒 税	713,291	90,000	803,291	△	169,398	50,000	119,398
酒 税	143,398	13,000	156,398	△	—	36,900	35,100
酒 税	—	—	—	—	—	30,200	867,489
酒 税	—	—	—	—	—	46,100	—
酒 税	856,689	103,000	959,689	△	913,589	10,800	—

三

課 税 (9)	—	—	—	—	—	(国より)	4,900	4,900
合 計 (8)+(9)=(10)	179,927	15,000	191,927	△	2,700	192,227	20,600	212,827
地 方 税 合 計 (7)+(8)=(11)	304,251	27,000	331,251	(外△1,700)△22,300	309,051	(28年度当初予算に比し増)	46,100	355,151
国 庫 地 方 税 總 計 (4)+(11)=(12)	1,163,943	133,000	1,296,943	(外△1,700)△68,300	1,222,643	(28年度当初予算に比し増)	0	1,222,640

(備考) 1. 繰越額の外債1,700百万円は、事業所の外移標準税率廃止による分である。

2. たばこ消費税の税道結果と市町村への配分割合については決定をみてはいないが「国税と地方税との調整」欄の全部は一定税率消費税を都道府県分10%、市町村分30%として算定したものである。

税制調査会答申の理由及び説明

税制調査会は、昭和二十八年八月七日の閣議決定に基づき、税制運営の現状及び経済情勢の推移等にかんがみ、国税及び地方税を通じて、わが国現下の実情に即した合理的な租税制度の確立を期するとともに、税制及び税務行政の簡素効率化を図るために必要と認められる改善事項を調査審議することを目的として内閣に設けられたのであつて、これがため八月十八日第一回会合を開催して以来、総会を開くこと五回、分科会を開くこと六回、全員懇談会を開くこと二回、さらに起草小委員会を開くこと四回にわたつて鋭意検討を重ねた結果、十一月十二日その結論を得て、別紙のとおり答申を決定した。

当調査会は、さきに昭和二十五年においてシャウプ税制使節団の勧告の趣旨に基づいて改正された現行租税制度の全般にわたつて一応の検討を加えたのであつて、その根本的改革についてはさらに論議すべき点もあると認めるが、時日の関係及び現下の財政事情をも考慮して、昭和二十九年年度における当面の諸問題について、必要と認められる答申をすることとした。

当調査会は、昭和二十九年年度予算は自立経済の達成及びインフレ防止の見地からきわめて重要なものであることを認め、税制もまたその面より考慮せらるべきであること。さらに最近における予算編成の状況が必ずしもこれらの点からみて満足すべきものでないことについて、この際特に朝野の関心を喚起すべきことを必要と認める。

以下に、当調査会の答申に關してその理由及び説明を詳論し、当調査会の答申決定についての基本的態度、答申の趣旨及び審議の内容及等を明らかにすることとする。

税制調査会委員

会 長 木暮武太夫
会長代理 汐見三郎

飯田清三 石田退三 井藤半彌 原吉平 友末洋治 千金良宗三郎 岡松成太郎 田代茂樹 田中徳次郎 中井光次 村瀬直義 山田義見

十一月十一日午前及び午後 第二回 全員懇談会 大蔵大臣官邸
十一月十二日午後 第五回 総 会 内閣総理大臣官邸

第一 一般的事項

一 租税負擔の限界と減税の必要

国民の租税負担が今日その限界をこえていることは既に常識化しているが、これをさらに説明すれば、次のとおりである。

昭和二十八年年度国税(たばこ専売益金を含む。)及び地方税の予算総額(当初予算)は一兆一千六百十四億円で、国民所得五兆八千二百億円に対して二〇・〇%に達している。この割合は、昭和二十五年以降殆んど同率となつていて、戦前(昭和九年ないし十一年の平均)の一・二・八%に比すればなお相当の高率であり、殊に国税においては、戦前の八・五%が一五%となつていて、相当高率であるといわなければならない。

右の割合を諸外国について見るのに、一九五二年度においては、米國三〇・二%、英國三六・一%、西独二七・二%であつて、いずれもわが国より高率となつていて、税引後の一人当国民所得を比較すれば、わが国に対して米國は一〇・四八倍、英國は三・二五倍、西独は二・七四倍であつて、わが国の租税負担が異常に重く感ぜられてゐるのは、わが国の国民所得がきわめて低いことに基くものと考えられるのである。

勿論戦前に比して財政支出の内容は甚だしい相違を示しており、社会保障費教育費のように國民に与える福利の増大している面もあるから、直ちに戦前の割合を適當とするかどうかはなお検討を要するけれども、当時において軍事費が国の歳出に対して四六・三%を占めていたにも拘らず、なお國民所得に対する負担割合が一・二・八%に止まつたことよりみれば、現在における租税負担はあまりにも加重されており、速かにこれを軽減する必要があることは否定し得ない。

所得税は、国税總額のうち約三分の一、直接税のうち約六割を占めて租税収入の大宗をなしているが、その納税義務者数は一千万人をこえている。また、今日の生活費は標準世帯(夫婦子供三人)についてみると月額二万円程度とみられるが、所得税は、標準世帯の場合には、勤労者にあつては月額一万五千円程度から、事業者にあつては月額一万二千五百円程度から課税されている。

日	時	会 合	場 所
八月十八日午後		第一回總會	内閣総理大臣官邸
九月八日午後		第二回總會	"
九月九日午後		第三回總會	"
九月二十四日午後		第一分科会 (国税一般關係)	大蔵大臣官邸
九月二十五日午後		第二〃 (所得税及び法人税關係)	"
九月二十六日午後		第三〃 (地方税關係)	"
十月五日	午前及び午後	第一〃 (続き)	"
十月六日	"	第三分科会 (続き)	"
十月八日	"	第二〃 (続き)	"
十月九日	午後	第四回總會	東京商工会議所
十月十日	午前及び午後	第一回 全員懇談会	内閣総理大臣官邸
十月二十日	午後	第二回 起草小委員会	大蔵大臣官邸
十月二十一日午前及び午後		第三回 "	"
十月二十二日午後		第四回 "	"
十月二十九日午前及び午後		第四回 "	大蔵省
十一月四日	"		
十一月九日	"		

松岡 吉
福 良 俊
田 城 寺 次 郎
浅 田 長 平
湯 河 元 威
三 好 重 夫
白 鳥 義 三 郎
江 見 登 留
河 野 一 之
鈴 木 俊 一

さらに所得税の負担に加えて、市町村民税及び事業税（個人分のこれらの税額は、地方税総額のうち約三分の一を占めている。）の負担が加重されていることを忘れてはならない。

右のように、所得税は大家の生活に過重の負担を強い、生産、勤労の意欲を減殺し、賃金闘争を激化せしめ、いわゆる社用族の跋扈を来さしめており、ひいては税負担を企業に転嫁して企業の生産費を増嵩せしめ、一般的なもの価格及び対外競争力の弱体化を招来して、わが国民経済の基礎を脆弱なものとしていることが強調されなければならない。

3 国税及び地方税の総額のうち約四分の一を占める法人負担の過重もまた見逃すことは出来ない。

法人の税負担は、国税、地方税を通じて税率を単純に合計すれば五九・二五％に達している。インフレの影響等による自己資本の弱体化、さらには国際競争激化に伴い、資本蓄積の増進、企業の合理化、対外競争力の強化、輸出振興等を急務とする今日において、右の負担は法人にとつてもなお相当に過重であると考えられる。

二 歳出膨脹と租税負擔の過重——歳出削減と減税

国力を無視した財政の膨脹が、インフレの原因となり、国民負担の過重を強いるものであることは、いまさらいうまでもない。最近における中央、地方財政の姿は正に国力の現実を無視し、既に国民負担の限界をこえたものになっているといふべく、このままに推移するときには、インフレを昂進せしめ、対外競争を喪失せしめて、国際収支は悪化の一途を辿り、終にはわが国民経済を破滅的狀態に導くに至るであらう。従つて、今日わが国の財政政策に課せられた最大緊要の課題は財政規模を圧縮して国力と均衡を得せしめ、国民負担の軽減を実現して生活の安定、生産、勤労の意欲の増進、資本蓄積の促進及び輸出の振興を図り、インフレ防止につとめることにあるといわなければならない。

もとより、財政規模の圧縮、歳出膨脹の抑制には種々の困難があらう。災害復旧費、防衛費、賠償費等数え立てれば多くの問題があらう。しかしながら、新規経費のみならず既定経費についてもその内容に根本的検討を加えれば、その重要性に従つて自ら緩急、先後の別を生じ、中央地方を通じて財政支出を重点化してその効率的運用を図れば、財政規模の圧縮も十分可能である。殊に異常災害の発生をみた今日においては、異常の決意をもつて、不急、非効率的な各種の事業費

ないし補助金は二十九年度においては原則としてこれを打ち切ることを目途として最善の努力がなされるべきであると考えられる。

以上の点より歳出の内容についてさらに立ち入つて検討すれば、次のとおりである。

1 災害復旧費その他公共事業費

昭和二十八年年度予算において災害復旧費は五百五十億円であり、補予算による増加額を加えれば八百五十億円に達する。一般公共事業費は食糧増産対策費を合せて一千億円であり、文教関係その他の営繕費を合すれば千二百億円以上に達する。これら土木営繕費合計二千億円が国の直轄工事または補助金として国庫より支出せられており、これに地方公共団体の負担分を合せば、二千六百億円となつており、最近における災害の発生はさらにその増加を強いんとしている。しかも他面その使用については、しばしばその浪費と絶花主義が非難せられていゝにかかわらず、一向に改善せられるところがなく、最近における災害特別立法にも見られるように徒らに零細な補助金の増大と国庫負担割合の増加を通じてひいては予算総額の増大を招来する傾向を強めていて、重点主義と効率化に反対の方向をたどつてゐる事は誠に遺憾としなければならない。従つて昭和二十九年年度においては、災害復旧費の徒らな増大は極力これを抑制すべきであり、専らその経費の重点的配分と効率的使用によつて、その効果の増大を期待すべく、また工事の実施につき責任態勢の確立を図るとともに、機構人事一般につき根本的な改革を行うことが必要である。

2 各種補助金及び地方財政平衡交付金

昭和二十八年年度において国より地方団体に支出されている金額は、各種補助金及び負担金において二千三百八十四億円であり、地方財政平衡交付金において千三百億円であつて、合計三千六百八十四億円の多額に上つてゐる。この金額は地方公共団体の税収入三千四十七億円を二割も上廻るものであり、地方公共団体の行財政を左右するところとなつてゐる。

凡百の補助金が中央各省と地方団体との各種の連繫を構成し、補助金はいよいよ細分化していよいよ増大し、濫費の弊を強めているのみならず、徒らに地方自治体に事業を強いて国民の負担を加重し、中央、地方行政のがんとつてゐることは衆目の指摘するところである。また、地方財政平衡交付金の額の決定が中央政府と地方団体間においてしばしば争われ、ひいては財政膨脹の要因と

なつてゐることも否定することはできない。

補助金の整理については、いわゆるシャウプ使節団の勧告により昭和二十五年度において三百五億圓に達する削減が行われたが、その後の趨勢は既に上述のような膨大な金額を見るに至つた。

従つて、昭和二十九年年度においては、農林、厚生等の各省における零細な補助金で実効をあげていないものはこの際すべてこれを整理して、その重点化、効率化を図るとともに、地方団体の財政の安定化と効率化を図るために、地方財政平衡交付金制度を改革することが必要である。

3 給与費

さきに人事院の勧告した公務員の給与改善案によれば、中央、地方を合せて七百億圓の経費の増加を必要とするといわれている。公務員の給与改善の必要は認めなければならないが、中央六十萬、地方百三十萬に達する公務員（いずれも企業会計分を除く。）と膨大な機構を擁しつつかかる多額の追加支出をなすことは、今日の国民の租税負担の状況からみても困難であり、さらに公務員の数の増加が事務費及び事業費の増大を招来していることに鑑みるときは、給与の改善は、もはや行政機構の簡素化を行うことなくしてはこれを行うことは困難であるといわなければならない。

従つて、この際、中央、地方を通じて、各種の出先機関及び行政委員会を整理削減し、町村合併を促進する等極力行政機構の簡素合理化を図り、財政規模の圧縮につとめるべきである。

4 防衛費及び賠償費

防衛費及び賠償費については、今日の国際情勢にかんがみ、また正常貿易の進展に資するために、ある程度の増加はやむを得ないとみられるが、国民負担との均衡を失しないように十分配慮を加えるべきである。

5 財政投資

財政投資については、国民経済の現況にかんがみてある程度やむを得ないが本来民間資本によることが望ましいのであるから、この際その範囲を緊急必要なもので民間投資によつては賄い得ないものに限定して重点的、効率的にこれを行い、能う限りその額を削減すべきである。

以上の諸点を検討して、昭和二十九年年度においては、歳出規模の増大はこれを最少限度に止めるよう各般の改革、改善が要望されるのである。租税負担がきわ

めて過重であり、税務執行面においてもいく多の摩擦と障害を生じている時において、他面予算の使用に浪費があり、あるいは徒らに財政膨脹を招来しているようなことがあれば甚だ憂心すべき事態であり、歳出の削減について今日最善の努力が尽されねばならない。

財政規模の縮減に関連して特にこの際一言すべきは、最近における国会運営の現状に関する点である。

そもそも議会制度の発達で、国民租税負担の軽減を目的としたものであることは既に周知の事実であり、議会制度の発源地であり民主主義の発達している英国においてすら、予算の増額を来すような金銭法案について議員立法が制限せられていることは、今日切実にこれを反省しなければならぬ。最近における財政膨脹の原因がその本質にもとるような議会運営の現状にもこれを求め得るとすれば議会制度の将来のためにも、この際速やかにこれをその本来の姿にかえすべきことを要求しなければならぬ。

さらにこの際減税と関連して言及しなければならないことは、公債の発行と蓄積財政資金の使用についてである。インフレが最悪の大衆課税であり、物価の騰貴を通じて事実上の、しかも最も不公平な増税を来すものである以上、これをさけるために、公債の発行と蓄積資金の使用については極めて慎重でなければならぬ。

公債の発行がたとえ市中消化を前提としてもインフレの第一歩であることは既に衆目の指掌するところであるから、極力これを避くべきはいうまでもなく、また外国為替資金特別会計、食糧管理特別会計に従来インベントリーファイナンス方式により繰入れられた蓄積財政資金については、その使用は財政の対民間支払超過を招来するものであるから、漫然と一般財政支出の不足にあててはこれを避けなければならない。

三 自然増収と減税の可能性

1 自然増収

現行税制を基礎とする場合に昭和二十九年年度における国税（たばこ専売益金を含む。）及び地方税を連する租税収入総額が幾何になるかは、今日十分正確には見積り難いが、おおむね千三百億圓程度の増加を期待することができよう。かりに減税を全く行わないとすれば、右の増収分はすべて歳出増加の財源に充てられることとなるが、この場合においては、財政規模の増大を来し、国民

所得に対する租税負担割合も増大することになるのであるから、少くともその増収分の一部を所得税を中心とする直接税に充てることが絶対に必要である。

2 減税の可能性

右に述べた増収期待額の全部を減税に充てること、すなわち租税収入総額を本年度の当初予算程度に抑えることは最も望ましいことである。しかし、他面国民経済規模の増大にともなう建設的支出の適正な増加がある程度やむを得ないとする立場に立てば、これを望むことは稍困難であらう。

しかしながら従来、自然増収の一部を減税に充てることによつて、財政規模を適正に抑え、国民所得に対する租税負担割合を低減して、健全財政の維持・インフレの抑制、生活活動の増進が図られてきたのである。

すなわち、これを昭和二十八年年度についてみても、国及び地方公共団体の租税及び専売益金収入は国民所得が前年に比して約一二%増加しているのに対して五・二%の増加に止まっているのである。

従つて昭和二十九年年度においては、国民所得が昭和二十八年年度に比して六%程度の増加が見込まれるから、租税収入は、一兆二千二百億円程度に止め、昭和二十九年年度において現行税制をそのまま適用した場合の租税収入見込額一兆二千九百億円に比して七百億円程度の減税を行うことが適当であると認める。

四 直接税の減税と間接税の増徴

1 わが国において直接税が国税中に占める比重は、昭和二十八年年度において五三・四%であつて、米国の八五・七%、英国の五六・三%に比してはその比重は小さい(但し、地方税を含めると日本は六〇・八%となり、英国の五九・八%よりも大きくなる。)が、ドイツの四二・六%、フランスの三五・八%、イタリーの一六・六%に比しては相當に大きい。また、戦前(昭和九年ないし十一年の平均)の三四・八%に比しても著るしく大きくなつてゐる。

2 右の諸外国の例にみても明らかになうに、国民経済の規模の比較的小さい国においては、間接税への依存度が大きくなつてゐる。租税体系として、所得の大小に應ずる負担均衡の理論からは直接税の方がまさつてゐることは明らかであるが、国民所得が小さくまたその構成が平均的である場合においては、直接税に税収の多くを期待することは、かえつて租税負担を過重に感ぜしめて運用上も多くの困難を生ずることとなる。

さらに、わが国における直接税ことにその約六割を占めてゐる所得税は、勤

労大衆の負担を重くして生産、勤労の意欲を阻害するとともに貯蓄心を減退せしめており、また企業における濫費を助長する傾向にあることも否定し難い。従つて、現状においてはまず直接税を軽減することが必要である。

3 他方間接税の増徴については、現在の負担が必ずしも全般的にみて低いといふこともできないし、また現在の物価及び生活の状況にかんがみて、一般的な物価騰貴をもたらしてゐるは大衆の負担を加重するような増徴は、つとめてこれを避けるべきである。

しかしながら、現在の所得税は、納税義務者数が一千万人をこえており、負担の状況からみても大衆課税の性格をもつに至つてゐることは否定できないのであつて、これをまず軽減することが大衆の負担を直接軽減することとなる。

また間接税を増徴するとしても、課税物品及び税率の選択に留意することによつて、一般物価への悪影響を避けることが可能である。また間接税については今日の国民経済状態からみて不急、奢侈消費とみられるものに重点を置いてこれを増徴することが適当であることは勿論であるが、広く国民一般に負担を及ぼすような間接税の新設または増徴を行うことも、負担の調整を図るためにはある程度やむを得ないと考えられる。

4 従つて、直接税の負担が重くその比重が現在の国民経済の実体からみて過大であると認められる以上、直接税殊に所得税の減税は、生産及び勤労意欲の増進、貯蓄の奨励及び生活の安定等のために緊急の要請であつて、間接税については、現下の財政事情をも考慮し、直接税を軽減する機会において、負担の均衡、調整を図りつつある程度の増徴を図ることはやむを得ないと認められる。

五 国税と地方税との調整に関する事項

現行地方税制度はシャウプ使節団の勧告に基いて昭和二十五年年度に改革せられたもので、国と道府県と市町村の間に於ける税源の分離と地方税収入の増大を目途としたものであつた、そのためにいわゆる附加税制度が廃止されて、附加価値税入場税及び遊興飲食税を道府県税の大宗とし、市町村民税及び固定資産税を市町村税の中心としたのである。

今日の国税及び地方税の総合負担の現況をかえりみるときは、地方税についても、中央、地方を通ずる行政機構を簡素合理化する等により地方財政の規模を合理的に縮小して、その負担の軽減を図ることが必要であるが、さし当り昭和二十九年年度においては、地方財政の規模を国家財政の場合と同様に現在程度に止める

こととし、これに應じた地方税収入の総額を定めることが適当であると認められる。

地方財政の現況をみるに、昭和二十八年度における地方税収入は三千億円余で地方公共団体の総歳入九千億円余に対して三分の一程度にすぎず、大部分は国からの交付金及び補助金並びに起債によつて賄われている。地方自治の趣旨からできるだけ地方公共団体に独立財源を与えて、地方住民が納税を通じて地方公共団体の施策を批判する建前をとることが望ましいことは異論のないところであり、また国から交付金及び補助金を減少してもよいから独立財源を与えよというのが地方公共団体側の強い要望でもある。しかしながら、経済の発展とともに税源は都会地に集まり、個々の地方公共団体における独立財源収入の不均衡が、古くから地方財政調整の問題として論議を生んだように、現行の地方税制の下にあつても、例えば次に示す道府県税の例に見る如く相当の偏差を生じている。

昭和二十七年人口一人當收入額

	法人事業税	個人事業税	入場税	遊興飲食税	道府県税計
東京都	一、九〇七円	五五五円	九一九円	三六七円	三、八八五円
大阪府	一、六五七	五三四	六九四	三一	三、二九四
茨城県	二五九	二一五	五三	四八	六一四
鹿児島県	一三三	二〇九	九八	七四	五五八
全府県平均	六九七	三四七	二四八	一五八	一、五一八

一方地方公共団体の経費は、教育費、土木費、警察費など大体において平均的な支出を要するものであるから、多数の地方公共団体が税源の不足に財政上の困難を感じる反面、少数の地方公共団体は相当の余裕をもつていと認められるので、現在の国民の負担能力を考えると、この際単に新たな独立財源を与えて一部の富裕団体に財政上一層の余裕を生ぜしめることは、承服し難いところである。そこで、これらの要請を考慮し、経済力の集中している少数の地方公共団体に税収入の相当部分が偏在することなく多数の地方公共団体に普遍的収入があると認められる税目を独立税として地方税に加えるためには、まずもつて現行税目のうちその収入の偏在度が著しいものについて再配分と調整を図ることが必要であり、しかる後に右のような独立税を与えて各地方公共団体の固有財源を強化することが必要である。

次に現在の地方財政平衡交付金制度は、シャウプ調査団により地方公共団体の財源

調整の趣旨から設けられたものであるが、現状においては、これを通じて地方財政がほとんど国の財政に依存する弊害を生じ、その総額決定が常に争われ、しかもその算出方法が極めて複雑であるため地方公共団体側ではその配分額を予測し得ず、地方財政を不安定なものとしている。

これらの状況をかえりみるときは、この際地方財政の国家財政に対する極端な依存をやめるために現在の地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度に改めて、その総額を国税収入の一定の割合に固定し、その配分を簡素合理化する必要があると認められる。この場合において地方交付税の金額は、本来の機能たる財政調整の見地からさきに述べた地方公共団体の固有財源と相まつて、できるだけ減少せしめることが適当であると考えられる。

次に国、道府県および市町村の徴税事務の独立分離の建前は、地方自治の趣旨からすれば徹底しているが、納税者の立場からは煩雑にたえないところであり、国全体としても徴税費の増加を来し、ひいてはさなきだに重い租税負担を一層重く感ぜしめているものといわねばならない。従つて、この際独立税体系の理論に固執することなく徴税事務の簡素化を図るため、課税標準の統一を法定して、その調査を重複せしめないことが必要である。徴税事務の簡素化のためには、従前の附加税制度をとることも考えられるが、現在の国税の納税義務者数及び所得の分布状況からみれば、これは必ずしも適当でないと認められる。

なお、地方制度全般については、さきに設けられた地方制度調査会の答申があつたので、それによる行政制度の改革を前提としつつ国税及び地方税の総合負担の観点から地方税制の改正を行うことを考慮した。

第二 国税に関する事項

一 所得税に関する事項

1 所得税の軽減の必要性について

所得税については、昭和二十五年の税制改正以来漸次その軽減が行われてきているが、次の諸点にかんがみて、これを更に軽減することが必要である。

(イ) 昭和二十八年度においては、所得税の納税義務者数は約一千五十万人、その税収は約二千七百九十億円（いずれも補正予算額）と見込まれているが、これを戦前（昭和九年ないし十一年の平均）の納税義務者数約九十五万人、税収約一億一千万円に比較すると、納税義務者数において約十一倍に、税収において約二千五百四十倍に達している。もつとも税収については、この間に

物価が三百倍なのし四百倍上昇していること及び国民所得(個人分)の金額が貨幣価値の変動を考慮しないで約三百六十倍程度になつてゐることを考慮しなければならぬが、これらを考慮しても約八倍程度の金額となつてゐる。戦前における所得税の免税点は千二百円であつたが、物価を三百倍としても今日においては三十六万円程度に相当する。また、昭和十五年における甲種勤労所得の控除額は七百二十円、甲種事業所得の控除額は五百円であつたが、これは今日の二十一万円ないし十五万円に相当し、このほかに扶養控除を計算に入れると、標準世帯については、右の二十一万円ないし十五万円はいずれも倍額程度となるのである。

これに対して、現在の基礎控除額は六万円に過ぎず、これに扶養控除額、給与所得控除額及び社会保険料控除額を加えていゝゆる非課税限度額を計算しても、標準世帯については、給与所得者において十八万円強、事業所得者において十五万円であるに過ぎない。

(イ) 昭和二十八年における全都市平均一世帯(家族数約五人)当り一カ月の食糧費支出金額は平均一万円となつており、エンゲル係数は五〇%程度であるから、平均生活費は月額二万円、年額では二十四万円とみられる。従つて、現在の所得税は、生活費の部分に喰ひ込んで負担を及ぼし、大衆課税の模相を呈しているといわなければならない。

(ロ) 今日のが国の財政、経済の状況からみて、すべてを戦前なみに考えることは許されぬであらうけれども、右に見られるように、現在の所得税の負担はなお過重であることは明かであつて、ために所得税の適正な課税も著しく困難となつて、従つてに税務官庁と納税者との間に摩擦を生ぜしめており、所得税の滞納額も約四百二十三億円(昭和二十八年八月末現在)に達し、税務行政を益々困難にしているとともに真面目な納税者との間の不均衡を生じていて、納税思想にも由々しい影響を及ぼしている。

右の事情は、次に掲げるように、申告所得税額(事業所得者の納税額)と源泉徴収所得税額(給与所得者の納税額)との間の差異が次第に増大してきていることにもみられるのであつて、これには、給与所得者と事業所得者との間の所得額の変遷、個人事業者の法人への組織替え、税制改正により農業所得税の大巾な減少などに基くところが大きいと考えられるが、一面所得税(及び事業税)の負担がきつめて重いことにより事業所得者の所得の把握が

十分に行われ難いところにもその理由の一半があると認められるのである。

昭和二十五年 二十六年 二十七年 二十八年	申告所得税額 八二八億円 八五八 八〇九 七二三	給与に対する(昭和二十七年までは実績) 源泉所得税額(昭和二十八年は補正予算額)	
		一、二二一億円 一、四五七 一、六三一 一、八〇八	

2

附

給与所得については、源泉課税が行われているのでその把握が徹底しやすく、右のようにその税額が著しく増加しているのであるが、これは、一方において勤労意欲を減殺し、あるいはいゝゆる社用族の跋扈を来さしめてゐるとともに、他方においては賃金闘争を激化して税額を企業に転嫁せしめる結果を生じて、企業における人件費の負担を増大せしめて生産費を引き上げることとなり、企業の合理化を妨げて対外競争力を弱化している点が多いと認められるのであつて、所得税の負担の軽重は、ひとり所得者だけの問題に止まらずひろく国民経済全般の問題として考えられなければならない。

基礎控除及び扶養控除の引上げについて
右に述べたように、現在の所得税は生活費の部分に喰ひ込んで負担を及ぼして大衆課税となつており、低額所得者の負担をきつめて重くしているところに最大の難点があるのであるから、所得税の軽減については、まず非課税限度額(基礎控除額、扶養控除額、給与所得控除額及び社会保険料の控除額の合計額)を引き上げ、低額所得者の負担を軽減するとともに納税人員を減少せしめることが最も緊要である。

しかし、前にも述べたとおり、現在の生活費は標準世帯において年額二十四万円程度とみられるから、納税者のうち大部分を占める給与所得者の場合に標準世帯について年額二十四万円程度までを非課税とするように、基礎控除額及び扶養控除額を引き上げることがどうしても必要である。

右の場合に、基礎控除の引上げまたは扶養控除の引上げのいずれに重点を置くかが問題となるが、現在の負担は、生活状態などからみて、独身者の場合よりは家族持ちの場合により一層負担が重いと認められ、扶養控除額が基礎控除額に比して少額に過ぎると認められるので、基礎控除額を大巾に引き上げることとはこれを避けるのが適當であると認められる。しかし、扶養控除について

改正案による非課税限度額調

1 給与所得者

区分	扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
現行		円 73,443	円 116,280	円 143,759	円 165,239	円 183,599	円 201,959	円 220,319	円 238,679
改正		円 97,920	円 146,879	円 177,479	円 208,079	円 238,679	円 269,278	円 299,878	円 330,478

2 事業所得者

区分	扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
現行		円 60,000	円 95,000	円 115,000	円 135,000	円 150,000	円 165,000	円 180,000	円 195,000
改正		円 80,000	円 120,000	円 145,000	円 170,000	円 195,000	円 220,000	円 245,000	円 270,000

(備考) 1 基礎控除、扶養控除及び給与所得控除は下記によつた。

区分	基礎控除額	扶養控除額	給与所得控除額
現行	60,000円	1人目 35,000円 2.3人目 20,000円 他 15,000円	最高限度 45,000円 15%
改正	80,000円	1人目 40,000円 2人以上 25,000円	最高限度 75,000円 15%

2 社会保険料控除は、給与の金額の33%として計算した。

3

税率の改正について

現行の税率は、課税所得金額二万円以下に対する一五%から始まっているが三十万円をこえると既に四〇%に達し、五十万円をこえると四五%、百万円をこえると五〇%になるのであつて、著しく急激に累進度が高くなつてその負担を加重し、勤労及び貯蓄の意欲を減殺するところが大い。

従つて、税率については、それが急激に累進しているのを緩和することが必要であるが、低額所得の場合には、基礎控除額及び扶養控除額の引上げによつて、課税所得金額(税率は課税所得金額に対して適用される。)が大巾に減少する(例えば、標準世帯の給与所得についてみると、年収入三十万円の場合には、課税所得金額が現行では十二万円程度であるが六万円程度となり、年収入二十五万円の場合には課税所得金額が現行では七万円程度であるのが一万円程度となる。)のでそれだけで負担が著しく軽減されることとなるなどの事情にかんがみて、課税所得金額二万円ないし七万円に対する適用税率はこれを据え置くこととし、三〇%以上の税率を適用される部分の課税所得金額についてその引上げを図ることとしたのである。

4

給与所得控除の控除限度額の引上げについて

給与所得控除については、控除率が戦前は二〇%であり、昭和二十五年の税制改正前は二五%であつたこと及び給与所得者の負担の現況などの諸点から、控除率を二〇%(現行一五%)に引き上げることが要望されている。

しかしながら、もしも控除率を二〇%に引き上げることとする場合には、農業所得ないし中小企業所得についても、所得者の勤労に依存する部分がかかなりあることを理由として、ある程度の勤労控除を認めざるを得なくなる。そうすると、この種の控除が納税者に対して全般的に適用されることとなり、結局この問題は基礎控除の問題と密接に関連してくることとなる。しかして、右の給与所得控除ないし勤労控除は、所得金額に対する一定の比率で定められるわけであるが、基礎控除の引上げは定額で行われるものであるから、前者は後者の場合に比較して、却つて低額所得者にとつて不利とならざるを得ない。

右のような事情から考えて、結局給与所得控除の控除率を引き上げるよりは基礎控除を引き上げるのが適當であると認められるのである。

しかしながら、給与所得控除の控除限度額については、昭和二十五年に三万円であつたのが現在四万五千円になつてゐるが、この間に賃金水準はかなり上

昇しているとともに所得の構成もかなりの変化を示していると思われ、現行制度では給与が年額三十万円の場合に既に控除限度に達しているのを、五十万円でその限度に達するようにすることとし、控除限度額を七万五千円に引き上げることが適当であると認められる。

5 生命保険料の控除限度額の引上げについて

生命保険料の控除は、生命保険が長期にわたる貯蓄であることにかんがみて資本蓄積の促進に資するため設けられているものであり、これをできるだけ引き上げることが望ましいが、所得税及び法人税などを一般的にかなり軽減することによつて資本蓄積の促進が相当期待されるし、また右の控除は所得のうち貯蓄部分を所得から控除するものであることにかんがみるときは、他の諸控除の引き上げとのバランスを考慮しつつこれを引き上げることが妥当であると

認められる。従つて戦前の控除額（二百円）との比較から、これを二十万円程度に引き上げることが要望されているけれども、右の点を考慮して、控除限度額を五割引き上げて一万二千元とすることとしたのである。一万二千元の保険料は、平均にみて三十万円程度の保険金額に対応する保険料であるが、最近の一件当り契約保険金額が平均十七万円程度であることに照らしても、右の金額は低きに失することはないと考へる。

6 改正案における負擔の比較

右に述べてきたような基礎控除などの諸控除の引き上げ及び税率の改正を行つた場合における所得税の負擔を現行負担と比較すると、次のとおりであつて負担が著しく軽減されることが知られるであらう。

1 給与所得者（月給）

改正案による負擔額

区分	給与の金額							
	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	50,000円	100,000円	
独 身 者	現 行 改 正 額 輕減割合(%)	(5.49) 549 (2.30) 230 319 58.1	(9.56) 1,435 (6.95) 1,043 302 27.3	(12.98) 2,597 (10.41) 2,083 514 19.7	(14.98) 3,745 (12.74) 3,187 558 14.8	(17.93) 5,379 (14.75) 4,425 954 17.7	(26.28) 13,142 (20.75) 10,379 2,763 21.0	(35.41) 35,416 (29.77) 29,775 5,641 15.9
	夫	現 行 改 正 額 輕減割合(%)	(0.36) 36 — 36 100.0	(5.20) 781 (2.50) 376 435 51.8	(8.94) 1,781 (6.25) 1,250 539 30.1	(11.47) 2,869 (9.12) 2,281 588 20.4	(14.52) 4,358 (11.41) 3,425 933 21.4	(23.95) 11,975 (18.42) 9,212 2,763 23.0
婦 女 者	現 行 改 正 額 輕減割合(%)	(0.36) 36 — 36 100.0	(5.20) 781 (2.50) 376 435 51.8	(8.94) 1,781 (6.25) 1,250 539 30.1	(11.47) 2,869 (9.12) 2,281 588 20.4	(14.52) 4,358 (11.41) 3,425 933 21.4	(23.95) 11,975 (18.42) 9,212 2,763 23.0	(33.95) 33,957 (28.31) 28,310 5,647 16.6

夫婦及び子一人	現	(2.98)	(6.86)	(9.47)	(12.74)	(22.61)	(33.12)
	改	448	1,372	2,369	3,824	11,308	33,124
	正	(0.21)	(4.00)	(7.04)	(9.33)	(16.96)	(27.47)
	減額	32	800	1,760	2,800	8,483	27,476
夫婦及び子二人	現	416	572	609	1,024	2,825	5,648
	改	92.8	41.6	25.7	26.7	24.9	17.0
	正	(0.98)	(4.90)	(7.64)	(11.08)	(21.28)	(32.30)
	減額	148	981	1,912	3,324	10,641	32,307
夫婦及び子三人	現	—	—	—	—	—	—
	改	—	(1.91)	(4.95)	(7.56)	(15.50)	(26.64)
	正	—	383	1,239	2,270	7,754	26,643
	減額	148	598	673	1,054	2,887	5,664
夫婦及び子四人	現	100.0	60.9	35.1	31.7	27.1	17.5
	改	—	(3.65)	(6.39)	(9.83)	(20.28)	(31.74)
	正	—	731	1,599	2,949	10,141	31,745
	減額	—	(0.18)	(3.16)	(5.83)	(14.05)	(25.81)
夫婦及び子五人	現	—	—	—	—	—	—
	改	—	37	791	1,750	7,025	25,810
	正	—	694	808	1,199	3,116	5,935
	減額	—	94.9	50.5	40.6	30.7	18.6
夫婦及び子六人	現	—	(2.40)	(5.14)	(8.58)	(19.28)	(31.18)
	改	—	481	1,287	2,574	9,641	31,182
	正	—	—	(1.50)	(4.09)	(12.65)	(24.97)
	減額	—	—	375	1,229	6,325	24,916
夫婦及び子七人以上	現	—	—	—	—	—	—
	改	—	—	—	—	—	—
	正	—	—	—	—	—	—
	減額	—	—	—	—	—	—

2 事業所得者（年額）

区分	所得金額		150,000円		200,000円		300,000円		500,000円		1,000,000円		2,000,000円		5,000,000円		10,000,000円	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
漁身者	(12.00) 18,000	(8.60) 13,000	(15.75) 31,500	(12.75) 25,500	(21.05) 63,150	(18.00) 54,000	(28.10) 140,500	(24.00) 120,000	(36.25) 362,500	(31.10) 311,000	(42.97) 859,500	(37.85) 757,000	(52.07) 2,603,500	(46.98) 2,349,000	(58.50) 5,850,500	(53.45) 5,345,000	(58.27) 5,827,750	(53.21) 5,321,000
夫婦者	(6.66) 10,000	(3.33) 5,000	(10.75) 21,500	(7.75) 15,500	(16.85) 50,550	(14.00) 42,000	(25.22) 126,100	(21.20) 106,000	(34.67) 346,750	(29.50) 295,000	(42.10) 842,000	(36.95) 739,000	(51.65) 2,582,500	(46.54) 2,327,000	(58.14) 5,814,750	(53.06) 5,306,000	(58.27) 5,827,750	(53.21) 5,321,000
夫婦及び子一人	(4.00) 6,000	(0.50) 750	(8.37) 16,750	(5.00) 10,000	(14.00) 44,700	(11.50) 34,500	(23.62) 118,100	(19.45) 97,250	(33.77) 337,750	(28.50) 285,000	(41.60) 832,000	(36.38) 727,750	(51.41) 2,570,500	(46.26) 2,313,250	(58.14) 5,814,750	(53.06) 5,306,000	(58.27) 5,827,750	(53.21) 5,321,000
夫婦及び子二人	(1.50) 2,250	—	(6.00) 12,000	(2.50) 5,000	(12.90) 38,700	(9.33) 38,000	(22.02) 110,100	(17.70) 88,500	(32.87) 328,750	(27.50) 275,000	(41.10) 822,000	(35.82) 716,500	(51.17) 2,558,500	(45.99) 2,299,500	(58.01) 5,801,750	(52.91) 5,291,000	(58.27) 5,827,750	(53.21) 5,321,000
	軽減割合 (%)	100.0	58.3	7.000	27.6	19.6	19.6	16.3	12.8	10.1	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8

夫婦及び子三人	現行							
	改正額	(4.5%) 9,000	(11.5%) 34,500	(20.74%) 103,700	(32.2%) 322,000	(43.72%) 814,500	(53.99%) 2,549,500	(57.92%) 5,719,000
夫婦及び子四人	現行							
	改正額	(0.37%) 750	(7.25%) 21,750	(15.95%) 79,750	(26.5%) 265,000	(35.26%) 705,250	(45.71%) 2,285,750	(52.76%) 5,276,000
夫婦及び子四人	軽減割合(%)	91.6	36.9	23.0	17.7	13.4	10.3	8.9
	軽減額	6,000	14,200	25,300	63,250	113,000	268,500	521,250
夫婦及び子四人	軽減割合(%)	100.0	47.8	26.0	19.1	14.0	10.5	9.0
	軽減額	100,000	47,800	26,000	19,100	14,000	10,500	9,000

(備考) 1 社会保険料控除については、給与所得の収入金額の階級別に於て、年収10万円以下3.5%、20万円以下3.0%、40万円以下2.5%、60万円以下2.0%、80万円以下1.7%、100万円以下1.4%、120万円以下1.1%相当額の控除を受けるものとした。

2 カッコ内の数字は、収入金額100円当りの税額である。

7 退職所得の控除額の引き上げについて

退職所得については、現在退職給与の金額から二十万円を控除し、その残額の二分の一に対して、他の所得と総合しないで課税することとされており、退職所得の性質にかんがみておおむね妥当な制度であると認められる。

しかしながら、勤続年数が長く、停年で退職するような場合について考えてみると、老後の生活安定と社会保障の意味から、さらにその負担を軽減することが必要である。そこで、勤続年数が二十五年に達する者の場合には五十万円まで所得税がかからないようにすることを目途として、勤続年数が長くなるに従つて控除額を増やすこととし、負担の軽減合理化を図るのが適当であると認められる。

しかし、今回の改正案による控除額は、勤続年数が十年以下の場合には現行通り二十万円であるが、十五年の場合には三十万円、二十年の場合には四十万円、二十五年以上の場合には五十万円となる。

8 山林所得について

なお、勤続年数の計算については、例えば会社の合併などにより勤務先が変つた場合においても、新会社が旧会社における勤続年数を退職者の勤続年数に算入して退職金を支給するときには、このようにして退職金計算の基礎とされた年数に従つて課税することが適当である。

山林所得については、現在所得金額から十五万円を控除し、その残額に対して、他の所得と総合していわゆる五分五分乗方式によつて課税することとされており、さらに資産再評価の適用があること、再評価税の課税については再評価差額から十五万円の控除が認められていること、また収入金額に対する一定割合の金額を必要経費とすることができるとされていることなどにかんがみるときは、その負担は他の所得に比してかなり軽減されているといふことができる。

山林所得については、植林後山林を伐採するまでの間に通常きわめて長期間

を要し、その利回りも概して低いことなどの事情を考慮しなければならぬが他面において、いわゆる山林経営者として年々ある程度の山林の伐採及び植林を行っている者についてみると、理論上は通常の事業所得と異ならないといわなければならない。すなわち、伐採された立木についてみると、その年に生じた所得は長期間にわたって成長してきた部分の一部分ということになるが、同時に他の立木について同様にその年の成長部分があるから、結局これらの成長部分の総計がその年に生じた所得とみられ、伐採によつて実現された所得に見合うこととなるのである。従つて、このような場合についてみると、現在の五分五厘方式は、理論的には負担を軽減しすぎていることになっている。

しかしながら、森林資源の確保が緊要である事情も無視できないので、この際としては、中小所得者の負担軽減を中心として負担緩和を考慮することが適当であると認められる。

9 配當所得に對する源泉徴収税率の引下げについて

配當所得に對する源泉徴収制度は、課税事務の簡素化を図る見地からみてもやむを得ないものであると認められるのであるが、源泉徴収税率については、利子所得に對する課税率が一〇%とされている点を考慮するとともに、源泉徴収額の還付事務の煩雜を避けることとするため、これを一〇%（現行二〇%）に引き下げることが適当であると認められる。

10 利子所得に對する課税について

利子所得については、最近の改正により臨時措置として、これを他の所得と総合しないで一率に一〇%の税率で課税することとされている。

利子所得については、それが資産所得であることにかんがみて、他の所得と総合しないで課税することは負担の公平を欠くものであり、従来貯蓄奨励等のために行われていた、いわゆる源泉選択税率も五〇%とされていたのであつて、これを一挙に総合課税を廃止して一〇%の低率課税とすることは、貯蓄奨励のためとはいえ余りにも負担の適正を失するものであり、やむを得ない場合においても、その税率は少くとも二〇%程度にすべきではないかということが論ぜられた。しかしながら、貯蓄奨励及び資本蓄積の促進がきわめて急務とされている現在の情勢において、直ちに、現行制度を改めることは困難であると認められるので、臨時措置としてこれを認めざるを得ないと考えられる。

11 農業所得に對する課税について

農業所得に對する課税は、次に掲げるようにここ数年間に著るしく軽減され、昭和二十八年分についてみると、納税義務者数は約七十七万人であり、課税額は約七十六億円（いずれも今回の災害による減収を予想しない当初予算による。）にすぎない状態である。他方事業税も非課税とされており、他の所得者に比較しても、その負担は著るしく軽減されているといわれている。

右のような状況にある原因の一つは、超過供出奨励金等各種の奨励金に對する免税措置がここ二、三年間にわたつて行われているからであつて、この措置による減税額は昭和二十八年度においては約三十億円に達しているとみられている。このような措置は、結局所得の比較的大きな者の負担を軽減することとなるのであつて、他の納税者の不満を招き、税務行政の円滑を阻害するのみならず農村内部における負担の権衡上にも好ましくない影響を及ぼすのおそれ強いとみられる。

このような免税措置は、現下の米価問題あるいは供出問題と関連してやむを得ずとられているものとは考えられるのであるが、これらの問題は別途に合理的な方法で解決することが適當であつて、所得税の問題としては、右のような弊害があることにかんがみ、できるだけ早い機会にこれを廃止することが望ましいと認められる。

12

青色申告制度について

青色申告制度については、この制度の有する意義にかんがみて、できるだけこれを普及奨励することが望ましい。

この制度の普及奨励に資することを旨として、青色申告者に対しては一率に所得金額の一定割合を控除して課税することが要望されている。

しかしながら、青色申告制度は元來所得を正確に計算することを目的とし、これがために理論的にも容認し得るような各種の準備金等を認めて負担の適正に

農民の納税者数(納税者総数)		農民の課税額(課税総額)	
昭和二十四年	三三八万人(一、九一一人)	四五〇億円(二、九九三億円)	
二十五年	一八四〇(一、四二八〇)	一六二〇(一、一六六〇)	
二十六年	一四四〇(一、二五五〇)	一六一〇(一、四一八〇)	
二十七年	一一二〇(一、一七一〇)	一一一〇(一、六八一〇)	
二十八年	七七〇(一、〇七二〇)	七六〇(一、六九八〇)	

資するとともに、税務官庁の推定課税を許さないこととしている制度であつて正確に計算された所得に対して課税することは所得税の根本原則でなければならぬ。従つて、もしも所得が正確に計算されているゆゑをもつてこれに一定の控除を認めることとするならば、将来における所得税の適正な課税に支障を及ぼすおそれがあるので、これを容認することはできない。

しかしながら、いわゆる専従者控除は、親族に対して支払つた給与を事業上の必要経費に算入する制度で合理的なものであり、これを配偶者に対して認めないだけの理論的な根拠に乏しいと認められる。またその控除額は、基礎控除額の引き上げに伴つてこれを引き上げるのが適當であると認められる。

なお、青色申告制度については、もしも徒らにこれに便乗するような風潮が生ずることとなれば、結局この制度が形式的なものに墮して、誠実な青色申告者の育成に大きな障害となるから、課税上の運営に當つては、誠実な青色申告者を伸長せしめるような配慮をもつてこれに當ることが望ましいと認められる。

13 豫定申告制度の改正について

現行の予定申告制度は、申告納税の建前からみて当然の帰結ではあるが、その予定申告額は、税務運営上の便宜を考慮して、原則として前年分の所得金額以下とすることができないこととされており、従つて申告の実情は、前年分の所得金額と同額の申告であるのがほとんどすべてである。しかも予定申告を建前としているがゆゑに、実際にはほとんど無用に終るような手続を要することとなつていて、納税者にとつても、また税務官庁にとつてもかなりの負担となつてゐる。従つて、これを予定納税制度に改め、原則として申告を要しないで前年分の所得金額に基く、本年分の税額を税務官庁が通知して、これにより納税せしめることとするのが実情にも適してゐるし、事務の簡素化のために望ましいと認められる。但し、進んで前年分よりも多くの所得金額を申告する場合、または休業、廃業等により所得が減少した場合等については、現行通り予定申告納税の制度を残しておくことが必要であると認められる。

14 更正決定が遅延した場合の利子税額の軽減について

納税義務者の申告に誤りがありまたは申告がなかつたために税務官庁の更正または決定を受けた場合には、申告期限後更正、決定による税額を納税するまでの期間に対して日歩四銭の割合で利子税額が徴収されることとなつてゐる。利子税額は、納付が遅延することによる一種の利子負担として合理的な制度で

はあるが、申告期限から一年以上経過してから更正、決定が行われた場合においては、必ずしもこれを納税者のみの責任ないし負担とすることは適當でないから、利子税額の一部を軽減することが必要であると認められる。しかしながら、納税者が詐欺その他の不正行為によつて脱税している場合には、このような軽減を行う必要はない。

二 法人税に關する事項

1 法人の負擔軽減の必要性

法人税については、昭和二十七年において、主として朝鮮動乱に伴う法人の好収益の状況等にかんがみて、従来の三五%の税率が四二%に引き上げられたのであるが、これにより、現在法人の税負担は、国税（法人税）及び地方税（事業税及び市町村民税）の各税率を単純に合計すれば五九・二五%となつてゐる。

法人は、企業再建整備等により、一応戦時中の負担を脱却したとはいえ、インフレによる資本の喰ひ潰し等により、経資本のうち自己資本のしめる割合は約三六%に止まり、約六四%を他からの借入資本によつて賄つてゐる（戦前においては、自己資本は約六〇%、借入資本は約四〇%）の状態であつて、これがため借入金に対する利子負担の重圧に苦しんでゐるにかかわらず、他面企業を合理化して国際競争に打ち克つためには、戦時中に陳腐化した設備を早急に取替へることが強く要請されてゐる。しかして、これらの問題を解決するためには、まず資本蓄積を極力促進して自己資本を充実することが必要であるが、現在の税負担では、配当負担が重くなつて増資が妨げられてゐるのみならず、内部の留保を困難にしてゐる。また、経済界の情勢が朝鮮動乱による好収益の状態を脱し、加えて国際競争の激化に伴つて一般に経営困難の度を増してゐるので、これらの事情からも、法人税の税率をもと通り三五%に引き下げるべきであるということが強く要望されてゐる。

右の事情はいずれも相當の理由があると認められ、また経済の自立達成を図るためには、産業活動を促進して生産の増強を図り、コストを切り下げて国際競争に打つ克つことが必要であるから、法人の租税負担を軽減することが望ましい。しかしながら、まず所得税の負担軽減を急務とする現状においては、法人税を大巾に引き下げることは財政事情からみても困難と認められるので、法人の税負担は結局国税及び地方税を通じて考えるのが適當であることにかんが

み、これらを達して差し当り税率で所得に対して五〇程度の軽減を行うことが適当であると考える。

2 特別法人の税率について

農業協同組合等の特別法人については、現行の法人税が法人擬制説的な考え方の下に、究極の納税者は株主等で従つて法人税は所得税の前払であると考えられている点からみれば、特別法人に対する税率も、理論的には普通法人に対する税率と区別すべきではないということにもなるのであるが、特別法人は普通法人とは異なつた特殊の目的を有するものであり、かつ、概して中小業者の協同組織体であつてその負担能力も弱いと認められ、またその税収も全体として少額であること等の実情を考慮し、この際その税率をある程度引き下げることが糧当であると考ええる。しかしながら、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫等の金融機関は、ある程度組合員外の預金を取り扱ひまたは債券発行等によつて外部資金を調達している面もあつて一般の金融機関と相違する面もあると認められるから、その税率を現行の三五％に据置くことが適当であると認められる。

なお、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等に対する租税特別措置法による現在の特別の軽減規定は、特別法人の税率を引き下げる機会において、これを廃止すべきであるが、この際としては、これら農業協同組合等についての特種事情と認められるところの整備の関係を考慮し、その整備が終了するまでの期間に限つての臨時措置であることを明らかにすることし、整備の終了した組合から順次その特例の適用を廃止することとすべきである。

3 中小法人の負擔軽減について

中小法人について税負担の軽減が要望されているが、現行の法人税は所得税の前払であるとされており、しかも、中小法人の株主が必ずしも小株主ないしは中小所得者であるとは限られていないから、法人の負担に差別を設けることは却つて負担の不均衡を生ずるおそれ強く、また中小法人であることの限界をどこに定めるかについての適確な基準も存しないから、法人税率においてこれを考慮することは困難である。しかしながら、中小法人については、その実情等にかんがみて、何等かの負担軽減をはかることが適当であると認められるので、積立金に対する課税方法の改正及び事業税の改正によつて、これを行うことが適当であると認められる。

4 積立金に対する課税の改正について

積立金に対する課税は、現行法人税の建前にかんがみ、個人企業との負担の均衡を考慮して、配当の時期が遅れることによる利子負担分として徴収する趣旨から設けられているものであり、理論的には徹底した制度であるが、現在では、資本蓄積の促進の見地からこれを同族会社に対してのみ課税することとされて既に理論的な徹底を欠いたものとなつてゐる。また現行の累積課税の制度は、負担を漸次累増して資本蓄積に重圧を加えるおそれが強いと認められる。更に、わが国の中小企業はほとんどすべて同族会社に該当しているのので、現行制度は結局中小企業に対する重課になつてゐる点を考慮しなければならぬ。

右の諸点にかんがみるときは、現行制度を改めて内部留保に対する課税をできるだけ軽減することが望ましいが、他面これらの法人については、個人企業との負担の均衡をも考慮しなければならぬので、累積課税を廃止して毎年の留保額にある程度の課税を行うこととするのが適正であると認められる。

5 各種準備金制度等について

(イ) 現在各種の免税または準備金制度が設けられており、重要財産の増産奨励企業合理化、輸出振興、資本蓄積その他の内部留保の促進等に資することとされている。

右の諸制度は、現下の諸情勢からみてそれぞれ理由あるものであるが、現在の法人の負担にかんがみるときは、この際としては、まず一般的に法人の負担を軽減することが必要であつて、特定の事業に対してのみ特典を与えることとなるような特別の措置を講ずることは、業種間ないし法人間の負担の均衡を失ふおそれがあるのみならず、負担状況を不明確にすることとなるので、各種の準備金等の制度の抵減については、余程慎重な考慮を必要とする。

当調査会においても、追加投資引当金制度、減耗控除制度、預金支払準備金制度等の新設または異常危険準備金、貸倒準備金等の積立限度額の引上げ等について論議されたが、結局結論を得るに至らなかつた。しかしながら、これらの問題は、更に検討の要がある。

なお、現行の諸制度による減税額は相当巨額（昭和二十八年度における減税額は五百億円程度）に達しているとみられるが、その反面、果してこれだ

けの減税に相当する効果を更に検討する必要があると考える。従つて、まず現存する諸制度を活用してその効果を十分に發揮することが強く企業経営者に対して要望されなければならないと考える。この点に関連して特に一言すべきは企業における交際費の支出についてである。資本蓄積の促進等のために税法上各種の措置が行われていることにもかんがみ、交際費等の支出については極力これを圧縮して資本蓄積につとめるべきであることは当然であるが、今なおその濫費の傾向がやまないと思われるのは遺憾である。税法上各種の優遇を講ずる反面交際費については税法上の制限を設けるべきであるという議論も出たが、これは技術的にみて実施困難であるとしてもこの際経営者の自粛が強く要望される。

(四) 価額変動準備金制度については、現在、帳簿価額が時価の九〇%相当額(株式以外の有価証券については九五%相当額)をこえる場合にそのこえる金額を積み立てることができることとされており、従つて、価格の上昇時期には積み立て得る余地が少くなり、価格の下落時期に積み立て得る余地が多くなつてゐる。しかしながら、本制度は、むしろ逆に価格の上昇時期に積み立て、下落時期に取崩されて収益の安定に資するようになることが望ましく、ことに現在のように価格が不安定な際においてその必要があると認められるから、このために本制度を改め、取得価額と期末時価のいずれか低い方を基準として積み立て得ることとするのが適当である。ただし、後入先出法によつて評価している資産についてこれを認めると不当に多額の留保を生ぜしめることとなつて適当でなく、また投資目的で保有している有価証券についてもこれを改める必要がないと認められる。

(五) 輸出振興策として、現在商品を輸出した場合にそれから生ずる所得の一部を総所得から控除する制度が設けられ、これにより、輸出品のコスト引下げ及び輸出振興が期待されている。

しかしながら、本制度は、輸出品の製造業者及び輸出商社等に対して、他の企業に比較して大きな免税特権を与えるものであるから、創設後間もない今日においては、まず本制度による実効がどの程度如実に示されるかを十分検討すべきであり、この際みだりにこれを拡張すべきではない。ただブランド輸出の場合については、その重要性にかんがみて、現在輸出代金の三%を控除することとなつてゐるのを五%に引き上げ、また輸出商社に対する控除

限度額が輸出所得の五〇%となつてゐるが、輸出商社の利益率が低いことからみて、これを引き上げることが適当であると考える。ただし、国内業者との負担の権衡等を考慮して輸出所得を基準とする制度は、これを維持しなければならぬ。

6 内部留保または配當に対する負擔軽減の要望について

法人税については、企業の資本蓄積を促進するため内部留保について特に税率を軽減すべきであるという意見が主張されている。他面、増資によつて資金調達を図る場合においては、借入金によつて資金調達を図る場合に比して租税負担の關係で資金コストが高くなつてゐるから、借入金の金利程度の配當は損金に算入すべきであるという主張もなされてゐる。一方は社内留保を優遇し一方は配當を優遇せんとし、一見相反する意見の如く思われるが、要するにこれらの主張は法人税の負擔軽減の要望を表と裏からいつたのに過ぎないのである。従つて、この際としては、右のような特別措置によつて法人税の軽減を図ることは徒らに課税を複雑にするだけであるから、一般的に、法人税の負擔を軽減することによつて両者の主張を満足させることが適当であると考える。

なお、払込による資本金を急遽に充実するために、新規の払込増資の場合においては、増資分に対する配當のうち通常の金利程度の部分を損金に算入することとしてはどうかということが当調査会においても一部から主張された。しかしながらこれに対しては、右の配當について所得税を課税する場合に、いわゆる配當控除を認めるかどうかについて論議があり、更に配當控除そのものについての疑問も生じて来るので、この際としては適当ではないという反対論があつて、結局多数意見となるに至るなかつた。

7 超過利得に対する課税問題について

法人の超過利得に対する課税については、資本構成の是正に資するとともに一般の法人税の税率を大巾に軽減するため、及び労働政策の見地から一部にはこれを創設すべきであるという議論もされたが、朝鮮動乱の影響が消滅して異常な好収益もみられなくなつてゐるときにこれを創設する理由に乏しくかつまた一方においては、資産の両評価が十分に行われていないので超過利得の算定が困難であるのみならず、却つて負担の不均衡を生じ、中小企業に重課するおそれがあるので、この際はこれを創設することは適当でないと考える。

8 資産再評價の問題について

資本の蓄積を促進するためには、資産の再評価が最も有効な手段であることは論を俟たない。従来ややもすれば再評価が徹底しなかつたのは、経営者が再評価の必要性の認識に徹底を欠き、目先の安易な経営を希求したことに最大の原因があるとみられる。目下実施中の第三次再評価に当つては、再評価を強制して再評価税を免除せよということが論ぜられているが、強制再評価の実施が困難であり、また現在の財政事情及び既に再評価を行った者との権衡、更に従来の経緯等を考慮すれば、再評価税を免除することには困難があると考えられる。しかしながらこの機会において完全な再評価を実施することは特に必要であるから、経営者の努力が期待されるときに、合名会社、合資会社及び有限会社についても再評価積立金の資本組入れの途を開くこととすべきである。

三、相続税に関する事項

1 現行の課税制度について

相続税については、昭和二十五年に制度の改正が行われ、従来の遺産課税方式を廃止して取得者課税方式となり、各相続人に対してその相続分について課税することとするともに、いわゆる累積課税方式となり、取得者が相続又は贈与によつて取得した財産について、その者の一生を通じてこれを累積課税することとされたのであつたが、昭和二十八年年度において更に改正が行われ、所得者課税制度は存置しつつ累積課税制度を廃止して相続の都度これを課税することとされたのである。

相続税については、昭和二十五年の改正前のような遺産課税方式とすることにも理由があると認められるのであるが、相続税は結局相続人の負担になる点を考慮すれば、同額の遺産の場合にも、相続人の数が多いか少いかによつて負担に差異を設けるのが負担の公平を保つ所以であると認められる。ただ、取得者課税方式の困難は、遺産の分割が必ずしも早期に確立しないために課税上の混乱を来すおそれがある点にあるとも考えられるが、これについては実行上十分の配慮を加え、よく各相続人の実情に即する課税を行い得るように留意することとし、現行制度はこれを維持するのが適當であると認められる。また累積課税制度は理論的にはすぐれた制度であるが、更に理論を徹底すれば長期間にわたる貨幣価値の変動の調整に対する技術的配慮が加えられるべきであつて、このような方式があまりに理論に走り過ぎて実行上の困難が倍加することとは明らかであるので、徴税技術上の点等からみてこの制度を廃止したことは

やむを得ない措置であつたと認められる。

2 税率の緩和について

現在の負担は、基礎控除が五十万円、税率は、最低二十万円以下に対する一五%から最高一億円超に対する七〇%となつてゐる。基礎控除は、各相続人ごとに適用され、更に配偶者及び未成年者に対しては別に配偶者控除（五割控除）及び未成年者控除（十八歳に達するまでの年数に二十万円を乗じて得た金額の控除）が認められてゐるので、基礎控除額は差し当りこれを引き上げなくともよいと考えられる。

税率については、昭和二十五年の税制改正による最低二十万円以下に対する二五%から最高五十万円超に対する九〇%に比較すれば、その後の改正によつて相当緩和されてきてゐるとはいへ、これを戦前に比較すると、貨幣価値の変動に應ずる調整がなお不十分であると思われる。すなわち、昭和九年における税率をとると、遺産十万円の場合に、家督相続の限界税率は三%ないし六%、遺産相続の限界税率は六・五%ないし九・五%であつた。当時から現在までの財産価格の上昇率は、相続財産の構成状況等からみておおむね百六、七十倍程度と考へても、現在の遺産千五百万円に対する限界税率は、長子単独相続の場合には五〇%、配偶者及び子三人で相続する場合には三五%であつて、相当高率となつてゐる。

現在の相続税は戦前のような遺産課税制度ではなくて取得者課税制度でありまた財産の構成、分布の状態も変化しているから、その税率を戦前の状態のままとすべきであるということもできないが、現在の税率では貨幣価値の下落に應ずる調整がなお不十分であるから、適宜これを緩和することが妥當であると認められる。

3 死亡保険金及び退職金控除の引上げについて

死亡保険金及び退職金については、現在三十万円までの控除が認められてゐるのであるが、これら保険金、退職金の性質をも勘案して負担を緩和することとし、この際控除額をそれぞれ五十万円に引き上げることが妥當であると認められる。

なお、右の生命保険金の控除額は、所得税における生命保険料控除の場合の控除保険料に対応する保険金額（おおむね三十万円）に比較してその金額が大きい、両者の間にはその性質上自ら差異があるから、その間のバランスは必

ずしも考慮する必要はないと考える。

4 相續財産に含まれる立木の評價について

立木については、相續開始当時の時価のうちには、植林後の立木の成長部分の価格が含まれているが、この部分に対しては後に立木を伐採、譲渡した場合に所得税が課税せられるので、二重課税の嫌いがあるが、負担が重くなるのでその間の調整が必要である。その調整の方法としては、相續開始の際に所得税を課税し、これを相續財産の価格から控除することも一つの方法であるが、納税を困難にする等の事情からこの方法によることは適当でなく、結局課せられるべき所得税の負担割合を考慮して、相續財産の評価について一定割合を控除することが最も実際的であると認められる。

四、間接税に關する事項

間接税を増徴する場合においては、まず現行間接税の増徴を図るべきは当然であるが、現行間接税の負担は、全般的に既に相当程度に達しているから、これをすべて一率に増徴することはもちろん適当でない。また、課税物品の需給の状況や納税義務者の経済的地位からみて、税負担の転嫁を困難にするおそれの強い物品については、つとめてその増徴を避けることが望ましい。

従つて、このような事情を考慮しつつ、消費抑制の見地から奢侈品、高級品ないし、し好的物品に対して重課する外、直接税の軽減に伴い、ある程度の収入をあげるため広く一般の負担となる間接税の新設又は増徴を行うことは、この際やむを得ないと認められる。

1 物品税について

物品税については、最近における消費の状況等にかえりみ、高級大型乗用自動車（軸距百二十吋以上）に対する税率を五〇％（現行三〇％）に、電気冷蔵庫に対する税率を四〇％（現行三〇％）に引き上げる等奢侈品ないし、し好品に対する税率を若干増徴するとともに、他の課税物品との負担の均衡を図る趣旨から洗濯用の電気しほり器等高級電気器具を課税物品に追加する等の増徴を行うことは時宜に適したものである。テレビジョン受像機については、育成の見地から従来非課税とされていたのであるが、この際これを新たに課税物品に追加し、蓄音機、映写機等との権衡上三〇％程度の課税を行うことは、やむを得ないと認められる。

次に物品税の現在の最高税率（製造課税五〇％、小売課税分二〇％）は、低

きに過ぎるから、これを引き上げてはどうかとの意見もあったが、これを引き上げるときは、曾てみられたように零細業者の脱税が増加するおそれがあり、また引上げによる収入も僅少であるので、現在程度にとどめておく方が妥当であると認められる。

なお、物品税の納税義務者のうちの零細業者については、最近取引の決済状況が遅れ勝ちであるため、物品税の立替払の負担が増加している面がある。一般的に納期の延長は、納税義務者全般の問題でないだけに適当ではないが、現在の徴収猶予の制度をこれらの零細業者も利用することができるようになるため、担保の種類等について研究する必要があると認められる。

2 酒税について

酒税については、税率を一般的に引き上げてはどうかという議論もあるが、酒類の価格が酒税がきわめて重いために一般物価に比してなお相対的に高いこと従つて酒税を増徴した場合には正規の酒類の消費が減退し密造酒類の横行がさらに甚だしくなるおそれがあること、また酒税率が本年三月に引き下げられたばかりでしかも正規酒類の消費の増加等の好結果が顯著にみられつつあること等の諸事情を考慮するときは、すべての酒類についてその税率を引き上げることとは適当でない。しかし、奢侈的消費の抑制、後述の高級たばこの値上げとの権衡等を考慮するときは、この際高級酒類についてその税率を一割程度引き上げることはやむを得ないと認められる。

3 砂糖消費税について

砂糖消費税については、最近若干の増徴が行われたとはいえ、輸入の増加等に伴つて業務用に供せられる砂糖の数量が増加している状況にあり、しかもその大部分は輸入品である程度の消費節約を行う必要がある点等を考慮して、この際間接税に相当程度の収入を求めるとすれば、現在の砂糖の価格を約一割程度引き上げることを目途としてその増徴を行うことはやむを得ないと認められる。しかし、輸入黒糖及び白下糖は、主として国内産であり、しかも外国産砂糖に圧迫されて増税力が弱いために、この際としては、その税率を据置き置くことが適当であると認められる。

4 揮発油税について

揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万一千円、税抜小売価格に対する税負担は五〇％程度となつてゐるが、イギリスの一三九・五％、フ

ランスの一三八・八%、ドイツの一四八・八%、イタリーの二〇六・二%に比較すれば、必ずしもまだ重いとはいえない。殊に最近における揮発油の価格の状況及び乗用自動車の増加等に件う消費の状況、また最近における自動車による道路の損傷が国及び地方公共団体に相当大きな負担となつてゐること等を考えると、この際揮発油税の税率をある程度引き上げることがはやむを得ないと考えられる。しかし、他面、最近バス、トラック等にかなり使用されるようになつてゐる軽油に対しては課税されてゐないし、また負担の権衡上軽油に課税しようとしても、軽油の大部分が農林、水産方面に使用されており、また自動車用の軽油のみに課税することは技術上困難であること等を考慮するときは、軽油に対する課税は困難であり、従つて負担の権衡からみても、揮発油税の税率を余り引き上げることが適当でないので、これを一割程度の引き上げにとどめ軽油との負担の権衡は、むしろ後述するように自動車税において調整を図つて軽油を使用するバス、トラック等に対する自動車の税率を相当大巾に引き上げることが望ましいと考えられる。

なお、揮発油税については、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」により、その収入は道路に関する国の負担金又は補助金の財源に充てることが、必要とされているが、右の増徴により増加した収入分については、右の法律の適用を除外して、これを地方公共団体の道路財源に充てることとする等所要の措置を講ずることが適当であると認められる。

5 骨ばい税について

骨ばい税の税率は、定額税率である関係もあつて物品税の税負担に比較すると相当低い状況にあるので、これを相当程度引き上げることが適当であると認められる。しかし、税率を引き上げるに際しては、同一種類の骨ばいのうちでもその素材によつて税率を区別し、たとえば、麻雀にあつては、象牙製のものについては六千円（現行千五百円）に、その他のものについては三千円（現行千五百円）に引き上げるとともに、その他の骨ばいに対する税率について四割程度の増徴を行うことが適当であると認められる。

6 印紙税及び登録税について

印紙税（定額税率の分）及び登録税（定額税率の分）については、それらの税率が昭和二十三年に引き上げられて以来いすれも据え置きになつてゐるが、この間における一般物価の上昇を勘案するときは、これを相当程度引き上げる

余地があると認められる。特に印紙税については、最近の経済状況からみても相当担税力があるとみられ、収入も容易に確保されると考えられる。従つて、印紙税については、例えば、委任状にあつては五円（現行二元）受取書にあつては十円（現行二元）、にそれぞれ引き上げる等定額課税の税率を相当増徴することが望ましい。しかし、一方小額の受取書に課税することは適当ではないので、免税点を三倍程度（現行千円を三千円）に引き上げることが適当と考える。また、登録税については、最近の物価状況を勘案して、新規登録の場合の税率を、例えば、医師、弁護士にあつては、六千円（現行三千円）、税理士にあつては四千円（現行二千円）に引き上げる等定額課税の税率を二倍程度に引き上げることが適当であると認められる。

7 なお、間接税の増徴に關連して、通行税の引き上げの意見があつた。

通行税は、現在、汽車等の一、二等の乗客に対してのみ二〇%の税率で課せられており、三等乗客やバスの乗客は非課税となつてゐるのであるが、最近における汽車やバス等の利用の状況等からみると、三等の乗客やバスの乗客に対しても通行税を課税すべきであるという意見であつた。しかし、これに五%程度の税率で課税するとしても、その収入は僅少（約四十億円程度）であつて、この際これを増徴することは妥当ではないという考え方から、やはり現行通り三等の乗客やバスの乗客を非課税とすることが適当であると認められたのである。

8 繊維品に對する消費税について

間接税の増徴については、前述のようにまず現行間接税の増徴を行うことが適当であるが、それだけでは増収額に自ら限界があるので、ある程度の増収を図るためには、どうしても何等かの新税を設けることが不可避である。相当額の収入をあげ得る間接税の新税としては、売上税（取引高税）及び織物に対する課税が討議の対象として採り上げられた。しかし、前者は、税収は相当多く期待されるけれども、最近廃止された税目をこの際復活することは必ずしも適当ではなく、また小売段階又は製造段階等の一段階のみの売上税については課税技術上の問題をなお検討する必要がある、この際としては採用しない方が適当であると認められる。

そこで、結局毛糸、絹糸、麻糸又はこれらを原料とする織物に対してある程度の課税を行い、昭和二十九年において二百億円程度の収入をあげることが

必要であるとの結論に到達した。

しかしながら、その課税方法については、織物消費税の方法によるべきか、これが変形としての原糸課税の方法によるべきかについては、次に述べるような理由によつて結論を得なかつた。すなわち、織物消費税については、原糸課税に比して消費に近い段階で課税するという長所があるが、他面納税義務者が多数(綿織物、スフ織物、人絹織物及び合成繊維織物を除いて、製造場数が約四万余場)で、しかも中小企業が多く、税の転嫁が果して十分になし得るかどうかについて疑問があり、また織物に対する課税を变形したものととして、織物の価格のうち七〇%程度を占めると認められる原糸に対して課税することについては、納税義務者の数は少く(綿糸、スフ糸、人絹糸及び合成繊維を除いて製造場数が約四千余場)そのうちには座繰業者等もあるけれども概して大規模企業であるので、徴税は容易であると認められるけれども、他面消費の段階には織物消費税の場合よりも遠く、負担の不公正となるおそれもあり、また、輸出免税の手続が煩瑣である等の短所も考えられたからである。結局この両者の課税方法のいずれをとるかについては、その長短を十分検討して、政府において決定するのが適當であると認められた。

ただ、繊維品に対して課税する場合においても、綿糸、スフ糸又はこれらを原料とする織物等をもすべて課税対象とし、低率で課税すべきであるという意見もあつたが、この際としては、できるだけ大家の負担を避けるために、これらに対しては課税しないこととするともに、国内産繊維の自給度を高めるために合成繊維又はその製品を課税対象から除外する等の配慮をめぐらすことがより適當であると認められる。

なお、製造者の段階で徴収する織物課税の問題の外に、高級織物について小売段階で物品税として課税する意見もあつたが、高級織物の範囲の決定の困難及び最近における高級呉服類の取引状況等(小売業者の数が多くこと及び店舗のない小売業者の多いこと等)に伴う税務執行上の困難等を考慮するときは、これが採用は適當でないと認められる。

9 たばこ専賣益金について

間接税を増徴する場合においては、實質的に間接税であるたばこ専賣益金について、その増収を考慮することが必要となる。

たばこについては、それが一般物価と密接な関連を有していること及びその

価格を引き上げた場合における消費数量の見透し等の点について十分検討することが必要であり、この意味から、この際、すべてのたばこについてその価格を引き上げることには避けなければならないが、高級品(ピース、光)についてはこれを若干引き上げても物価への影響はないものと認められる。所得税等の直接税の負担を軽減しようとするこの際においては、ピースについては十円、光については五円程度の価格の引き上げを行うことはやむを得ないところであると認められるのである。

五、その他の事項

1 異議申立の處理について

異議申立に対する處理については、現在協議団制度が設けられているが、これを民主的に運営するために民間委員を参加せしめようということが一部に唱えられている。しかしながら、現在の税制は賦課課税ではなくて申告納税制度であり、第三者の介入は建前としても適當でないのみならず、過去の所得調査委員制度の運営の事情等に照らしても、民間委員に対して公正な判断を要求し得ると考えることは困難であり、また委員の適当な選出方法も見出し難いと認められ、結局協議団制度を活用してその改善を図る外はないと考える。

しかし、協議団制度の改善については、人事の刷新強化が根本であると認められるので、これを強力に推進することが必要である。

2 過納税金の還付について

税務行政に対する信頼を保持して納税思想の昂揚を図るためには、過誤納税金の迅速な還付を図る必要がある。

しかし、還付の迅速化を図るためには、還付金の支払に要する金額を十分に予算に計上するか、または還付金の支払については歳出予算に制約されることなく迅速に支払い得る方途を検討する等適當な措置を講ずる必要がある。

第三 地方税に関する事項

一、各税に関する事項

1 事業税に関する事項

(1) 附加価値税は、昭和二十五年において、シャウプ勧告に基き、世界においても全く新しい試みとして設けられたものであるが、結局実施されないまま今日に至っている。

本税は、たしかに理論的に考案された一つの租税形態ではあるが、その負

担は業種によつては、事業税による負担と甚だしく相違すること、事業が損失を生じた場合にも納税義務を負うことは現下の租税負担状況からみて過重となること、更に附加価値の算定が複雑であつて納税義務者の側からみてまた税務行政上からいつても適当でないこと等の諸点にかんがみて、これを実施に移すことは困難であると考えられるので、この際、本税を廃止して、租体系を安定せしめることが適当であると認められる。

(2) 現行の特別所得税については、事業税と區別してこれを別個の税目とする理由を必ずしも否定し得ないが、その区分の理論的根拠よりも税率の差異が重視されて事業税及び特別所得税の性格を不明確にする結果になつてゐるから、名称を事業税に統合することが適当であると認められる。

(3) 現行の事業税（及び特別所得税）にはかなり多くの非課税規定が存し、また同率の負担が適当と認められる業種のうちにも特別の軽減規定が設けられてゐるものもあるが、事業税は元来、各種の事業は、地方公共団体から諸種の便益を受けてゐること及び資本を基として収益が生じてゐること等にかんがみ、応益主義の建前を加味して課税されるものであつて、現在の非課税ないし特定の軽減の範囲を理由づけるべき合理的な基準が明確でない。かくしては、徒らに負担を不公平にするのみならず、次第にその特例範囲が理由なく不明朗に拡張され、ひいては本税の課税の根拠について疑念を持たせる等各種の弊害が生ずるおそれ強いから、右のような特例は、原則としてこれを廃止することが必要である。

(4) 事業税の負担は、他方に固定資産税（殊に償却資産に対する課税）が存することにかんがみるときは、高率に過ぎると認められ、特に個人の小規模業者にあつては、その負担が所得税の負担より過重となつて、所得税の執行にまでも種々の困難を及ぼしてゐる。そこで、まず、個人事業税については、標準世帯についての所得税における基礎控除額及び扶養控除額を合計した非課税限度額以下の者にはこれを課税しない方が負担の面からみても税務行政の面からみても適当であるとの意見もあつたが、かりに個人事業税の基礎控除額を右のような説に基いて十五万円とすると、それだけで相当巨額の減収（約百六十億円程度）を生じ、しかも他の所得者との負担格差にも急激な変更を来すこととなるので、この際としては十万円（昭和二十九年度分について八万円）とし、税率を三分の二程度に引き下げる程度の減税を行うこと

が適当であると認められる。

次に法人事業税については、国税及び地方税を通じてある程度の負担軽減を行うことを目的とするともに中小法人の負担の軽減を図るため、所得金額五十万円以下の金額については八％、五十万円をこえる金額については一〇％に引き下げることを望ましい。この税率区分によつて、法人のうちの六割程度のものは低率の八％の課税となり、中小法人の負担軽減の要望は、相当達成されるものとみられる。

(5) 電気供給業等に対する外形標準課税は、これらの事業については料金統制が行われていて、事業税の負担を転嫁し得ること及びこれらの事業が概して独占的な大規模な事業であつて地方公共団体から受ける便益も大きいこと等にかんがみ、収益の状況の如何にかかわらず常にある程度の負担をせしめることが望ましいという趣旨から設けられたものと考えられ、今日においてもその税率を軽減して存置すべしという意見もある。しかし、これらの事業のうち海運業、小運送業等については、現在料金統制が全くないか、または十分に行われてゐなくてその負担が過重になつており、また電気及びガスについては、別に電気ガス税が存するし、殊に電気料金についてはできるだけその引き上げを避けることが国民経済上望ましいのであり、更にこれらの事業は概して多くの固定資産を有してゐて、固定資産税を多く負担してゐるのみならず、収益の状況も漸次安定して、所得課税による収入もある程度期待されるから、これを他の業種と区分して外形標準課税を行うべき理由は乏しいと認められる。

次に外形標準課税に関連して、相互保険会社については、相互保険の建前から課税所得が生じない場合が多いために、都道府県からの受益に対して何等の負担をしてゐない事情、本答申による生命保険に対する所得税及び相続税課程の優遇措置等にかえりみ、所得計算の方式に特例を設けて何等かの課税を行うことが適当と考えられる。

なお、事業税全般について外形標準主義をできるだけ加味して課税すべしとの議論もあつたが、採用すべき外形標準の選択の困難性等の理由から、この際は採用しないのが適当であると思われる。

(6) 事業税を軽減することによる減税分の全部を道府県税の増収によつて賄うことが道府県の財政状況からみて困難と考えられる場合においては、要すれ

ば、酒税収入の一部を人口に按分して各道府県に配付することにより、減収額の相当部分を国から補てんすることを考慮すべきである。

2 入場税及び遊興飲食税に關する事項

(1) 入場税及び遊興飲食税は、その性質ないし当初の沿革からみるときは、これを地方税とすることにも一応理由があるが、その収入が余りにも地域的に偏在しているので、これを多く有する地方と然らざる地方との間における課税の不均衡が著しく、一般の納税思想にも悪影響を与えている。従つて、これらを国において賦課徴収することによつて課税の均衡、適正を図るとともに、都道府県の国有財産の確保を図りつつ、その収入の偏在を調整するため、人口に応じて収入額の大部分を按分配付することが適当であると認められる。

(2) 入場税及び遊興飲食税の税率は他の間接税に比して高率であるものがあり、また現在の課税範囲のうちにはその実態からみて必ずしも適当でないものが含まれていると認められ、これらの事情が本税の適正な課税を妨げる要因ともなつていふことにかんがみて、これらを国において賦課徴収することとする機会において、現行程度の収入をあげることを旨途としてその税率の引下げ及び課税範囲の合理化を図ることが必要である。

3 自動車税に關する事項

自動車税の税率は、さきに本年度分からある程度引上げられたとはいへ、現在普通自家用乗用自動車については三万円、トラックについては一万四千元、観光用バスについては二万五千元等である。自動車については、一般的にいって他方に揮発油税の負担があることも考慮されなければならないが、前述のように揮発油の価格は漸次下降してわが国の税率が高くないために外国の価格に比較しても決して高くないのであり、また、主として自動車の運行による道路損傷に基く道路改修費が地方公共団体の財源に大きな負担となつていふことにかんがみるときは、自動車税の税率を相当程度引き上げて五割程度の増収を図ることは、やむを得ないものと認められる。但し、税率を一率に引き上げることとは、さきに述べた揮発油税の引上げの問題をも考へてこれを避け、税率区分をさらに細分して、自動車の性状、揮発油税の負担等を考慮し、高級大型乗用車及びガソリンを使用しないバス、トラック等については相当大巾に引上げることが適当である。

4 都道府県民税に關する事項

都道府県は、地方自治体といつても市町村とは異り、国と市町村との間の中間的存在で、将来においては漸次これを簡素化すべきであり、その趣旨からすれば、これにあまり多くの独立財源を与えることは適当でないとする意見もあり、また都道府県民税の賦課徴収に關する技術上の難点も考慮されるが、当面の問題としては、やはりある程度の独立財源を与えて財源の確保と安定に資するのが穩当であると考えられ、また事業税の納税義務者が約二百万人程度（市町村民税の納税義務者は約二千万人）に過ぎない現状にかんがみるときは、広く都道府県民を対象とする租税を設け都道府県民の意思を都道府県の行政に反映せしめる基盤とすることが適当であると認められる。

しかしながら所得に対する課税は、国税及び地方税を通じて過重であり、また、課税上の手続を煩雜にすることは極力これを避けるべきであるから、現行市町村民税の収入の一部を都道府県民税として都道府県の収入とすることにより現在の負担を増加せしめないようにするとともに、賦課徴収方法も簡素化することが適当であると認められる。

5 市町村民税に關する事項

個人に対する市町村民税所得割の課税方法としては、(1)所得税額、(2)所得税の課税総所得金額、(3)総所得金額から基礎控除額を控除した金額、(4)所得税の課税総所得金額から所得税額を控除した金額、(5)総所得金額から基礎控除額及び所得税額を控除した金額をそれぞれ市町村の選択によつて課税標準とする五の方法が認められており、その課税標準の統一簡素化について議論があつたがいずれの方法も現在市町村が採用しているところであり、この程度の自主性を市町村に賦与することは必要でもあると認められるので、この際としては、この統一簡素化は見合わせることにするのが適当であると認められる。

次に市町村民税のうちの法人税割については、前述のように、法人の負担を国、都道府県及び市町村の各段階において軽減することが適当と認められるので、財源偏在の是正の程度等も考慮して、法人税割の負担を二割程度引き下げることとし、現行法人税（四二％）に対する現行の法人税割の税率一二・五％（所得に対しては五・二五％）を、法人税の税率を四〇％とすることに伴つて一〇・五％（所得に対しては四・二％）とすることとしたのである。

6 固定資産税に關する事項

償却資産に対する課税は、シャウブ勧告に基づいて、事業税を廃止して附加価値税を創設することと関連して設けられたもので、他の固定資産税と異なり、一種の外形標準による事業税ともみられるものである。従つて、附加価値税を廃止して事業税を存置する場合においてなお本税を課することは理論的に徹底を欠くおそれがあり、また本税の負担は製品コストの増嵩を招いて国民経済上好ましくないから、これを廃止すべしとの議論が相当強く論ぜられたが、さし当つては、財政事情をも考慮してこれを存置することとし、償却資産の評価を適正にすることによつて将来増収が生じた場合には、税率をできるだけ軽減することとするのが適當であると認められる。

なお、償却資産に対する課税は、現在市町村の収入となつてゐるが、地域的に極めて偏在しているから、本税の性格にもかんがみて、これを他の固定資産税と區別して独立の税目とし、その収入を都道府県と市町村との間に折半するようにすることが必要であると認められる。

さらに固定資産の評価は現在必ずしも適正に行われてゐるとは認められず、各種の不均衡が見受けられるから、その適正均衡を図るとともに、固定資産価格の一応の安定をまつて、できるだけ早い機会において毎年の評価を一定期間（三年または五年程度）ごとの評価に改め課税事務の簡素化を行うべきである。次に新規に電源開発の結果建設された発電所、変電所、並びにこれらに設置された償却資産等については、現在三年間固定資産税の税率が軽減されているが、大規模の開発に伴う資産の増加状況とその存在する市町村の財政需要の増加状況とは必ずしも比例していないし、さらに電源開発の重要性を考へても、右に対する課税は、なお一層軽減することが適當である認められる。また、船舶に対する固定資産税は、現在関係市町村間に適正に配分されていない実情にあるので、その配分方式を合理的に改める必要があると認められる。

なお、固定資産税に関連して不動産取得税の創設の意見もあつたが、不動産に対する負担は、現行においても相当重く、また、不動産取得の登録税の税率は五%であつて本税を新設するときは不動産に対する負担がさらに重くなり、また、固定資産税の税率を引き下げてその代り財源として不動産取得税を設けるときは、税源が富裕臣体に偏在するおそれがある等の難点も見受けられるので、この際としては、これを採用することは適當でないと認められる。

7 電気ガス税に関する事項

電気ガス税は、特殊免税の範囲が広く、結局中小企業に対する重課となつてゐるから廃止すべきではないかという説もあつたが、これが軽減または廃止は市町村の財政に大きな影響を及ぼすので、現状ではこれを廃止することは困難と認められる。しかし、現行の特殊免税の範囲を合理化する必要があると認められる。

8 たばこ消費税に関する事項

現在、地方税の収入は、前述のように地方公共団体の歳入（地方財政平衡交付金を含む。）のうち約三分の一を占めてゐるに止まり、地方公共団体の独立財源を新たに加へることが要望されるが、地方公共団体に對しては、できるだけ安定した、しかも地域的に偏在度の少い財源を与えることが必要である。

しかし、所得または財産に対する課税は、既に地方税においても相当に行われており、しかもその負担は重くてこれを増徴することはできないので結局消費税による外はないと認められる。しかし、この場合においては、たばこの消費が比較的に普遍的であることにかんがみ、たばこ専売資金の一部を地方公共団体の収入とすることとし、たばこ消費税を設けるのが適當であると認められる。

しかし、本税の課税については、たばこの価格を課税標準とすることなくその消費数量を標準として課税することが、収入の偏在度をより少くするために必要であり、またたばこの価格の状況等にかんがみて、本税を実施することによつてそれだけたばこの価格が引き上げられることのないようにすることが適當であると認める。また、本税の徴収方法は、本税の性格にかんがみ、日本専売公社の地方機関を利用することにより極力これを簡素化することが必要である。

二 地方公共團體の財源調整に関する事項

1 地方交付税に関する事項

現行の地方財政平衡交付金制度の下にあつては、各地方公共団体における財源収入額が財政需要額に不足する額を地方財政平衡交付金で補てんするという考えが基本になつており、その総額の予算計上に當つて、例年、地方公共団体側と国との間に紛争が絶えず、また各地方公共団体がその配分を受ける額について年度の当初に相当程度の予測を行い得ないことは、地方財政を著るしく不安定にしていると認められる。

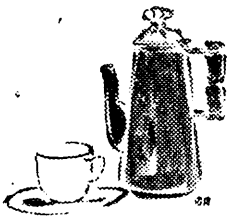
しかも、右の事情にある平衡交付金の総額は、地方公共団体の一般財源においてなお相当の比重を占めているから、一方において地方税収入の拡充を図って地方財政を調整すべき資金の総額をできるだけ減少するとともに、他方その総額を所得税、法人税及び酒税のそれぞれの収入の一定割合に法定して地方財政の安定に資することが必要である。この一定割合は、異常例外の場合を除くほか、これを変更しないこととし各地方公共団体の財政については、現在の如く平衡交付金による最終的調整にまつよりも地方税収入額と国から交付されるべき交付税の金額とを中核として地方自治にふさわしい自主的な管理を期待するのが適当であると認められる。

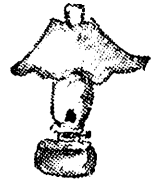
なお、交付税の配分基準は、現行の平衡交付金の配分方式が一般に複雑難解であるので、地方交付税制度創設の目的に照らし、できるだけ簡素なものに安定せしめることが必要であると考え。

2 大都市の税制に関する事項

地方制度調査会の答申によれば、警察制度、教育制度等について一般に道府県が行うべき事務を特に大都市に移管することが予定されているので、この点に関する改正が行われる場合には、その事務のための財源として、道府県税とされるもののうち大都市に係る分は大都市において課税するものとする必要がある。

なお、大都市とその所屬する府県との行政事務の配分、これに伴う財源の調整等については、国民負担軽減の見地から慎重に検討すべきであると認められる。





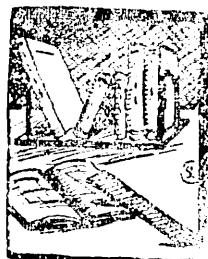
圖書室だより

○新購入図書紹介

圖書名	著者
内 灘	神田 正雄
日 本 文 化	阿部 次郎
軍 法 会 議	宮崎 清隆
新 天 皇 論	神山 茂夫
労働経済四季報 第一集	労働経済研究会
世界歴史事典 18	下中 彌三郎
続偽らぬ日本史	細田 民樹
アジアはかく訴える	平野 義太郎
地方制度の改革	蝦山 政道
スト規制法と労働基本権	栗山 良夫
新独占禁止法の解説	出雲井 正雄
明解古語辞典	三省堂編集所
新体暫式全書 商事編	東京法務局日本橋出張所
同 各種組合登記簿	加々見 伴次郎
憲 法 改 正	鈴木 安蔵
ソヴェトの国家社会保険	尾形 昭二
司法権の優位	高柳 賢三
天 皇	里見 岸雄
体係 金融辞典	高垣 寅次郎
ダイヤモンド会計実務講座 人事篇	ダイヤモンド社
世界大思想全集 22	新関 良三
同 18	堀 秀彦

○各官公庁その他よりの受贈図書

圖書名	受贈先
公務員給与読本	人事行政学会
現代地方財政の理論	藤田 武夫
北海道年鑑 昭和二十九年版	北海道新聞社
西ドイツに学ぶもの	山下 勝治
訴訟及び仲裁の法理	田中 淳一
国税徴収法精解	杉山 宗六
世界の歴史 第一巻 歴史のふけぼ	毎日新聞社
同 第二巻 西洋	同
同 第三巻 東洋	同
同 第四巻 日本	同
同 第五巻 現代	同
同 別冊 年表	同
昭和文学全集 第六巻	小林 多喜二
同 第二十四巻	久保 栄
公共企業体論	占部 都美
昭和二十七年北海道貿易概況	北海道商工部商務課
北海道立工業試験場報告一三〇号	北海道立工業試験場
昭和二十五年国勢調査報告 (北海道編)	総理府統計局
参議院要覧 (丙)	参議院事務局
遊興飲食税を語る座談会	庶務部資料課
保健所白書	道税務協会
北海道労働組合組織系統図	道衛生部
北海道労働経済 三二号	道労働部労働課
北海道労働経済 四六号	道総務部税務課
教育月報 十月号	道立労働科学研究所
北海道自治 十一月号	道教育委員会
	道自治協会



北海 警 友 十一月号	札幌警察管区本部
調 査 月 報 十月号	北海警友編集部
神奈川県議会月報 九月号	神奈川県議会議務局
栃木県議会月報 十月号	栃木県議会議務局
群馬県議会月報 同	群馬県議会議務局
東京都議会月報 八・九合併号	東京都議会議務局
福井県議会月報 十九号	福井県議会議務局
奈良県議会月報 十四号	奈良県議会議務局
山口県議会月報 八・九合併号	山口県議会議務局
大阪府会 十・十一合併号	大阪府会事務局
岡山県議会月報 三号	岡山県議会議務局
山形県議会月報	山形県議会議務局

第2次補正豫算閣議決定

政府は11月21日の臨時閣議で、第2次補正予算案を30,568,206千円と決定した。第2次補正予算案の特色は

①供出奨励金400円（一般会計負担分）を認めたこと。

②義務教育費国庫負担として5大富裕都府県への支出を当初の11月以降打ち切りを12月打ち切りに変更したこと。

③国家、地方公務員の給与改訂として来年1月から給与ベースを15,400円に増額した点などである。

第1次補正豫算に伴う地方財政計画

財 源		
1	租 税 収 入	13,362,000
2	専 賣 金	7,000,000
3	雑 収 入 の 増 加	6,979,710
計		27,341,710
4	歳 出 の 節 約 不 要	3,226,496
合 計		30,568,206

自治庁では第1次補正予算に上もない災害関係費の増額及び地方債128億円の増額などの変動を生じたので、次のように地方財政計画の修正をした。

- ①まず増額所要額は別表1のように186億円であり。
- ②増加所要額186億円の補填財源は2のように政府資金の増、公募債の新規増などを振当てる計画である。
- ③次に増額された地方債計画は3のとおりである。

1 昭和28年度災害関係地方財政計画 (単位百万円)

事 項	財源所要額	国 費	差引財源不足額
1. 公 共 事 業 費 の 増 加	24,260	20,748	3,512
(1) 一 般 事 業 費	2,642	1,847	795
(2) 災 害 復 旧 費	17,553	16,179	1,374
(4) 公 共 事 業 費	15,101	14,566	535
(a) 文 教 厚 生 施 設 復 旧 費	2,452	1,613	839
(3) 冷 害 復 旧 費	4,065	2,722	1,343
(4) 公 共 事 業 費	3,521	2,422	1,099
(a) 災 害 対 策 事 業 費	544	300	244
2. 單 獨 事 業 費 の 増 加	11,800	—	11,800
3. 災 害 に 伴 う 地 方 税 の 減 免 減 収 額	3,500	—	3,500

第2次補正豫算案 (政府案) (単位千円)

歳出追加額	
1 食 管 會 計 繰 入	5,640,000
2 義務教育費国庫負担金	2,425,000
3 租 税 拂 い も ど し 金	3,000,000
4 期 末 及 勤 勉 手 當 増 額	8,624,203
一般会計職員分 (臨時保安庁)	
補助職員分	2,937,638
他会計へ繰入	177,846
小 計	198,729
義務教育費国庫負担金	
地方財政平衡交付金	3,314,203
計	1,710,000
給 與 改 訂	3,600,000
一般会計 (臨時保安庁)	
地方 分	8,624,203
計	2,996,443
5 雑 件	5,264,000
郵便貯金赤字補てん	2,588,560
漁船等自保船特別会計繰入	814,737
町村合併、その他	184,000
合 計	700,000
30,568,206	869,823

4. 災害関係短期融資金子額	402	—	402
5. その他災害対策費	8,007	6,429	1,578
6. 公共事業費の縮減計	47,969	27,177	20,792
計	△ 5,753	△ 3,561	△ 2,192
計	42,216	23,616	18,600

備考 括弧内の交付公債の減の算定基礎は下記の通りである。

災害に伴う直轄事業分相金の増 174億7千万円

公共事業費の縮減に伴う直轄事業分相金の減 △ 526

差引 減 △ 352

既定財政収支算入分 112

再差引 減 △ 464

地方債の道府県別割当決る

自治庁では11月22日本年度地方債のうち、一般補助事業分300億円（うち道府県分220億円、市町村分80億円、過年度災害補助復旧事業分101億円（道府県分60億円、市町村分41億円）六・三制整備事業分25億円の割当を行った。道府県別割当次のとおり。

（単位：100万円）

道府県	一般補助事業			過年度補助災害復旧事業		六・三制整備事業
	府	市町村	内公算	府	市町村	
北海道	1,620	300	515	85	160	152
青森県	360	120	100	53	34	48
岩手県	360	130	95	123	44	39
宮城県	660	300	190	91	68	51
秋田県	360	120	115	168	40	29
山形県	540	130	80	72	17	25
福島県	650	250	130	98	41	24
茨城県	470	200	85	79	31	27
栃木県	340	150	55	43	13	13
群馬県	470	200	60	114	25	13
埼玉県	390	200	90	49	3	38
千葉県	440	200	100	116	13	37
東京都	—	—	40	—	13	17
神奈川県	520	250	70	187	29	17
新潟県	780	300	130	288	31	95
富山県	400	100	90	139	91	31
石川県	290	80	65	79	30	23
福井県	—	—	—	—	—	16

区分	昭和28年度 当初計画額	昭和28年度 決算額	修正後 地方財政計画
1. 一般府会計	720	108	828
2. 企業府会計	135	20	155
3. 交付金債	98	(△ 5)	98
4. 計	953	138 (123)	(93) 1,081 (1,076)
5. 企業府会計	165	—	165
6. 交付金債	70	—	70
7. 計	235	—	235
8. 総府会計	885	108	993
9. 交付金債	205	20	225
10. 計	98	(△ 5)	98
11. 総府会計	1,188	128 (123)	(93) 1,316 (1,311)

2 同上不足財源補填方法

1. 地方費単独施行既定臨時事業費の振替その他の節減 5,800
2. 政府資金の増 8,300
3. 規定公債債の振替分 2,500
4. 公債債の新規増 2,000

18,600

た。それによると

①予想収穫高は、5,347万余石で

②10月5日現在の予想収穫高(5,441万石)に比べ、さらに94万石の減収であり

③昨年の実収高(6,615万石)に比べ、実に1,268万石の減収である。

④なお、本道は206万石で、前回(200万石)を上回っている。

10月15日現在産米收穫豫想

都道府県別	作付面積(町歩)	豫想收穫高(丁)
全 国	3,039,572	53,473,710
北海道	148,615	2,063,600
青森県	70,860	1,223,700
岩手県	64,733	1,036,900
宮城県	134,953	1,857,800
秋田県	104,760	2,141,700
山形県	97,920	2,164,000
福島県	99,720	1,418,400
茨城県	116,090	1,642,200
栃木県	88,490	1,152,100
群馬県	51,330	785,700
埼玉県	85,170	1,257,100
千葉県	109,510	1,691,000
東京都	14,400	187,200
新潟県	27,020	395,600
富山県	177,230	3,645,800
石川県	73,015	1,166,400
福井県	53,957	958,470
山梨県	46,393	776,030
長野県	18,240	307,200
岐阜県	71,020	1,198,600
静岡県	63,180	1,051,300
愛知県	60,070	814,900
三重県	87,000	1,386,400
滋賀県	60,490	1,066,600
京都府	60,810	1,180,800
大阪府	36,915	621,970
兵庫県	30,650	598,480
奈良県	88,575	1,828,710

10月15日現在産米收穫豫想

福山	380	100	70	10	107	20	24
山形	330	90	70	10	70	16	15
秋田	570	230	120	30	169	141	36
岩手	400	203	140	30	128	44	22
宮城	510	260	175	40	189	85	92
山形	640	360	175	40	240	148	127
秋田	550	150	115	5	222	34	21
宮城	240	70	45	5	91	16	8
山形	290	100	75	10	123	30	13
山形	—	—	170	50	—	173	182
山形	830	453	415	100	216	74	182
山形	260	70	55	5	74	24	6
山形	450	100	110	15	203	185	19
山形	310	70	95	10	77	102	20
山形	300	70	75	10	142	222	12
山形	720	252	140	35	139	64	22
山形	560	270	360	80	323	356	115
山形	810	300	225	55	301	473	85
山形	600	180	105	22	135	146	22
山形	320	120	130	20	60	44	50
山形	420	110	100	30	194	116	23
山形	350	100	105	10	165	58	29
山形	810	450	395	100	206	142	90
山形	390	100	60	10	53	33	24
山形	380	160	180	30	34	79	48
山形	430	150	120	15	98	79	24
山形	330	130	100	10	115	82	45
山形	580	150	115	10	95	131	6
山形	420	150	160	25	206	147	42
山形	60	30	—	—	30	—	—
山形	—	—	160	100	—	—	44
山形	—	—	360	200	—	7	91
山形	—	—	130	70	—	22	—
山形	—	—	600	350	—	104	126
山形	—	—	160	80	—	23	160
山形	22,000	8,000	8,000	2,000	5,000	4,100	2,500

農林省は11月6日、10月15日現在本年産米の全国予想収穫高を発表し

歌	長山根取山島	27,760	559,580
	山島	25,070	443,530
	山島	31,930	663,300
	山島	49,242	926,480
	山島	80,470	1,685,800
	山島	69,390	1,337,700
	山島	64,640	1,144,760
	山島	28,810	535,300
	山島	35,530	757,392
	山島	40,400	816,300
	山島	36,140	528,800
	山島	91,250	1,851,520
	山島	52,330	1,174,200
	山島	31,170	590,000
	山島	78,870	1,566,100
	山島	51,960	993,000
	山島	53,530	943,800
	山島	73,050	1,274,500

28年度供米割当の大勢決る

28年度米の供出割当は11月13日福岡県を決定した。その詳細はつぎのとおり。

昭和28年度供出割当表

	28年		27年		比率 (27年を100)
	義務供出量	供出確保量	義務供出量	供出確保量	
北海	700,000	850,000	1,520,000	1,670,000	46
道	210,000	230,000	545,000	570,000	39
森	225,000	250,000	465,000	535,000	40
手	580,000	660,000	1,149,800	1,209,800	47
城	890,000	1,005,000	1,137,000	1,240,000	55
田	975,000	1,100,000	1,203,000	1,285,000	81
形	268,000	298,000	850,000	900,000	86
鳥	289,000	339,000	820,000	880,000	33
城	250,000	295,000	750,000	800,000	39
木	88,000	105,000	230,000	260,000	33
馬					38
馬					40

埼玉	220,000	249,000	510,000	550,000	43
千葉	400,000	450,000	905,000	961,000	44
東京	8,500	10,000	20,000	21,000	43
神奈川	37,000	42,000	80,000	90,000	46
新潟	1,550,000	1,800,000	1,840,000	2,100,000	84
富山	420,000	510,000	499,000	810,000	60
石川	301,000	362,000	275,000	295,000	109
山梨	193,000	234,000	338,500	388,000	57
長野	117,000	150,000	65,000	80,000	29
岐阜	193,000	203,000	350,000	400,000	26
愛知	280,000	85,000	540,000	320,000	55
三重	255,000	298,000	470,000	600,000	25
滋賀	375,000	405,000	626,000	560,000	52
京都	95,000	105,000	200,000	225,000	51
大阪	90,000	100,000	170,000	180,000	47
奈良	487,000	477,000	580,000	700,000	53
和歌山	123,000	129,000	160,000	180,000	84
徳島	60,000	62,000	89,000	105,000	77
香川	195,000	235,000	238,000	280,000	67
岡山	230,000	280,000	267,000	300,000	82
広島	530,000	610,000	644,700	720,000	84
山口	355,000	376,000	445,000	495,000	86
鳥取	320,000	370,000	410,000	485,000	80
島根	107,200	134,000	117,000	133,000	73
大分	180,000	230,000	216,400	260,000	92
熊本	129,000	170,000	160,000	200,000	88
宮崎	88,500	89,000	125,000	150,000	81
鹿児島	450,000	570,000	538,000	578,000	71
沖縄	477,000	596,000	670,000	810,000	89
計	215,000	260,000	360,000	410,000	74
見	220,000	275,000	260,000	300,000	58
合	13,556,100	15,740,500	22,909,900	25,471,800	83

町村数変遷調

町村数は明治20年に7万余あったものが、同22年の町村制施行によって

1万3千余に減少、その後若干の増加はあつたが、明治27年の1万4千余を峠として、逐次減少、昭和26年にはついに1万台を割り、本年9月1日現在では9,622町村に減少した。

町村村数調査 (28.9.1まで)

	町 村 数	増 減 数 (△は減)	明 治 43年	町 村 数	増 減 数 (△は減)
明 治 20年	70,641	△ 206	44	12,327	△ 8
21	70,435	△ 57,088	大 正 14年	12,319	△ 8
22	13,347	1,685		12,313	△ 6
23	15,032	△ 291		12,279	△ 34
24	14,741	△ 21		12,267	△ 12
25	14,762	23		12,216	△ 51
26	14,785	3		12,218	△ 2
27	14,788	23		12,199	△ 19
28	14,765	18		12,172	△ 27
29	14,783	49		12,156	△ 16
30	14,734	8		12,148	△ 8
31	14,726	24	昭 和 1年	12,099	△ 49
32	14,702	162		12,096	△ 3
33	14,540	903		12,009	△ 87
34	13,637	150		11,961	△ 48
35	13,487	73		11,906	△ 55
36	13,472	1		11,878	△ 28
37	13,399	542		11,876	△ 2
38	12,856	132		11,835	△ 71
39	12,724	337		11,752	△ 53
40	12,387	58		11,682	△ 70
41				11,694	△ 12
42					

昭 和 7年	11,662	△ 32	18	10,493	△ 131
8	11,532	△ 160	19	10,445	△ 48
9	11,471	△ 31	20	10,331	△ 114
10	11,423	△ 48	21	10,324	△ 7
11	11,382	△ 41	22	10,291	△ 33
12	11,275	△ 107	23	10,257	△ 34
13	11,235	△ 40	24	10,232	△ 25
14	11,182	△ 53	25	10,166	△ 66
15	11,076	△ 106	26	9,857	△ 309
16	10,809	△ 267	27	9,774	△ 83
17	10,624	△ 185	28	9,622	△ 152

都道府県別、人口段階別、町村数調査

この調査によると、人口8千未満の小規模町村が90%以上の県は、島根県の98%を筆頭に28県に及んでおり、全国平均は85.8%となっている。

都道府県別、人口段階別、町村数調査 (28.9.1.現在)

都道府県	八千未満	八千以上	計	八千未満 町村(%)	町 計	村 計
北海道	115	147	262	43.9	100	162
青 森	129	31	160	83.6	33	127
岩 手	197	19	216	91.2	33	183
宮 城	141	41	182	77.5	49	133
秋 田	202	18	220	91.8	50	170
山 形	196	21	217	90.3	30	187
福 島	339	35	374	90.6	65	309
茨 城	332	30	362	91.7	54	308
栃 木	118	47	165	71.5	36	129

福 佐 長 熊 大 宮 鹿 合	183	67	250	73.2	67	183
岡 賀 崎 本 分 崎 島 計	92	28	120	76.7	27	93
	110	45	155	71.0	48	107
	289	26	315	91.7	41	274
	171	17	188	91.0	40	148
	32	41	73	43.8	26	47
	38	79	117	32.5	50	67
	8,245	1,377	9,622	85.8	1,958	7,664



馬 王 葉 京 川 瀧 山 川 井 梨 野 早 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知	147	44	191	77.0	40	151
	284	31	315	90.2	50	265
	242	32	274	88.3	76	198
	52	27	79	65.8	17	62
	89	19	108	82.4	35	73
	325	52	377	86.2	51	326
	149	16	165	90.3	28	137
	170	7	177	96.0	36	141
	140	6	146	95.9	18	128
	183	7	190	96.3	19	171
	342	30	372	91.9	34	338
	261	19	280	93.2	54	226
	218	51	269	81.0	52	217
	123	81	204	60.3	82	122
	258	9	267	96.6	36	231
	149	8	157	94.9	24	133
	128	15	144	89.6	25	119
	100	32	132	75.8	43	89
	280	28	308	90.9	58	250
	121	15	136	89.0	31	105
	190	6	196	96.9	31	165
	127	6	133	95.5	28	105
	194	4	198	98.0	34	164
	246	22	268	91.8	67	201
	292	31	323	90.4	66	257
	142	18	160	88.8	31	129
	107	18	125	85.6	42	83
	141	14	155	91.0	21	134
	207	21	228	90.8	40	188
	153	16	169	90.5	40	129

歌

群
崎
千
東
神
新
富
石
福
山
長
岐
野
愛
三
滋
京
大
兵
祭
和
島
島
岡
広
山
徳
香
愛
高

昭和28年度北海道費歳入歳出予算現計表

歳入 (28.12.5 現在)

款 項 別	前年度の 累計額	第一臨時会 追加額	現計予算額	総額に 対する 割合%
1 道 普 通 税	6,301,571,300	—	6,301,571,300	17.67
旧法による税	6,253,189,100	—	6,253,189,100	
43,382,200	—	—	43,382,200	
3 公營企業及び財産収入	149,453,700	8,000,000	157,453,700	0.44
公営企業収入	52,200,000	8,000,000	60,200,000	
財産収入	20,000,500	—	20,000,500	
財産売却代金	77,229,200	—	77,229,200	
4 分擔金及び負擔金	348,165,100	49,302,000	397,467,100	1.11
負擔金	348,165,100	49,302,000	397,467,100	
5 使用料及び手数料	886,977,500	—	886,977,500	2.49
使用料	654,740,600	—	654,740,600	
手数料	232,236,900	—	232,236,900	
7 寄附金	199,052,100	23,940,000	222,992,100	0.63
附入金	199,052,100	23,940,000	222,992,100	
8 繰入金	87,008,400	—	87,008,400	0.24
特別会計繰入金	38,008,400	—	38,008,400	
財産繰入金	49,000,000	—	49,000,000	
9 繰越金	481,016,600	—	481,016,600	1.35
前年度繰越金	481,016,600	—	481,016,600	
10 雑収入	2,090,726,200	914,700	2,091,650,900	5.87
弁償金及び報償金	2,632,000	—	2,632,000	
物品売却代金	502,344,100	—	502,344,100	
診療所収入	41,245,200	—	41,245,200	
保健所収入	66,271,000	—	66,271,000	
格差所収入	123,930,000	—	123,930,000	

保健所収入	46,055,500	—	46,055,500	
公報収入	8,820,000	—	8,820,000	
土地区画整理収入	17,000,000	—	17,000,000	
金庫運用金利息	50,100,000	—	50,100,000	
貸付金収入	9,863,200	—	9,863,200	
性済診療施設収入	27,555,400	—	27,555,400	
精神病院収入	587,400	—	587,400	
精神病院収入	13,930,200	—	13,930,200	
職員会館収入	735,400	—	735,400	
保健所建築委託収入	11,000,000	—	11,000,000	
雑収入	206,381,800	914,700	207,296,500	
消費生活協同組合設備金借入金収入	3,000,000	—	3,000,000	
学校建築委託代収入	40,500,000	—	40,500,000	
11 道 道 債 債 償 債 償	3,714,000,000	327,000,000	4,041,000,000	11.35
道債償還	3,714,000,000	327,000,000	4,041,000,000	
純道債償還	14,257,966,900	409,156,700	14,667,123,600	41.15
2 地方財政平衡交付金	5,958,670,500	72,000,000	6,030,670,500	16.92
地方財政平衡交付金	5,958,670,500	72,000,000	6,030,670,500	
6 國庫支出金	13,816,373,300	1,142,345,300	14,958,724,600	41.95
國庫負担金	4,870,898,500	—	4,870,898,500	
國庫補助金	7,897,294,900	966,470,300	8,863,765,200	
委託金	1,048,185,900	175,875,000	1,224,060,900	
純國庫負担金	19,775,049,800	1,214,345,300	20,989,395,100	58.87
歳入	34,033,016,700	1,623,502,000	35,656,518,700	100.00

款 項 別	前年度の 累計額	第二臨時会 追加額	現計予算額	総額に 対する 割合%
1 議 會 費	131,361,400	—	131,361,400	0.37
道 議 会 費	131,361,400	—	131,361,400	—
2 道 職 員 費	3,023,927,900	—	3,023,927,900	8.48
道 職 員 費	2,783,517,600	—	2,783,517,600	—
諸 職 員 福利厚生諸費	167,506,500	—	167,506,500	—
職 員 福利厚生諸費	55,319,300	—	55,319,300	—
人 事 委 員 会 費	17,584,500	—	17,584,500	—
警 察 消 防 費	63,119,100	—	63,119,100	0.13
公 安 委 員 会 費	43,020,100	—	43,020,100	—
消 防 学 校 費	15,604,800	—	15,604,800	—
消 防 振 興 費	4,404,200	—	4,404,200	—
4 土 道 路 橋 梁 費	3,600,601,700	80,850,000	3,681,451,700	10.32
土 道 路 橋 梁 費	1,433,669,500	—	1,433,669,500	—
河 川 費	1,020,921,700	—	1,020,921,700	—
港 灣 費	47,901,700	—	47,901,700	—
都 市 計 画 費	52,839,800	—	52,839,800	—
東 京 圏 都 市 区 画 整 理 事業補助費	15,000,000	—	15,000,000	—
出 納 費	—	—	—	—
西 郊 地 区 土 地 区 画 整 理事業費	10,000,000	—	10,000,000	—
職 災 復 興 費	4,800,000	—	4,800,000	—
土 木 事 業 諸 費	520,453,000	—	520,453,000	—
災 害 土 木 費	495,010,000	80,850,000	575,860,000	—
5 教 育 費	10,697,120,900	—	10,697,120,900	30.00
教 育 委 員 会 費	183,961,400	—	183,961,400	—
小 学 校 費	4,556,977,700	—	4,556,977,700	—
中 学 校 費	2,684,141,300	—	2,684,141,300	—
高 等 学 校 費	1,882,202,300	—	1,882,202,300	—

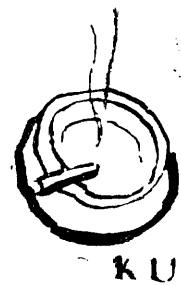
定 時 制 高 等 学 校 費	575,585,700	575,585,700	—
育 児 学 校 費	144,956,300	144,956,300	—
通 信 教 育 費	5,276,500	5,276,500	—
教 育 諸 費	473,733,400	473,733,400	—
社 会 教 育 費	31,309,500	31,309,500	—
保 健 体 育 費	142,702,000	142,702,000	—
教 育 財 産 費	16,274,800	16,274,800	—
6 社 会 及 び 勞 働 施 設 費	3,236,807,500	3,236,807,500	9.08
生 活 保 護 費	1,306,147,200	1,306,147,200	—
民 生 福 祉 費	257,082,400	257,082,400	—
災 害 救 助 費	14,793,200	14,793,200	—
非 常 災 害 救 援 費	1,174,500	1,174,500	—
引 揚 援 護 対 策 費	175,565,000	175,565,000	—
児 童 福 祉 費	220,308,300	220,308,300	—
婦 人 福 祉 費	20,956,600	20,956,600	—
世 話 諸 費	15,658,700	15,658,700	—
国 民 健 康 保 險 費	319,193,800	319,193,800	—
職 傷 病 者 援 護 費	14,221,800	14,221,800	—
住 宅 諸 費	399,641,100	399,641,100	—
勞 働 対 策 諸 費	69,887,800	69,887,800	—
災 害 救 援 諸 費	272,630,500	272,630,500	—
職 業 補 導 費	100,945,600	100,945,600	—
地 方 勞 働 委 員 会 費	30,079,400	30,079,400	—
公 園 費	18,525,600	18,525,600	—
7 保 健 衛 生 費	1,056,333,100	1,056,333,100	2.93
保 健 所 費	106,537,000	106,537,000	—
伝 染 病 予 防 諸 費	139,047,500	139,047,500	—
性 病 予 防 諸 費	63,180,700	63,180,700	—
結 核 予 防 諸 費	463,202,400	463,202,400	—
環 境 衛 生 諸 費	77,196,000	77,196,000	—

款 項 別	前年度の 計 額	第二臨時会 追加 額	現計予算額	総額に 対する 割合%
公衆衛生普及指導費	8,127,500	—	8,127,500	—
優良生保護諸費	64,975,500	—	64,975,500	—
保健指導諸費	14,760,600	—	14,760,600	—
衛生調査諸費	4,093,200	—	4,093,200	—
衛生科学研究費	18,054,100	—	18,054,100	—
保健対策費	47,450,200	—	47,450,200	—
医務諸費	21,119,100	—	21,119,100	—
医務諸費	38,589,300	—	38,589,300	—
8 産業經濟費	9,154,565,600	—	9,154,565,600	95.67
農 業	583,175,700	—	583,175,700	—
蚕業取締所費	749,200	—	749,200	—
農業講習所費	10,576,500	—	10,576,500	—
協同農業普及費	56,819,900	—	56,819,900	—
農村経済科学研究費	4,435,300	—	4,435,300	—
農業試験場費	123,385,700	—	123,385,700	—
種畜場費	36,248,400	—	36,248,400	—
種畜場復旧費	40,920,700	—	40,920,700	—
種羊場費	21,523,000	—	21,523,000	—
畜産業費	281,604,200	—	281,604,200	—
農業協同組合諸費	346,423,900	—	346,423,900	—
林 業	1,300,909,500	—	1,300,909,500	—
林業指導諸費	116,320,600	—	116,320,600	—
水産試験場費	1,097,274,400	—	1,097,274,400	—
水産試験場費	58,036,900	—	58,036,900	—
水産孵化場費	38,593,800	—	38,593,800	—
水産練習所費	6,558,100	—	6,558,100	—
商工業試験場費	764,371,100	—	764,371,100	—
工業試験場費	73,731,900	—	73,731,900	—

度血術器檢定諸費	8,263,200	—	8,263,200	—
觀光事業費	36,123,500	—	36,123,500	—
農業委員会費	123,701,500	—	123,701,500	—
農地事業費	100,677,400	—	100,677,400	—
開拓事業費	1,987,739,400	—	1,987,739,400	—
排地事業費	1,914,144,800	—	1,914,144,800	—
電力開発調査費	21,335,000	—	21,335,000	—
電源開発促進費	922,000	—	922,000	—
9 財 産	223,565,700	—	223,565,700	0.63
財産管理費	3,818,600	—	3,818,600	—
職員住居施設費	87,979,500	—	87,979,500	—
庁舎管理費	128,865,900	—	128,865,900	—
管 轄 諸 費	2,901,700	—	2,901,700	—
10 統 計 調 査 費	36,266,200	—	36,266,200	0.10
統計調査費	36,266,200	—	36,266,200	—
11 選 挙 費	148,699,900	—	148,699,900	0.42
選挙管理委員会費	12,640,100	—	12,640,100	—
選挙諸費	136,059,800	—	136,059,800	—
12 公 債 償 還 費	603,973,000	—	603,973,000	1.69
元利償還金	572,441,000	—	572,441,000	—
利 子	31,532,000	—	31,532,000	—
13 諸 支 出	1,198,089,500	—	1,198,089,500	3.36
後援費	228,680,200	—	228,680,200	—
監査諸費	15,192,300	—	15,192,300	—
地方振興費	97,260,100	—	97,260,100	—
繰 出 金	412,207,000	—	412,207,000	—
新生活建設推進費	10,570,100	—	10,570,100	—
国民体育大会準備費	148,743,800	—	148,743,800	—
諸 費	285,436,000	—	285,436,000	—
14 國 災 對 策 費	41,389,900	—	41,389,900	0.12

款	項	別	前回までの 累計額	第二臨時会 追加額	現計予算額	総額に 対する 割合%
15	震災対策 費	備	41,389,900	—	41,389,900	0.01
	子	備	4,087,900	—	4,087,900	
16	水害対策 費	策	803,107,400	—	803,107,400	2.25
	水害対策 費	策	803,107,400	—	803,107,400	
17	災害対策 費	策	—	1,542,652,000	1,542,652,000	4.35
	災害対策 費	策	—	1,542,652,000	1,542,652,000	
歳	出	計	34,035,016,700	1,623,502,000	35,656,518,700	100.00

羅録



地方行政疑義問答集

○専門委員について

(昭和二八、七、一自行政行発第一九九号)
(山口県総務部長宛行政課長回答)

問 地方自治法第七十四条の専門委員は、法第三十八条の四第三項にいう執行機関の附属機関に該当しないと考えるがどうか。

答 お見込のとおり。

問 専門委員の設置は、条例、規則その他いかなる規程によつても差支えないと考えるがどうか。

答 規則で設置することが適當である。

○議会の応訴について

(昭和二八、五、二一自行政行発第一三〇号)
(福岡県議会議長事務局長宛行政課長回答)

問 地方自治法第七十六条第五項の規定により、知事が議会を被告として出訴した場合、これに対し議会は議決によらなければ応訴をすることができないか。又は議長が同法第四十条の代表権に基き応訴できるか。

答 議会は当然に被告となり、議長は議会を代表して応訴し得るが、応訴に関する機関意思は議決によつて定めるべきである。

○議会における選挙についての異議の決定時期について

(昭和二八、五、二五自行政行発第一三四号)
(小樽市議会議長宛行政課長回答)

問 議会で行つた選挙（副議長選挙）の投票の効力に関し、選挙終了後、即ち議長より選挙の結果副議長当選の旨を宣告後次の議題に入る前に異議の申立がなされたのでこれに対する決定案を議長より提案したが、その会期中に決定することが困難のため次の会期に更めて提案することを議会に諮つてこれを撤回したのであるが、異議申立に対する決定は同一会期中に限るものか、あるいは次の会期に更めて提案して決定するも差支えないか。

答 決定は異議の申立のあつた会期中、次の議題に入る前になすべきものと解する。

○議会の招集告示の取消について

(昭和二八、六、六自行政行発第一五二号)
(福岡県議会議長事務局長宛行政課長回答)

問 地方自治法第一条第一項後段の規定により、議員定数の四分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して、長に対し臨時会招集の請求がなされ、長が同条第二項の規定により招集告示をした後、事態の變化その他の理由によつて、さきに臨時会の招集を請求した全議員から、長に対し臨時会の招集請求撤回の届出がなされたときは、長は新たに招集取止めを告示することができると考えるがどうか。

答 議会招集告示後においては、濫りに招集請求の撤回をすることができないが、招集の目的が既に消滅したときは、招集の取消をして差支えないと解せられる。

○出席催告について

(昭和二八、六、二四自行行発第一六九号)
青森県総務部長宛行政課長回答

問 法第十三条但書の規定による出席催告は、予め会議時間延長の措置が講ぜられていない限り、会議規則で定められた閉議時刻以後の時刻を開議時刻と定めることはできないと考えるがどうか。

(註) 事例

答 会議規則で定められた会議時間は午前九時から午後四時まで、午後五時開会という出席催告を午後三時五十分に出した。
答 お見込のとおり。

○部課設置条例について

(昭和二八、六、二七自行行発第一八〇号)
横浜市長宛行政課長回答

問 部課設置条例について

(イ) 法第五十八条第六項の規定による部課設置条例の発案権は、長に専属するものなりや。

(ロ) もし長に専属するものとすれば、議会がこの条例を修正する場合制限があるか。

(ハ) 制限があるとすれば、その範囲如何。

答(イ) 長に専属する。

(ロ) 発案権を侵害するような修正はできない。

(ハ) 第五十八条第六項後段に定めるところの範囲内においてのみ修正しうるものと解する。

○地方自治法の疑義について

(昭和二八、七、一自行行発第一九八号)
広島県議会事務局長宛行政課長回答

問一 国会法においては、休会の事項が具体的に規定されているが、地方自治法においては、第二百二条第六項に「開閉に関する事項は、議会がこれを定める」という包括的な規定があるのみであるが、会議規則にも休会の規定がない場合、議会において休会を議決し、その休会中緊急事件のため会議の必要が起きた場合議長において会議を開くことができるか。

開き得るとすれば、その法的根拠と議会の行った休会議決との関係を御教示願いたい。

答 会議規則に何等の規定がないときは、議決により休会とされた期間中に議長が会議を開くことはできない。したがって原案のような取扱いはできない。

問二 議長が欠けていて、副議長において議長選挙を行つたところ副議長が議長に当選した。

この場合、副議長の職は議長当選受諾と同時に消滅し、法第八八条の議会の許可を要しないか。消滅するとすれば、その根拠如何。

答 副議長が議長に就任することを受諾したときは、法律上何らの手続を要せず自動的に副議長の職を失うものと解する。

○地方自治法の疑義について

(昭和二八、七、一自行行発第二〇四号)
沼門市長宛行政課長回答

問 昭和二十八年度の当初予算案を議会に提出した後に衆議院が解散されたため、その議員の選挙に要する経費を追加する必要がある場合であつても、当初予算の成立後でなければ、二十八年度の追加予算案は提出できないか。

答 提出できるものと解する。なお追加予算の議決は、当初予算の議決後でなければならぬから念のため。

○副議長の辞職について

(昭和二八、八、五自自行行発第二四四号)
(秋田県総務部長宛行政課長回答)

問 臨時会において副議長たる一議員が議長副議長の改選を提案したところ動議が成立し、更に全議員がこれに賛成した。この場合

一 副議長の提案は辞職の申出行為となるか、あるいは単なる改選動議とみるべきか。

二 賛成は辞職申出に対する許可行為であるか、あるいは改選議案に対する同意か。

三 いずれも無効議決であるか。

答 一、二、三会議録をみるに、副議長の提案は単なる改選動議にして、会議員の賛成はその議案に同意したものと解される。又この議決は一応有効に成立したものと解されるが、この議決からは議長及び副議長の辞職に関しては法律上なんらの効力も生ぜず、従つて、議長及び副議長が正規の手続により辞職しない限り、改選を行うことはできない。

○地方議会常任委員会について

(昭和二八、八、五自自行行発第二四七号)
(長野県総務部長宛行政課長回答)

問 定員各十名を有する甲常任委員会と乙常任委員会との連合委員会を開催するに当りようやく半数の出席者を得たが、

1 甲委員会の委員のみの場合に開会することが出来るか。

2 甲委員会の委員九人で委員会の委員一人でよいか。

3 甲乙各々半数でなければならぬか。

答 連合委員会とは同一事案を同時に附託された二以上の委員会をいうのではなく、ある事案を附託された委員会が当該の案と関係のある委員会を招いてその意見を聞く会議のことである。よつて連合委員会の定足数については、条例に特別の定がある場合を除き、議事を附託された委員

会に属する委員の出席数によるべきものであるが設問1の場合は連合委員会の実体具えるものではないと解する。

○議長不信任議決のための臨時会招集の請求について

(昭和二八、八、二五自自行行発第二五四号)
(長崎県議会事務局局長宛行政課長回答)

問 議長の不信任決議案を「会議に付議すべき事件」として、地方自治法第百一条中第一項の規定に基き臨時会の招集を請求することが出来るか
答 できない。なお昭和二十四年八月十五日付行政実例は、変更されたから念のため。



報道から拾う

愛媛の副知事制廃止議決取消を提訴

愛媛県知事は、さる十月三十一日同県議会で再議決された「副知事をおかない条例」を議会の違法越権であるとし、十一月二十日地方自治法第七十六条第五項により松山地裁に議決取消請求の訴訟を提起した。その理由は次のとおり。

一 この条例は、現任副知事の解職を招来せしめるもので、この点から次の三違法行為を犯している。

- ① 知事の副知事任免権を侵害している。
 - ② 任期四年という地方自治法の副知事任期制に対する保障規定を侵害している。
 - ③ 本条例は、抽象的法規範の設定という条例制定権本来の権限を濫用したものである。
- 二 本条例が現任副知事の解職を狙いとしたものでないとしても、
- ① 現行制度の廃止
 - ② 現任副知事の行政処分
- という二つの違法行為を犯している。

臨時道路特別補修税は目的税ではない

自治庁が昭和二十七年限度限りという条件付で実施した「石川県臨時道路特別補修税」に対し右派社会党県連では目的税であると無効確認の行政訴訟を提起していたが、十月七日金沢地裁で「県民一般の利益のため課税されるもので、地方税法に規定された目的税ではない」と請求棄却の判決があつた。

火炎ビン論争に斷

いままで最高検では「火炎ビン」は爆発物として全国に取締りを指示しており、現在継続中の同事件は全国で二百三十七名に達している。これに対し昨年十月広島地裁はじめ大阪、神戸、東京の各地裁はいずれも無罪の判決を下しておつたが、十一月十三日最高裁は「火炎ビンは爆発物でない」と判決、この論争に終止符を打つた。判決理由つぎのとおり。

「爆発物取締罰則の爆発物とは理化学上のいわゆる爆発現象を起すような物体であつてその爆発作用そのものによつて公共の安全を乱したは人の身体や財産を傷つけこわすに足る破壊力を持つてゐるものを爆発物と解すべきである。そして、理化学上のいわゆる爆発現象」というのはある物質が化学変化を起して一時に多量の熱およびガスを発生し体積が急激に増大して飛び散る現象と解釈すべきである。ところがこの火炎ビンはビンの破壊により濃硫酸が流れ出てビンの外壁に塗つた塩素酸加里にふれて塩素ガス、酸素ガスを発生して高熱を出すものであるが、塩素酸加里が少量なのでその爆発現象も極めて局部的小爆発に過ぎず、単に揮発油に点火するマツチの作用をするに止まり、その爆発自体によつては何ら公共の平和を乱し人の身体、財産を傷害損壊する力のないものであることが明かである。また火をつけると揮発油の燃焼が生ずるがこれも通常の燃焼状態に過ぎず、いわゆる理化学上の爆発現象ではない。よつて火炎ビンは爆発物取締罰則の爆発物でない」

(注) 爆発物取締罰則—明治十七年に施行された太政官布告で、治安をさまたげ人の身体財産を害う目的で爆発物を使用したものは死刑または無期もしくは七年以上の懲役、同末迄は無期または五年以上の懲役、製造輸入あるいは所持するだけで三年以上十年以下の懲役と規定されている。

續 李ライン問題 (三回)

韓国抑留漁民への差入決る

韓国に抑留されている漁民にたいする差入れについて十一月五日午後韓国公使館参事官と折衝の結果、つぎのような大綱が決つた。

一 使用船は日本側の貿易船を当てる。

一 回航先は釜山とするが、木浦など他の収容地にも寄港できる。

一 寄港地で日本側船員などの上陸はできない。

一 差入れ品目は通常日本の刑務所で許されている品目とし、衣類、副食品、医薬品日用品は許されるが、酒、煙草、新聞雑誌は許されない。

一 現金の差入れは在京韓国銀行支店を通じてドル貨の送金に同意する。

代表部設置は問題外

韓国外相は十一月六日の記者会見で京城および釜山に代表部を開設したいとの日本側提案についてつぎのように語った。

日韓両国間になんらの協定も結ばれてない間は代表部の設置案は問題にならない。十月決裂した日韓会談はもととはいふは両国間の緊密な関係樹立のため開かれたものである。

日本弁護士連合会、李ライン問題に決議

日本弁護士連合会（会長岩田宙造氏）は十月三十一日高知市で開かれた大会で、李ライン内で韓国軍艦に捕えられた日本の漁船、漁民の即時解放を求める「宣言」と人権擁護のため、調査団と弁護団を派遣すべきことを政府に要望することを決議したが、十一月六日この宣言文と決議文を首相、外相、法相、衆参両院水産委員長、駐日韓国代表部など関係方面に提出した。

米の調停を歓迎

韓国外務部の某高官筋は十一月九日、アリソン駐日米大使が「もし日韓両国が望むならば日韓会談を調停する用意がある」と述べたという報道に、関連して次のように語った。

韓国政府は先月決裂した日韓会談の再開にアメリカ調停を歓迎する。会談が再開され、漁業問題および朝鮮における日本の財産権問題が討議される場合、アメリカにオプザーバーで出席してもらいたいと思ふ。

在外事務所設置について回答を催促

日本政府がさきに韓国に対して要求した在外事務所設置についてその後韓国側から何らの回答もないので、外務省では今週中に再び要求、回答を催促することになった。日本側要求は京城に事務所釜山に分室を設置することとし、回答は十一月末までの条件をつけていたもので、再度の要求に対して約一週間の余裕をみ、回答がなければ今月末までにはもう一度要求するとともに、最後的には在日韓国代表部の退去を求めるハラを固めている。

李ライン侵犯漁夫一部釈放

李ライン侵犯のかどで釜山刑務所に収容されていた日本人漁夫六十五名は十一月十二日夜、李大統領の命令で全員釈放された。

抑留問題解決せず

韓国政府が十一月十二日夜抑留漁民六十五名を釈放したことについて政府は日韓会談再開の見通しが立つたとは必らずしもみていない。十三日朝外務省筋が明らかにしたところによれば、

- 一 九月以降抑留された漁民は五百七十七名で六十五名はごく一部にすぎない。
- 一 六十五名はほとんど裁判を終り赦免するという形をとっており、結局他の漁民も裁判がすまなければ帰れないのではない。
- 一 裁判をすることは前提として李ラインを法的根拠のあるものとみている。

漁船には何らふれていない。などから政府が米大使館を通じての仲介に提示した抑留漁民と漁船の即時返還は必ずしもこのことによつて解決されるものではないとしている。

米政府、調停を計画

当地（ワシントン発ロイター共同）權威筋が十日明らかにしたところによると米外交当局者は日韓会談の決裂に伴つて生じた困難な情勢につき米國が調停に立つ計画を検討している。米政府当局者は「日韓関係の現状は韓

国に対する経済援助を妨げ、そのほか種々の困難を生じており、われわれはこれについて非常に憂慮している」と語っており、とくに漁業問題をめぐる紛争から両国間に将来以上に重大な事件が生じるのではないかと懸念している。しかしワシントン官邸は、これらの問題は大部分両国の政府自身によつて検討されるべきものであり、米国がこの交渉に卷込まれることを警戒しており、米国が調停に立つ場合にも用心が必要だと信じている。

安保条約による米の善処申し入れ

李ライン・竹島問題に外相言明

岡崎外相は十一月十三日の自由党総務会で、竹島問題、李ライン問題の経過をつぎのように説明した。

竹島問題、李ライン問題については韓国側と交渉を進めており、抑留漁夫の釈放は両国関係の好転を示していることと思う。政府としては出漁を強行する方針で韓国側と交渉を進めてきた。

米国はこの問題が反米運動に利用されることを警戒し慎重に相談にのつている。竹島問題は安保条約による日本領土にたいする韓国の直接侵略として政府は米国にたいし善処方を申し入れている。また安保条約によると具体的問題は協議することになつているので目下協議を進めている。竹島問題および李ライン問題にたいする対抗策としては、

△金公使の引揚要求△九億円にのぼる在日韓国人の生活保護費支払問題△在日韓国人にたいする内国人待遇の停止および外国人としての諸制限と取締の強化△通商関係の停止△国連軍にたいする便宜供与問題などが考えられる。

数日中に全漁民を釈放

韓国政府首脳言明

韓国政府首脳者の一人は十一月十三日「李ライン侵犯のことで現在韓国の刑務所に抑留されている四百三十一名の日本人漁夫は裁判が終り次第すべて釈放される」と語つた。これら四百三十一名の日本人漁夫は李ラインを越境したとの理由で韓国海軍に捕獲された日本漁船三十八隻の乗組員で四百十五名は木浦、十六名は麗水の刑務所に収容されている。同高官の言明つぎのとおり。

李大統領は日本は韓国の隣国であるので日韓間の友好関係をいつそう促進するため日本漁夫の釈放を指令する計画だ。日本人漁夫はおそらくここ数日間に裁判され、裁判終了と同時に釈放されよう。

日韓問題には介入しない

ニクソン米大統領語る

石川経団連会長、藤山日商會頭ら財界人十氏は十一月十九日ニクソン米副大統領を訪問、懇談したが、その際「日韓関係には米国としても重大な関心を寄せているが、これには介入しない方針だ」と述べた。

「日本譲歩を約す」と韓国政府言明

韓国政府当局は十一月二十日、日本側が「若干の譲歩」を行うことを約束したので、行きまづつてゐる日韓会談を来週再開する準備をすすめていると言明した。

韓国外務部スポークスマンの言明によると、日本政府が韓国側に約束した譲歩は次のようなものである。

一 日本は「原則として」李ラインを承認する。しかし、日本は一定の数の日本漁船が漁業のため李ラインの韓国側に入ることを許すよう韓国政府に要請する。

二 日本は韓国における財産請求権を撤回する。

三 日本は久保田貫一郎現首席代表のさきの会談における発言が日韓会談の行きづまりを来したことを認めて首席代表を交代させる。

韓国外務省筋では、日本が誠意をもつてこれらの譲歩を行うならば一九五一年末以来開いたり休んだりして来た日韓会談の前途は明るくなるだろうとのべている。

なお韓国外務部では、十月の日韓会談で久保田首席代表は「韓国政府は対日平和条約の締結前に樹立されたものであるから非合法的なものであり、またカイロ宣言は戦時中の興奮状態のうちに書かれたものに過ぎない」と述べたが、これは「無責任かつ侮辱的な発言」であり、このため会談は決裂したものだと言つてゐる。

事実上の講和会議、李ライン十年認めよ

一 韓国外相は十一月二十四日の記者団会見で「日本はこんご十年間李ラ

インの存在を認むべきだ」とつぎのように語つた。

一 韓国は日本にこんご李ラインを侵犯させぬため李ラインを侵犯した日本人漁夫を一時的に逮捕し漁船を没収したが、同じ目的から日本人漁夫の釈放を命令した。日本は、韓国にこんご十年間何の妨害もせず韓国漁業を育成するという誠意を示すべきだ。

一 日本政府は再軍備を促進するため対韓感情をそそのかしている。また日本は韓国人八十万を日本から放逐しようとしている。しかしわれわれは日本政府が久保田発言を取消せば日韓交渉を再開する用意がある。

抑留漁夫全員を早急に送還

韓国政府スポークスマンは十一月二十三日、日本人漁夫の釈放に関するつぎのような公式声明を発表した。

李ライン侵犯のため抑留された日本人漁夫はできるだけ早急に釈放され、日本に送還されるだろう。

われわれは日本人が韓国人の温い友情を感じ、その共存が極東の平和のため不可欠である日韓両国が理解しあうことの必要性を認めるよう心から希望する。

日本代表部設置は延期を希望

政府は十月二十三日韓国政府に対し「十一月末までに韓国内に日本政府代表部を設けるから便宜をはかつてほしい」との書簡を提示したが、十一月二十六日これに対する回答として「日韓間の現状では日本代表部を設置すべき満足な状態にまで至っていないから会談を再開して話し合いをつけるまでは暫く設置を延ばしてほしい」という主旨の積極的な意思表示を受取つた。

政府は十月、代表部設置の申入れを行うに際して韓国側が簡単にこれを認める態度には出まいとの予想をしていたが、韓国側が応じなかつた場合には昨年四月二十八日の日韓間の交換公文で「韓国は相互主義にもつき在日韓国代表部と同様の地位および特権を有する在韓日本政府代表部を認める」と約束していることと食違ふというい分をもつてあらためて韓国側に対抗できると考えていたようである。

政府は韓国側の回答について二十七日の閣議で検討を加えたが、近く韓国側に対し

昨年との交換公文で約束したと相違する旨を明らかにして再考を求める意思表示を行うことになる模様である。

「李ラインは双方の利益」と韓国聲明

葛洪基韓国政府スポークスマンは十一月二十七日、日韓紛争について韓国の立場を主張するつぎのような声明を発表した。

一 日本と友好関係を結ぶことは韓国の対外政策が常に目的としてきたところだが、日本側はあらゆる平和的提案を拒否する態度に出ている。

一 われわれは日本に韓国の国宝と日本が朝鮮銀行から持出した金の返還を要求したしかし日本側は盗品の返還を拒否したうえに不法にもわが国の土地財産の八五パーセントを要求した。

一 韓国は日本の漁夫を釈放し、日本側にいくとも水産資源保存協定の交渉開始を申出、それによつて日本人と平和的に共存することに対する希望をもっていることを証明した。われわれは日本の四十年間にわたる野蛮な弾圧を忘れ、日本と手を携えて共産主義の脅威に対し断固たる立場をとる用意がある。

一 両国間の争いの今一つの原因は日本の漁業による勢力拡張である。韓国は近海の水産資源搾取を制限するため一線を画するという提案を行つた。しかし日本側はこの問題を冷静に討議することさえ拒否した。このため韓国はついに日本人の沿海進出を阻止するため自分で一線を画さざるをえなくなつた。平和ラインは両国の水産資源を保護するために宣言されたもので明らかに日韓双方に利益となるものである。

巡視船の増強を閣議決定

政府は十二月の盛漁期を控え李ライン内に出漁する日本漁船の保護について海上保安庁と水産庁で具体的方法を検討中であつたが、このほど運輸省で「拿捕事件対策強化措置要綱」をまとめたので十一月二十七日の閣議で正式決定した。政府はこんごこの要綱にもとづいて具体的措置をとり盛漁期を控えて待機する多数漁業者の出漁を可能にし、その安全措置をはかることになつた。同要綱にすれば、李ライン方面にはこんご二十四隻の巡視船を派遣し現場には常時九隻まで行動できるよう増強する。また乗組員には危険手当および災害補償など特別の措置なども講ずることとしている

日本代表部設置を拒む

政府はさきに韓国政府に対し、十一月末までに在韓日本代表部の設置方を申入れたが、在京韓国代表部は十一月二十七日午後、口上書で「日本政府の申入れは諸般の情勢から応じられない」との回答を寄せた。この口上書は、韓国政府としては相互主義によることは異論がないが、在韓日本代表部の設置はなお時期が早いとし、適當の機会に考慮することを約している。外務省はこの通告にもとづき同日午後の幹部会で韓国側の回答につき協議したが、日韓会谈再開の気運をも考慮し、なお韓国側の出方を注視する方針を決めた模様である。しかし外務省としては、今回の韓国政府の回答は日韓会谈再開のふくみをもつて、日本代表部の設置は日韓会谈で解決すべきであるとの意向を示唆したものとみており日韓会谈再開の気運はさらに進展したものとみている。

日韓会谈近く再開せん

米國務当局は十一月二十七日、日韓会谈は近いうちに東京で再開され、米側から一名オヴザーヴァーとして参加するかも知れないと語つた。

眞珠貝漁業國際司法裁判所に付託

兼、同意を正式回答

在日オーストラリア大使館は、二日外務省に対し、同国は去る十月八日日本側が申入れた「オーストラリアの眞珠貝漁業法をめぐる日本とオーストラリアとの紛争を國際司法裁判所に付託する」ことに同意する旨の文書を通達した。

今回のオーストラリア側の回答によつて、日本とオーストラリア両国は問題を國際司法裁判所に付託するための共同訴状を作成することになるわけである。ただ先の申入れに當つて日本政府が「國際司法裁判所の判決があるまでの暫定措置について直ちに話し合いをはじめたい」と提案した点についてオーストラリア側は「國際司法裁判所

の判決があるまでオーストラリア水域での眞珠貝採取についてはオーストラリアの眞珠貝の漁業法を適用する」との立場は変えていない。

マ米國務省局次長竹島問題で聲明

竹島問題に対し日米安保条約を適用するとの日本政府聲明に関し、國務省東北アジア局マクラーク次長は十一月十三日「なんの正式通知も受けていない。竹島が日本領土であるかどうかは米國が口を出す問題ではない」と語つた。

当地ではこの聲明は日本政府が日韓問題で米國の調停を求める第一声とみている。權威筋は竹島が一年前まで在日米軍の爆撃演習地域に含まれていた点を指摘し、この事實は米國側が竹島を日本領土と認定した根拠になるのではないかとしている。

日米著作權條約に調印

昨年四月二十八日以降、平和條約の発効に伴い明治三十九年締結された日米著作權條約は効力を失つたので、著作權に関するその空白を埋めるため、日米間で暫定措置について交渉を進めていたが、このほど双方了解に達し、十日外務省で岡崎外相、アリソン大使との間に公文を交換、暫定取決めの調印が行われ、共同コミュニケが発表された。今回の取決めにより平和條約発効時にさかのぼつて四年間、昭和三十一年四月二十七日まで両國間の著作權は平和條約十二条にもとづき、それぞれ國民待遇を与えることになり、兩國の著作物はそれぞれの國の著作權法によつて保護される。共同コミュニケつぎのとおり。

共同コミュニケ

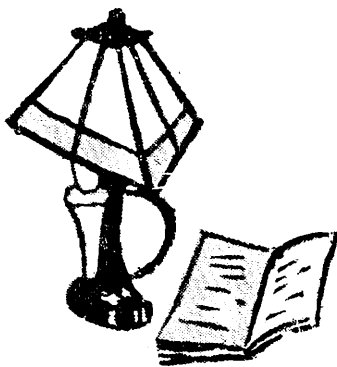
本日、日米兩國は日本國との平和條約第十二条にもとづき、兩國が自國の法令により自國民に与えると同じ著作權保護をそれぞれ相手國國民に与える趣旨の暫定的取決

めを正式に結んだ。この相互的取決めにともつき、昭和二十七年四月二十八日から昭和三十一年四月二十七日に至るまでの間、日本人の作家、作曲家、画家、音楽家等の手に成る著作物は米国の法令により米国内で米国人の著作物と同一の条件の下に侵害に対して保護される。同様に米国人の著作物も日本の法令により、日本で日本人の著作物と同一の基礎において保護される。

この取決めは本日、外務省においてアリソン大使と岡崎外務大臣との間の公文の交換によつて正式なものとされた。両者ともこの取決めをもつて両国間の著作権関係史上の重要な一歩をなすものである旨を述べた。

米国側の公文は、この取決めを一時的性質のものとする日本側の見解を了承し「両国政府は両国間の著作権関係を正常化するための相互に満足すべき著作権協定をできる限り速かに締結するよう努力するものである」旨を米国政府が了解していることを述べている。

この取決めは、明治三十八年の日米協約に代るものであり今次の交換公文の下では著作権に対しても保護が与えられることになつてゐる。



道人事異動

昭和二十八年十一月十三日 (カツニ内は前職)

農務部長	内海 勝	(上川支庁長)
監察長	大塩 紘	(農務部長)
労働部長	市川 忠次	(東京事務所副所長)
建築部長	谷 重雄	(建設省建築研究所企画調査課長)
後志支庁長	福岡 武二	(旭川支庁長)
留萌支庁長	中川 久太郎	(道人事務委員会事務局長)
檜山支庁長	小島 政直	(旭川林務署長)
上川支庁長	木村 伊三郎	(土木部次長)
十勝支庁長	佐々木 茂一	(日高支庁長)
日高支庁長	長沢 豊太郎	(林務部林政課長)
網走支庁長	讚良 博	(商工部工務課長)
願により本職を免ずる	熊谷 兼雄	(建築部長)
道人事務委員会事務局長	南部 農夫治	(労働部長)
土木部次長	三丁目 喜一郎	(土木部河川課長)
東京事務所副所長	鈴木 吉藏	(農務部農業改良課長)
新生活建設協議会事務局長	吉田 博	(農務部農政課長)
総務部人事課長	河合 豊雄	(水産部漁業調整課長)
総務部職員厚生課長	川崎 久暉	(総務部人事課長)
総務部文書課長	及川 謙三	(人事委員会事務局業務課長)

民生部婦人児童課長	鈴木 勘藏	(税務講習所長)
衛生部医務課長	進藤 長次郎	(教育委員会事務局財務課長)
商工部商務観光課長	伊藤 勇藏	(商工部商工振興課次長)
農務部農政課長	浅井 好二	(網走支庁長)
農務部農業協同組合課長	斎藤 齊	(農務部農業協同組合課長)
農務部農業改良課長	奥山 孝	(東京事務所業務課長)
土木部管理課長	伊集院 兼敏	(農務部農政課次長)
土木部河川課長	前野 積	(農地開拓部拓務課長)
農地開拓部拓務課長	七田 茂	(旭川土木現業所長)
林務部林政課長	新内 彌太郎	(総務部財政課次長)
林務部林産課長	田畑 善作	(民生部婦人児童課長)
水産部漁業調整課長	佐藤 三郎	(後志支庁長)
監察員	田村 肋太郎	(総務部文書課長)
出納局用度課長	廉嶋 虎雄	(出納局用度課長)
道教委事務局出向	高元 義郎	(農務部畜産課次長)
総務部企画室勤務	高昌 太郎	(衛生部医務課長)
総務部勤務	側見 清一	(新生活建設協議会事務局長)
総務部勤務	小林 行夫	(十勝支庁長)
東京事務所業務課長	山田 武	(留萌支庁長)
林務部林業講習所長	上野 謙三郎	(総務部職員厚生課長)
旭川土木現業所長	山形 勝敏	(商務観光課長)
監察員	竹花 薫	(林務部林産課長)
	本間 文彦	(旭川土木現業所工務課長)
	山本金一	(札幌管区監察局)

北海道議會時報第5卷綜合日次

(昭和28年1月—12月)

議會の動き

事	項	號
○本會議		
昭和二十七年第四回定例道議會		1
昭和二十八年第一回定例道議會		3, 4, 5
昭和二十八年第二回定例道議會		7
昭和二十八年第一回臨時道議會		9
昭和二十八年第三回定例道議會		10, 11
○常任委員会		
○特別委員会		毎号掲載
予算特別委員会 (第四回定例道議會)		
" (第一回定例道議會)		1
" (第二回定例道議會)		4, 5
" (第三回定例道議會)		7
決算特別委員会 (昭和二十六年年度道費歳入歳出決算)		11
電源開発対策特別委員会		4
総合開発調査特別委員会		1, 2, 3, 4
水害対策特別委員会		7, 11, 12
冷害凶作対策特別委員会		6, 9, 10, 11, 12
綱記補正に関する調査特別委員会		9, 10, 11, 12
○請願・陳情		
請願 258～342号 札幌 222～343号		1
" 1～117号 " 1～114号		4
" 118～170号 " 115～166号		7
" " 167～343号		9
" 171～241号 " 344～414号		11

○決議・意見書	
決議 1～5号	意見書 1～16号 (第四回定例道議會)
" 1～3号	" 1～2号 (第一回定例道議會)
" 1～4号	" 1～3号 (第二回定例道議會)
" 1号	" 1号 (第一回臨時道議會)
" 1号	" 1号 (第三回定例道議會)
" 2～5号	" 2～15号 (")

会合

事	項	號
○全国都道府県議会議長会幹事会及び臨時会		
○八都道府県議会事務局員協議会		1, 2, 3, 8 9, 11
○八都道府県議会議長会		2
○全国都道府県議会議長会参与会		2, 3, 6, 9 10, 11
○全国都道府県議会事務局議長会		3, 5, 6, 12
○一都北都七県議会事務局員連絡協議会		3, 9
○八都道府県議会事務局議長会		5, 7, 12
○一都北都七県議会議長会		5
○全国都道府県議会議長会幹事会及び会前運賃増進委員会		6, 10
○一都北都七県議会事務局議長会		6
○全国都道府県議会議長会幹事会及び会前運賃増進委員会		6
○一都北都七県議会事務局議長会		10
○全国都道府県議会議長会幹事会及び会前運賃増進委員会		10
○一都北都七県議会事務局議長会		2, 3, 6, 7, 8 9, 11
○第三十二回全国都道府県議会議長会		11

號

事 項	號
教 育	
○義務教育費全額国庫負担をめぐる動き	2
○義務教育学校職員法案	3
○義務教育国庫負担法半額負担の実施について	4
○二十八年度義務教育国庫負担金問題	7
○公立学校施設費及びの施設校舎改革費の一部負担法案	7
○青少年問題協議会設置法案	7
○義務教育制度及び教育委員会制度に対する答申——中央教育審議会	8
○勸学青年教育振興法案	9
制 度 法 令	
○栄典法案	1
○公職選挙法の改正意見	2
○恩給法改正案（要綱）	3
○公職選挙法改正に関する自治庁の意見書	8
政 治	
○第十五国会成立法案一覧表	4
○国会各派新分野	5
○衆議院議員選挙、参議院議員選挙候補者別得票数調	5
○第十六特別国会の展望	9
○第十六特別国会で成立した法律のその後の公布調	11
○第十七臨時国会の展望	12
財 政	
○昭和二十八年年度の予算	1,2,7,8
○昭和二十八年年度（国費）一般会計暫定予算について	4,6,7
○補正予算	11,12
○昭和二十七年年度歳費予算現計調	1
○昭和二十七年年度歳費最終予算調	4

○昭和二十七年全国都道府県一般会計最終歳入歳出予算並びに議会費についての考察	9
○昭和二十六年度都道府県の決算概要	4
○昭和二十六年度全国都道府県歳入歳出決算調（一般会計歳入（特別会計））	7
○昭和二十八年歳出費（普通会計）歳入歳出予算明細表	3, 4, 7, 10, 12
○二十八年年度全国都道府県特別会計予算調	7
○昭和二十八年年度全国都道府県一般会計歳入歳出当初予算に対する考察	6
○最近六カ年間北海道歳入歳出予算表	4
○昭和二十八年地方予算の編成について	1
○修正予算を含めた平衡交付金本決定	2
○特別平衡交付金	3
○昭和二十七年地方財政平衡交付金の交付についての比較考察	5
○昭和二十七年地方財政平衡交付金の交付基準額並の交付額調	5
○昭和二十七年地方財政平衡交付金の交付基準額並の交付額調	4
○昭和二十八年年度普通平衡交付金四月概算交付額調	7
○地方財政平衡交付金七月概算交付額	8
○地方財政平衡交付金八月概算交付額	11
○地方財政平衡交付金十一月交付額	9
○昭和二十八年年度地方財政平衡交付金の配分決定	7
○二十八年年度地方財政平衡交付金の交付基準額	9
○昭和二十八年年度地方財政計画	2, 6, 7, 8, 12
○地方財政資料	2
○戦前、戦後における地方財政規模の比較調	6
○地方財政再建準備法案	9
○道路収収状況調	2, 5, 6
○昭和二十七年国税地方税の収入見込額調	4
○地方税法改正法案（要綱）	3
○付加価値税一年延期 一地方税法改正案一	2
○地方財政法施行令の一部を改正する政令	6

○昭和二十八年年度起算可決する	4
○地方規程の赤字補償起算額分ける	4
○資金通信用部資金法の一部を改正する法律案	9
○地方債の道府県別例当	12
地方行政	
○地方議会における懲罰事件	1, 4
○地方制度改革に関する意見	2
○警察制度の改革に関する意見	3
○知事公選制に関する意見	3
○地方税財政制度改革に関する意見	3
○「地方公共団体の種類、機能、規模、性格等に関する問題の考え方」に対する意見	7
○現行地方制度に関する問題点（自治庁提案）に対する意見	8
○「地方制度調査会において当面答申を要すべき事項（提案委員案）に対する意見	9
○全国都道府県議長会で従来所表した意見の目次	9
○地方制度調査会財政部会改革委員の答申案に添く税収人の異動に関する試算	9
○「地方制度の改革に関する答申」に対する意見	11
○全国知事会地方制度調査委員会意見概要	6
○地方制度改革に関する自治庁の構想	3
○地方制度調査会行政財政両部会関係連革委員の答申案	9
○地方制度調査会小委員会原案修正点	9
○地方制度調査会において当面答申を要すべき事項	10
—行政部会決定案—	
—財政部会小委員会案—	
○地方制度改革に関する答申	11
○日本の地方制度に対する占領行政の批判	10
○第四回定例道議会の議決を待た条例の公布調	1
○第一回定例道議会の議決を待た条例の公布調	5
○第二回定例道議会の議決を待た条例の公布調	11
○町村合併促進法案要綱	2
○町村合併促進法案	7
○町村合併促進に関する関係決定	10
○町村合併促進基本計画	11
○地方公共団体の手数料分及び同手数料規則の一部改正	5
○地方公共団体の中央金庫設置法案	6
○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案	7
○自治大学校設置法案	7
○八都道府県局部設置状況	2
○道知事の府局機関一覧	3
○全国代表都道府県の行政府局機関設置状況調	10
○全国都道府県議会諸願、陳情集計表	7
○「昭和二十七年全国都道府県の定例会、臨時会及び議決数等に関する調」についての考察	9
○地方職員の人数調	2
○本道有権者調	3
○衆議院議員選挙における有権者数、投票者数及び投票率等に関する調	5
○参議院議員選挙における有権者数、投票者数及び投票率等に関する調	5
○下島選挙区選請国民大会	8
○地方自治法の一部を改正する法律案	9
○戦前戦後における荷居の処理すべき事務比較（法令対照）	12
○全国議長会の両院制に対する政府側答申	12
○欧米各国における国会の運営状況について	12
○町村数表選調	12
○都道府県別、人口、段階別調、町村数調	12
総合開発	
○二十八年度北海道開発費	2
農林水産	
○重要農機具改良普及助成法案要綱	1
○河川砂地帯農業振興臨時措置法案要綱	1
○行政協定に伴う農林漁業特別員負担徴収法案	1
○川内漁業補償保証法案	1

○本年度産米の推定実収高	1
○有者農家創設資金特別措置法案	2
○重要農産物産安定制度要綱	2
○農業機械化促進法案	7
○産米者の被害農家に対する資金の援助に関する特別措置法案	7
○前年の砂地農産物地区を指定	8
○八月十五日現在産米収穫予想	9
○九月十五日現在産米収穫予想	10
○十月十五日現在産米収穫予想	11
○十月十五日現在産米収穫予想	12
○供米市、支庁別割当数量	11
○二十八年産全国供米割当	12
○産米開発に伴う水没その他の損失補償要綱	5
○直轄施行に係る多目的ダムの建設に関する法律案要綱	6
○前山治水基本対策要綱	11
厚生	
○消防施設強化促進法案	1
○本道最近五カ年間の火災推移	6
○消防施設強化促進法案	7
経済	
○消費者価格調査について	1
○換算法改正公取委案	2
○租業法案（緩行）	3
○本道貿易要綱	6
○対中、台、湾貿易要綱	8
○輸出信用保険を改正	4
○中小企業金融公庫法案	7
治安	
○警察法案	3
建設	

○道庁警備費の収支額等に関する臨時措置法案	1
○二級国道の道路審議会答申案	5
○北海道防犯住宅建設等促進法案	6
○北海道防犯住宅建設等促進法（成案）	7
○建築人準法の一部を改正する法律案	9
○主要地方自治の選挙制度	9
○主要地方自治に指定	10
労働	
○日能労働者健康保険法案	2
○スト規制法案	3,7

議案	審議	番号
○「予備訴訟訴訟」に対する佐々木惣一博士の見解	1	
○抜き打ち解散無効の訴	5	
○抜き打ち解散は無効	11	
○政令二百一号（公務員のスト禁止などを定めた）違憲の上告棄却	5	
○外国人登録は合憲	6	
○軍事裁判の事務整理は違憲でない	8	
○農地の適度買収は違憲の判決	8	
財政		
○二十七年国民所得五兆二千億圓	7	
○税（国及の道税）の行方	9	
地方行政		
○行政訴訟開答集	毎号掲載	
○千歳の特許代用業認定条例	7	
○地方公共団体の長を被告として議会を招集すべき旨の判決を求める訴訟は許されない	8	
○議員の定数削減議決	9	
○学生選挙権で再確認	10	
○県議会に副知事制廃止の発案権あり	10	
○副知事制廃止案例再議	10	
○副知事制廃止案例議決は越権	10	

- 補知事制廃止提案は違法でない
○愛媛の補知事制廃止議決取消を提訴
○臨時道路特別補修料は目的税でない

人 事

- 道議会常任委員及びの各役役員一覽
○道議会常任委員会委員名簿
○第五次市田内閣の制ふれ
○政務次官の制ふれ
○衆参両院正副議長
○衆議院常任委員長制ふれ
○参議院常任委員長制ふれ
○道人事異動(11.13現在)

国 際

- 「領空侵犯」に因する日米往復特許
○ガソリン(税関、貿易)に因する一般協定) 加入本年未までに実現か
○「大坂丸事件」韓国日本の抗議を拒否
○日本のガソリン加盟報告コミニケ発表
○A級戦犯釈放に因する関係国との間の公文交換について外務省発表
○日本国とアメリカ合衆国との友好通商航海条約
○戦前の条約、協定は引き続き有効
○行政協定改訂正式申入れ
○日米貿易会議終る
○石油裁判
○「円平価」協定成る
○その後の日米関係状況
○MSA援助
○米国MSAの援助の近況
○朝鮮動乱の三年
○奄美大島群を返還
○対外援助費本決り

- ソ連、国防費三十六億ルーブル削減

- 海外残留同胞の実数判る

- オライソ問題

- 竹島問題

- 勿論漁業問題

- 行政協定改訂に調印

- 国連軍用裁判権協定に調印

- 国府、公海に防衛水域を設ける

- 日米会議共同声明

- 日中貿易協定調印

- 日米著作権条約に調印

雑

- 組合会議出席途中の負傷は業務外災害と判定

- 本道人口四百五十二万四千三百三人

経 済

- 二十七年度特需獎勵額

- 日本物産と外国物産との開き

- 日本貿易の現状

- 八十年間の物価指数

- 改正強禁法実施に伴う「不公正取引方法」を指定

法 務

- 道議会の匿名処分は違法、札幌市議会改選

- 政令三百二十五号(市町村の領土行為処罰令)事件に因する最高裁判

- 政令三百二十五号違反事件は免訴

- 戦犯即時釈放の提訴

- 選挙の一部無効訴訟について

- 不当な職務費用に半決

- 制服の非行は賠償せよ

- ネオン管脈税事件は控訴棄却

- 国家賠償法に基き行政訴訟提起

○学生の退学処分に対する行政訴訟
 ○最高裁「黙とう事件」に結論
 ○飛び乗るのが悪い
 ○火災ビソ論争に断

10
 10
 10
 12

図書室だより

事	項	号
○図書室だより		症号掲載



- 池田特使、ロンドン到着。
- 稚内、留萌、北見地方に初雪降る。
- 札幌線（浦臼―雨竜間）開通。
- 補正予算案衆院通過。
- 中国視察議員団帰る。（団長池田正之輔氏）
- ソ連、ルガノ会議（ドイツ、オーストリア問題に関する米、英、仏、ソの四国外相会議）拒否。
- 国会会期三日間延長。
- 全日通労組スト交渉妥結。
- 保全経済会、伊藤理事長詐欺、横領で告訴さる。
- ア米大統領は記者会見で「ソ連は三日の覚悟でルガノの四国外相会議への参加を拒否したが、米国は今なお独、朝鮮問題解決のため、ソ連との交渉を希望している」と強調した。
- 米国防犯審査委員会法律顧問、コンラッド・スノー將軍は、「土田法務省更生保護審査委員会委員長と会談した結果、できるだけ早く二百二十三名の日本戦犯者の減刑、特赦を考慮する旨確約した」と言明。
- インドシナ訪問中の、ニクソン米副大統領は「米国は現状では交渉によりインドシナで休戦することを支持しないであろう」と語った。
- 本年度ノーベル物理学賞は、フレデリック・ゼルニケ博士（オランダ）化学賞はヘルマン・シュタウディンカー博士（西ドイツ）に決定。
- 米極東陸軍司令部渉外部は、五千七名にのぼる日本人従軍員の解雇について発表。
- 鷹泊ダム落成式。
- 改正刑訴法施行。
- 新木駐米大使、「池田、ロ声明に日本政府は同意する」旨通告。
- 道供米義務勘当完納。
- 全道一帯に初雪。
- 補正予算案衆院通過成立。
- 第十七臨時国会閉会。
- 本年度文化功労者決る。（安藤広太郎、神戸正雄、北島多一、小川未明、中村清二、山田孝雄、板谷嘉七、香取秀治郎、喜多六平太、羽田享の十氏）
- ダレス米國務長官は、記者会見で「中共承認は永久に反対するものではない」と語った。
- メノン、インド代表は、国連政治委で米、英、仏、ソ、カナダの五カ国で非公式の軍縮会議を開くことを提案した。
- 札幌石田屋焼く。
- マ、ソ首相は「四大国巨頭会議参加に同意した」と言明。
- 日米著作権条約に譲印。
- 通商省、今年上期の通商白書発表。
- 比大統領選挙に、マグサイサイ氏当選確定。

昭和二十八年十二月二十日発行

北海道議會時報

第五卷 第十二号

編集 北海道議会議事務局調査課

発行 北海道議会議事務局

電話 ② 一、八二〇番

○税制調査会、税制改革案を答申。

○韓国、漁夫六十五名釈放。

○中国赤十字社から三団体連絡事務局宛、中共の集団引揚げ打切りの正式公電入る。

○国連技術援助会議に沢田大使副議長に選任さる。

○ロンドン滞在中の法務省中央厚生保護審査委員会、土田委員長は「英国は百名の日本人戦犯の刑期再審査を確約した」と語った。

○通人事異動発令。

○モロトフ、ソ外相異例の記者会見を行い、中共参加を再び強調、五大国会談を提案。

○カナダ訪問中のア米大統領は、上下両院合同会議で「将来の国防計画においては、ソ連が北米大陸に原爆攻撃を加える能力を持つことを念頭におくべきだ」と演説した。

○ア米大統領の特派親善使節として、ニクソン米副大統領入京。

○木村保安庁長官対島に向う。

○在ソ戦犯帰国共同コミニケ案到着。

○吉田、ニクソン会談。

○全通二十日から定時退庁を指令。

○在ソ戦犯帰国共同コミニケ案、原則的に了承の旨日赤返電。

○ラングリンで、ビルマ米二万トン購入契約に調印。

○ダレス米國務長官は「送還拒否捕虜、一月二十二日には釈放する」旨を言明。

○人事院、国家公務員の退職金法案勧告。

○イラン政府スポークスマンは「日本はイランに対し、日本からの産業施設購入用資金として一千五百万ドルの借款供与に同意した」と発表しした。

○国連政治安全保障委員会は、米、英、仏その他十一カ国が提案した十四カ国軍縮決議案を採択した。

○全道に寒波襲来。

○米国のニューズウィークは「英国は最近米国の対中東政策に対する不満から、極東における米国の非協力を考慮するとともに、米国の対抗上日英同盟の復活を考えている」と報じた。

○ニクソン副大統領は昼食会で、「米国の日本の武装を解除したのは誤りであつた」旨の演説を行った。

○在ソ戦犯送還に関する、日ソ協定調印さる。

○三公社、五現業超過勤務拒否闘争に入る。

○米議員団来日。

○全道衛生管理者大会開かる。○二十一日、二十二日札幌医大で。

○千歳の米軍火薬庫大爆発。

○第二次補正予算案閣議決定。

○奄美大島に日銀券輸送。

○李大統領は「全鮮自由選挙に反対せず」と声明発表。

○英「イランとの外交関係復活の用意がある」旨イラン首相にメツセージを送った。

○中共、北鮮経済文化協定に調印。共同コミニケ発表。

○葉岡村外相は奄美大島の日本返還問題に反対を表明。

○ダレス米國務長官は、ニクソン副大統領の「日本武装解除は誤りであつた」という言明に賛成であると語った。

○米英仏三国はソ連政府に対し、オーストリア国権回復条約に関する覚書を手交。

○国連総会法律委員会、大陸棚問題討議開始。

○ソ連政府は、モスクワの米英仏三国大使館に四カ国外相会議参加の用意ある旨の覚書を送った。

○日中貿易国民会議開く。(東京共済会館)

○増毛町管理アパート全焼。

○今晩町東に大地震。

○池田、アリソン会談。

○日本の国際裁加入問題について、国連安保理の専門委員会は安保理に勧告することを決定。

○李大統領台湾に向う。

○奄美大島返還第一回日米正式交渉開く。

○三井鉱山争議百十三日振りに妥結。

○韓国抑留漁夫四百三十一名長崎港に送還。(第三次)

○鹿地亘氏電波法違反で起訴さる。

○国連総会は、世界の大國が国連軍縮委員会の枠内で軍縮実現の方法を検討し、同委員会が、明年の次期総会にての結果を報告するよう要求した政治委員会の勧告案を可決した。(共産圏諸国反対)

○午前六時五十分砂川、東洋高圧で爆発事故。

○興安丸ナホトカ着。

○緒方副総理、官公労闘争へ談話発表。

○蔣、李会談共同声明。

○国府訪問の李大統領は「国府との間に秘密協定は結ばない」と語る。

○第十八臨時国会開く。

○鳩自党合同、両自出党声明を発表。

○共産側、予備会談で、政治会議を十二月二十八日ニューデリーで開くことを提案。

○道教育委員長に鎌田理吉氏就任。

○国連総会社会人道委員会は、ソ連に抑留されている捕虜問題討議のため日独伊の代表を同委員会に出席させる旨の決議案を可決。(賛成四十八票、反対五票)

○国連総会、ソ連の軍縮決議案を否決。